



業務運営評価制度：平成 17 年度年間事業評価書

平成 18 年 10 月

国際協力銀行

はじめに

～説明責任の徹底と成果重視の業務運営の推進に向けて～

2005 年は米国を始めとした先進国や中国経済等に牽引され、世界経済は 5%レベルの高い成長を達成し、我が国の経済も、企業の設備投資の積極化や個人消費の増加に支えられ、着実な回復基調を継続しました。我が国の成長路線を確固たるものにすべく、今後もより一層の我が国の国際競争力強化に向けた取り組みが求められる一方、中東情勢の緊迫化を始め、政治的な不安定性や地政学的リスクの増大が懸念されるとともに、長引く資源・エネルギー価格の高騰、世界的な経常収支不均衡拡大や国際的なインフレ懸念等が世界経済の不安定要因となっています。こうした状況の下、資源・エネルギー問題への戦略的対応や、開発途上国との経済連携促進、日本企業の円滑な国際事業展開支援、国際金融秩序の安定等の政策課題に対して、新しい金融手法も駆使しながら応えていくことが求められています。また、開発途上国の経済・社会インフラの整備、貧困・大規模災害・平和構築への対応、地球規模の温暖化問題や感染症等、国際社会の安定と持続的発展のニーズに対して応えていくことが求められています。

国際協力銀行は、我が国の対外経済政策を担う一元的な政策金融機関として、民間金融機関の活動を補完・奨励しつつ、「我が国の輸出入および海外経済活動の促進」、「開発途上地域の経済社会開発・経済安定化への支援」、および「我が国を取り巻く国際環境の安定化への貢献」を使命としています。2005 年度は、内外の経済社会情勢を踏まえ、これらの使命に対して、カザフスタンの油田開発等の資源開発支援や、経済連携の動きに対応した海外投資金融等の活用、サウジアラビアでの石油化学事業投資支援、タイ・バーツ建債券発行等によるアジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI)の推進、グレンイーグルズ・サミットで我が国政府が表明したアフリカ支援の枠組み(EPISA)における包括的な民間セクター開発の支援、パキスタン地震等の大規模災害に対する緊急復興支援、イラク等の平和構築へ向けた支援、地球温暖化対策等の地球環境問題に対する支援などを積極的に行いました。

本評価書は、本行が 2005 年度に実施した業務を 6 つの事業分野に基づき体系的に整理し、その取り組み状況を評価したものです。業務運営評価制度は、政策金融機関としての立場から、国民の皆様に対する説明責任(アカウンタビリティ)の徹底と成果重視の業務運営の推進等を目的として、2002 年度に導入したものです。今回の年間事業評価は、2005 年 3 月に改定を行った業務戦略を基にして作成した 2005 年度の年間事業計画に対する評価となります。これまでの評価実績等を踏まえ、今回の評価から段階評価の基準を変更することで、自律的な業務改善等に向けて業務運営評価の一層の活用を図っています。また、本行は、類似の評価制度・手法に関する知見や、国民あるいは本行出融資等の利用者の視点を有する第三者から構成される外部有識者委員会を設置していますが(第 1 部 5. 参照)、本評価の評価手法・結果の妥当性や制度運用に関する同委員会の意見書を評価書と合わせて公表します。

本行業務は、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(行政改革推進法、2006 年 5 月成立)等に基づき、2008 年度には新政策金融機関と独立行政法人国際協力機構(JICA)へ承継されることとなります。本行は 2006 年 3 月に「組織移行準備委員会」を設置するなど、全行的体制により新体制への円滑な移行を期していますが、移行までの期間においても本行に課せられた使命を果たすべく、一層効果的・効率的な運営を目指し業務に取り組んでまいります。本業務運営評価についても、今後とも試行錯誤を繰り返しながら制度運用の改善に取り組み、評価の質の向上に努めるとともに、評価結果を国民の皆様にご公表・発信することにより業務運営の透明性を高め、かつ業務運営の自律的な改善に努めてまいります。

目次

第1部 「業務運営評価制度」の全体像と「平成17年度年間事業評価」	…	1
1. 「業務運営評価制度」の目的と枠組み	…	2
2. 業務運営サイクルと「平成17年度年間事業評価」	…	6
3. 年間事業評価の手法	…	8
4. 評価の実施体制	…	13
5. 外部有識者委員会	…	14
6. 2005年度出融資保証承諾実績と評価結果一覧	…	15
第2部 「平成17年度年間事業評価」の結果	…	18
1. 課題の評価フォーム記載要領	…	19
2. 基本業務分野の評価	…	20
(1) 事業に関する課題	…	21
(2) 財務に関する課題	…	38
(3) 組織能力に関する課題	…	41
3. 事業分野の評価	…	51
(1) 国際金融秩序安定への貢献	…	52
(2) 開発途上国の経済社会開発支援	…	60
(3) 我が国にとっての資源の確保	…	85
(4) 我が国の資本・技術集約型輸出の支援	…	96
(5) 我が国産業の国際的事業展開の支援	…	106
(6) 開発途上国における地球規模問題・平和構築への対応支援	…	120
(参考) 過去の年間事業評価の結果一覧	…	132
外部有識者委員会意見書	…	135

第 1 部

「業務運営評価制度」の全体像と「平成 17 年度年間事業評価」

< 概要 >

まず、本評価書が拠って立つ「業務運営評価制度」の目的・枠組みと、「平成 17 年度年間事業評価」の位置付けを概説しています(1.2.)。

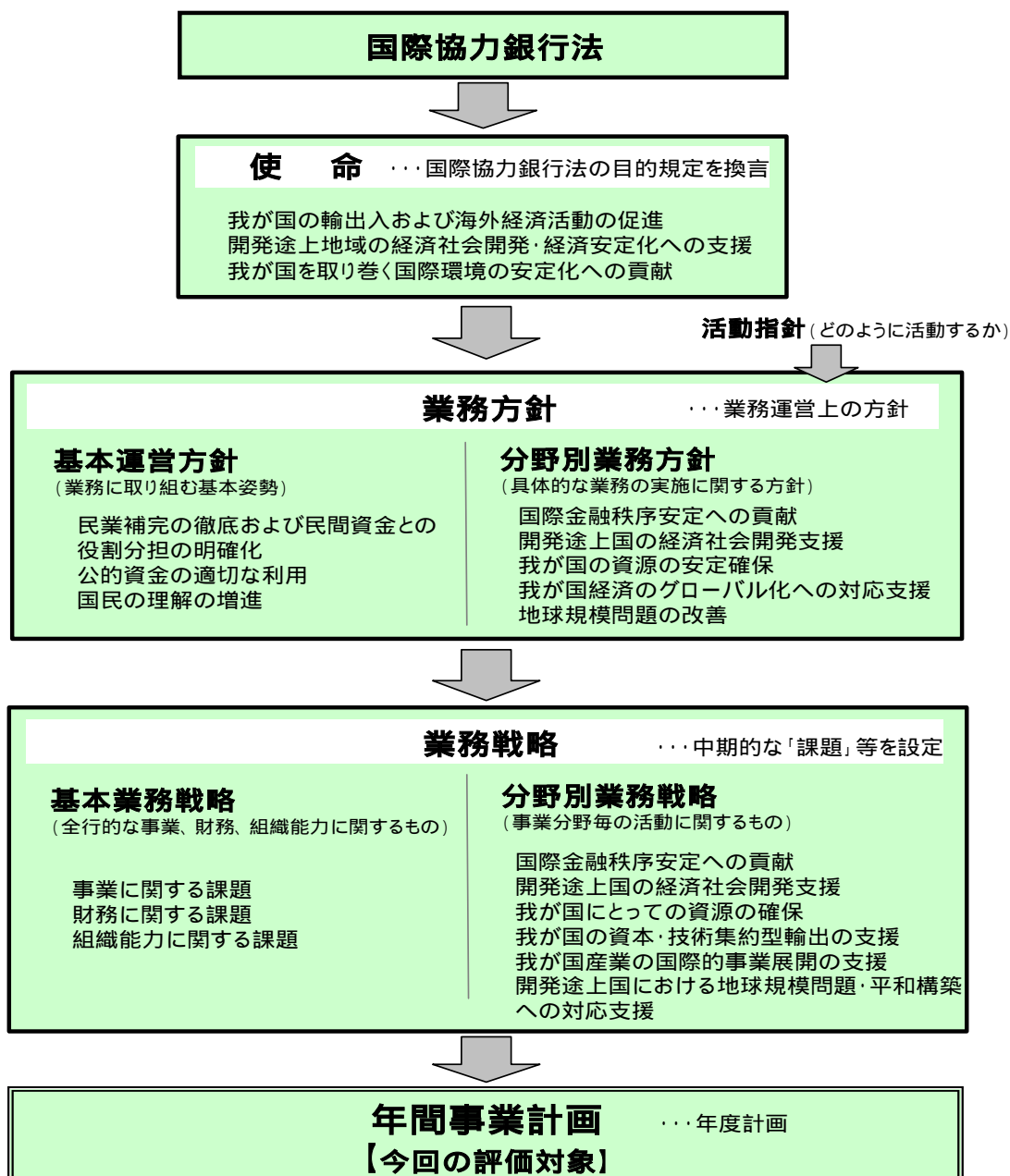
次に、平成 17 年度以降の年間事業評価の手法について、「評価のフィードバック機能」を一層高める観点から、段階評価の基準を見直したところ、そのポイントと留意点を説明しています。また、評価実施にあたっての内部体制や外部有識者委員会の役割を説明しています(3.~5.)。

最後に、出融資保証承諾実績の参考データとともに、「平成 17 年度年間事業評価」の評価結果(本文を除いた段階評価のみ)を一覧にまとめています(6.)。

国際協力銀行は、政策金融機関としての立場から、国民に対する説明責任(アカウンタビリティ)の徹底、国民的視点に立った成果重視の業務運営の推進、自律的な業務運営の確保、機動的・効率的な執行体制の確立、組織の潜在的価値の発揮を主な目的として、2002年度から「業務運営評価制度」を導入しています。

本評価制度では、「使命」、「活動指針」に基づき、業務運営上の方針を示す「業務方針」、中期的な「業務戦略」、各年度の「年間事業計画」を策定しています。「業務戦略」および「年間事業計画」については、各々評価を行い、その結果を次の業務運営サイクルに反映させていきます。

(図) 業務運営評価制度の枠組み



(1) 使命

「使命」は、国際協力銀行法上において規定された本行の設置目的を、本行として「何を行うのか」を明確に示すものとして換言したものであり、具体的内容は以下のとおりです。

本行は、我が国の健全な発展を確保するとともに、我が国が、相互依存の進む国際経済社会の健全な発展のため、主体的な役割を積極的に担っていくことを目的として、民間金融機関の活動を補完・奨励しつつ、金融という手段を通じて、以下の使命を果たします。

- ・ 我が国の輸出入および海外経済活動の促進
- ・ 開発途上地域の経済社会開発・経済安定化への支援
- ・ 我が国を取り巻く国際環境の安定化への貢献

(2) 活動指針

「活動指針」は、国際協力銀行が公的な業務を行う法人としての価値を最大限に発揮する上で、「どのように活動するのか」を明確にした内部向けの活動の指針であり、具体的内容は以下のとおりです。

国民の要請に対する民業の補完・奨励を徹底した機動的な対応

我が国および国際経済社会情勢の変化に伴う国民の皆様の要請を踏まえ、利用者・受益者のニーズを的確に把握し、民間部門のみでは対応困難な分野・案件に限定し、機動的に対応します。

民間部門との対話を通じた効果的・効率的な業務運営の推進

自律的な成果重視型の業務運営の推進を図ると共に、民間金融機関との協調融資、保証機能の活用、非政府団体との連携、財投機関債の発行など、民間部門との対話を通じ、効果的・効率的な業務運営を目指します。

多方面とのネットワーク・パートナーシップの活用

対外経済分野に関する我が国唯一の公的金融機関として、国際機関・途上国政府等の公的部門や我が国内外の民間部門との緊密なネットワーク・パートナーシップを有効に活用します。

開発途上地域に関する専門性の発揮

国際金融・開発支援の活動を通じた開発途上地域に関する豊富な情報や、実践的な知識・ノウハウに基づき、我が国および国際経済社会に対し、積極的な提言・情報発信を行います。

適切なリスク管理による財務運営

適切なリスク管理により、本行に求められる財務状況を維持し、国民の皆様の求める役割をより小さな負担で実現するよう努めます。

説明責任の徹底による透明性の向上

情報公開の推進や第三者による評価の推進などを通じて、透明な組織運営に努めると共に、国民の皆様の声を尊重します。

(3) 業務方針

「業務方針」は、「使命」を適切に実施するため、我が国政府の対外経済政策の適切な実施を担う政策金融機関として、本行の業務運営上の方針として策定するものです。以下のとおり、業務に取り組む基本的姿勢を示した「基本運営方針」および具体的な業務の実施に関する「分野別業務方針」から構成されています。

基本運営方針

民業補完の徹底および民間資金との役割分担の明確化

民業の補完・奨励を徹底するため、民間金融機関との協調融資や保証機能の活用を推進します。また、開発事業においては、民間資金との役割分担を十分考慮した業務を推進します。

公的資金の適切な利用

我が国公的資金の適切な利用のため、国際機関・他国公的機関との連携・協調などを通じた効果的・効率的な業務の実施とともに、適切なリスク管理などを通じた国民負担の軽減を目指します。

国民の理解の増進

本行の業務に対する国民の理解を得るため、情報公開の推進等により透明性の向上に努めるとともに、国民・非政府団体(NGO)などの意見・参加を求める機会の拡大を目指します。

分野別業務方針

国際金融秩序安定への貢献

国際金融システムの安定のため、国際金融危機発生時の我が国への影響の防止・抑制とともに、国際金融危機につながる事態の発生防止の観点から、我が国との関係の深いアジア諸国などの開発途上国に対する国際金融市場からの資本流入の安定化に貢献します。

開発途上国の経済社会開発支援

国際経済社会の健全な発展のため、我が国の政府開発援助(ODA)の在り方を踏まえ、開発途上国の持続的な経済成長への支援により、経済的自立に向けての所得水準と生活の質の向上、ならびに貧困人口割合の削減に貢献します。

我が国資源の安定確保

国民生活の安定と我が国産業活動の維持のため、我が国として不可欠な資源の安定的な確保に貢献します。

我が国経済のグローバル化への対応支援

我が国経済の再生・発展のため、我が国産業への生産・雇用への波及効果が大きい機械設備などの開発途上国向け輸出競争力の確保とともに、我が国産業の開発途上国における民間だけでは対応できないリスクの高い事業への投資を支援します。

地球規模問題の改善

国際社会の共通課題に対し我が国として必要な役割を果たすため、我が国への影響が大きい地球温暖化とアジア地域の大気汚染の緩和に貢献します。

(4) 業務戦略

「業務戦略」は、「業務方針」に沿った業務運営を行うとともに、各年度を通じて、業務運営における透明性の確保と内部における業務改善を図ることを目的として策定するものです。以下のとおり、全行的な事業・財務・組織能力に関する「基本業務戦略」(3つの基本業務分野)および事業分野毎の活動に関する「分野別業務戦略」(6つの事業分野)からなります。

業務戦略においては、業務方針に沿った業務運営を行うにあたり、本行として各年度を通じて取り組むべき「課題」を抽出します。また、各課題に対する具体的「取り組み例」、およびその取り組み状況を評価・モニタリングするための「指標」を設定します。

業務戦略については、当該業務戦略が適用されている一定期間が終了するまでに、その評価を実施し、業務戦略評価報告書として外部有識者委員会の意見書とともに公表します。

< 2005年度以降を対象とする業務戦略：全33の「課題」を設定 >

基本業務戦略(3つの課題群)			分野別業務戦略(6つの事業分野)					
事業に関する課題	財務に関する課題	組織能力に関する課題	国際金融秩序安定への貢献	開発途上国の経済社会開発支援	我が国にとっての資源の確保	我が国の資本・技術集約型輸出の支援	我が国産業の国際的事業展開の支援	開発途上国における地球規模問題・平和構築への対応支援
【課題】 民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化 効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用 国際機関・海外公的機関との積極的連携 環境問題への配慮の徹底および環境問題対応への積極的貢献 中堅・中小企業の海外事業運営支援	【課題】 適正な損益水準の確保および安定的な財務体質の維持 出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握及び管理	【課題】 オペレーションの機動的・効率的な実施 我が国国民・利用者の意見・要請の適切な反映 情報公開・広報活動の推進 対外経済分野における政策金融機関としての現地機能の活用強化	【課題】 アジア地域における金融・資本市場の構造改善・市場育成支援 新興・体制移行国発の国際金融危機未然防止への対応強化 国際金融危機発生時の機動的・効果的な危機収拾	【課題】 開発途上国の貧困削減への直接対応 開発途上国の持続的な経済成長を推進する支援 知的協力・技術支援の推進 開発パートナーシップの推進 国民の参加(開かれた円借款業務) 円借款業務の質の向上	【課題】 我が国にとって不可欠なエネルギー・鉱物資源の確実な供給確保 エネルギー・鉱物資源の安定確保のための供給量確保と消費節減の推進 我が国へのエネルギー・鉱物資源の供給維持・拡大に繋がる事業の推進	【課題】 日本企業の輸出競争力確保 日本企業の輸出機会創出 我が国輸出産業に配慮した公的輸出信用制度改善	【課題】 開発途上国における日本企業の調和的な事業展開支援 開発途上国における日本企業の事業運営に必要な基盤整備支援・改善支援	【課題】 地球温暖化問題への支援の拡充 地球温暖化問題以外の地球規模問題(注)への対応の強化 平和構築への貢献 災害への対応 (注)水資源・感染症・人口問題・酸性雨問題

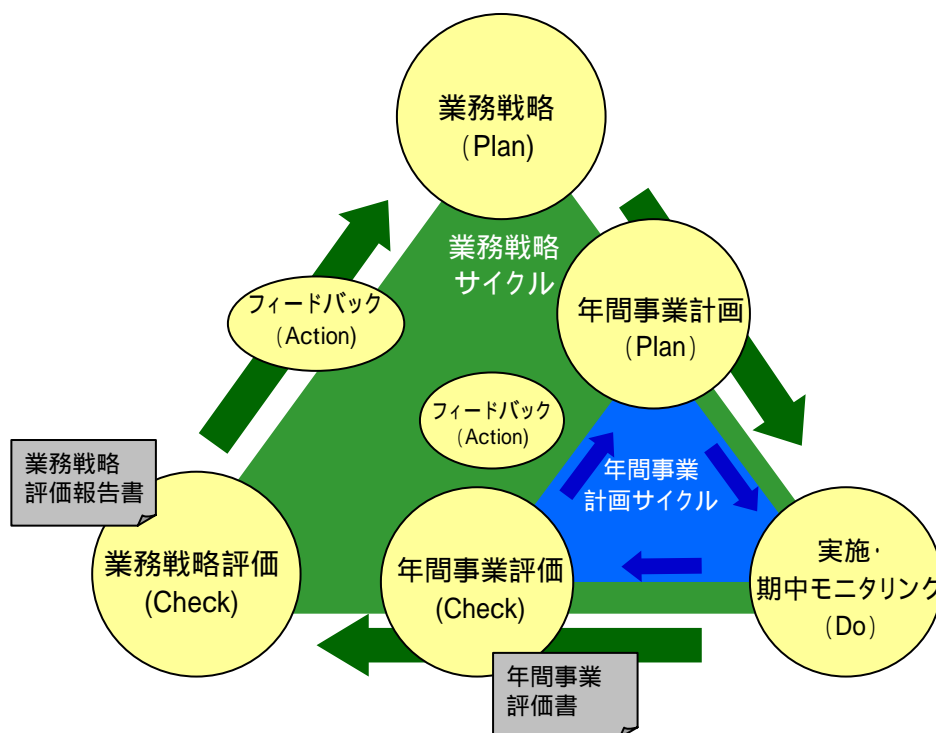
(5) 年間事業計画

「年間事業計画」は、「業務戦略」を各年度における活動として具体化するため作成するものです。業務戦略において課題に対する取り組み状況を評価・モニタリングするために設定した「指標」について、年間事業計画において、可能な限り「計画値」を設定します。

本行は業務運営評価制度を業務運営のマネジメント・サイクルに組み込んでいます。具体的には、本評価制度の下で、自ら目標設定(企画立案[Plan])し、目標達成に向け業務を行い(実施[Do])、その結果を評価し(評価[Check])、業務の改善及び目標の見直し等(フィードバック[Action])を行う、「PDCA サイクル」を通じて、業務運営の自律的な改善を図っています。

PDCA サイクルは、中期的な「業務戦略」レベルのサイクルと、年度毎の「年間事業計画」レベルの2つのサイクルから成り、Planの段階では「業務戦略」、「年間事業計画」を策定・公表し、Checkの段階では「業務戦略評価報告書」、「年間事業評価書」を作成・公表します(図1)。

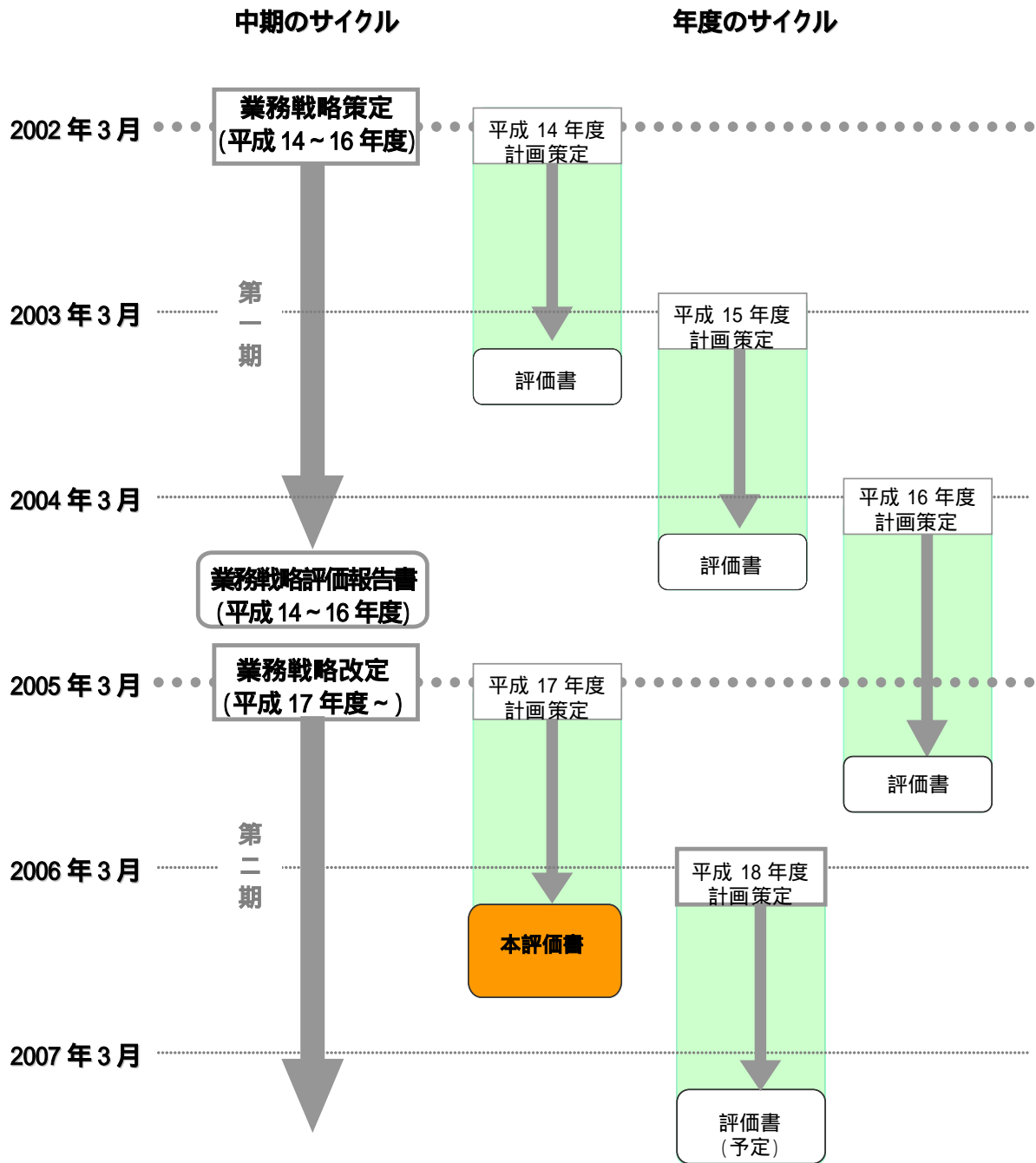
(図1) PDCA サイクルのイメージ



これまでのPDCAサイクルに基づく制度の運用状況は、図2のとおりです。中期サイクルについては、2002～2004年度における「業務戦略」について戦略期間中の事業環境や戦略への取り組み状況について分析・評価を行った上で、その評価結果や募集したパブリックコメント等を踏まえ、2005年3月に業務戦略を改定し、2005年度以降を対象とする第二期中期サイクルに入っています。今回の「平成17年度年間事業評価」は、この第二期の「業務戦略」の下での初年度計画である、「平成17年度年間事業計画」への取り組み状況について、本行として評価(Check)したものであり、通算して4度目の年度サイクルの評価にあたります。

(図2) PDCA サイクルに基づく制度の運用状況

「業務戦略」および「年間事業計画」については、各々評価を行い、その結果を次の業務運営サイクルに反映させています。



(1) 評価手法の一部見直しについて

「年間事業評価」では、中期の業務戦略で設定した 33 の「課題」(5 頁参照)に対する「年間事業計画」の下での取り組み状況の評価し、その結果を三段階で示しています。こうした評価手法の大枠は従来どおり維持しつつも、これまでの外部有識者委員会での議論も踏まえ、改定後の新たな「業務戦略」が適用される 2005 年度以降は、従来以上に効果的な評価が行えるよう、段階評価の基準を見直しました。見直しのポイント・留意点は以下のとおりです。

・「評価のフィードバック機能」を高めるための評価基準の改定

「業務運営評価制度」には、業務運営の改善や、本行業務の特質(海外業務という特殊性や事業環境・顧客ニーズの変化が大きいこと等)を踏まえた課題の見直し・再設定を促す役割があります。このような評価のフィードバック機能を強化すべく、今回の評価から段階評価の基準自体を見直し、優れた取り組みや今後留意が必要な取り組み等が出来るだけ浮き彫りになり、各課題の評価の特徴がわかるよう、段階評価の基準設定を工夫しました。

本行は政策金融機関として、国際機関、他国の類似機関や国内の関係機関・団体との連携を通じながら、我が国の対外経済政策における本行の使命達成に向け、実績を積み重ねてきました。そうした中、より一層成果重視の業務運営を推進し、業務運営の自律的な改善等を促すために、評価を通じて今後の業務改善へ向けた有益な教訓をより深く学び取り、業務にフィードバックすることで本行の使命の遂行をより確実なものとするよう、評価基準を改定したものです。

・「平成 16 年度年間事業評価」までの段階評価との「非」連続性

国民に対する説明責任の観点から、評価結果を端的かつわかりやすく示すことは重要です。こうした観点から、段階評価もできるだけ簡明な三段階としました。但し、段階数は過去(平成 16 年度年間事業評価まで)と同じではありますが、段階評価の基準自体を見直した結果、過去の段階評価と今回の段階評価を単純に比較することは困難となっております。

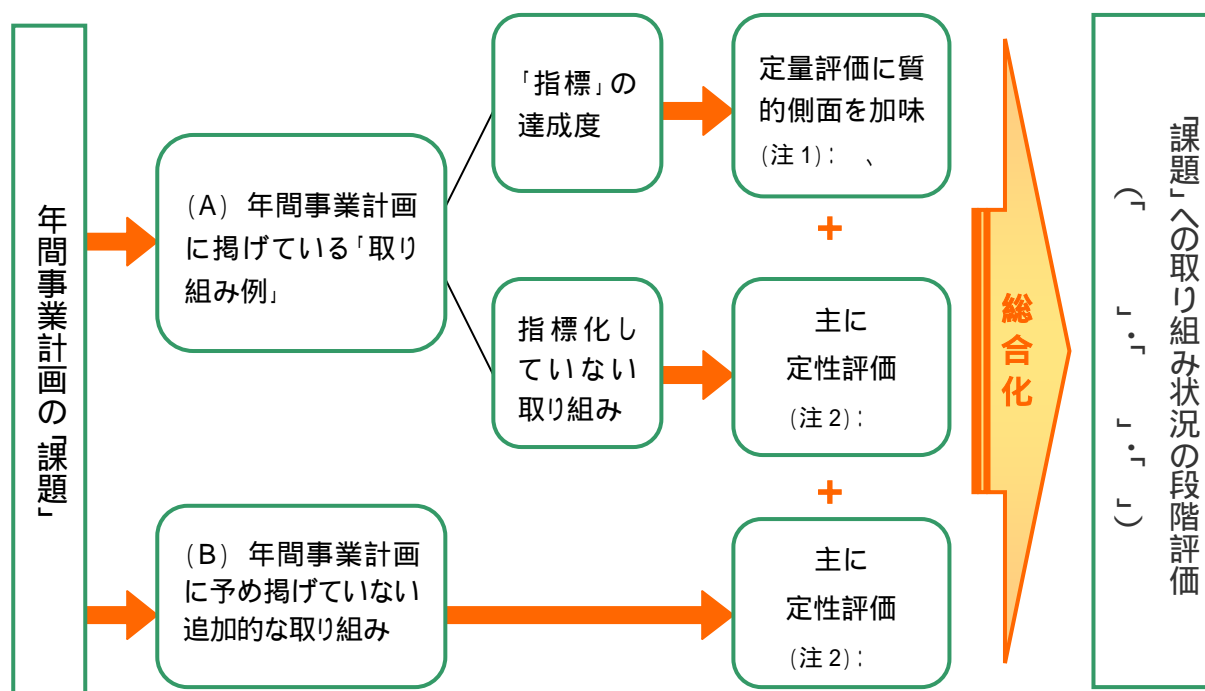
そのため、そうした誤解を避けるため、今回、各段階評価の記号や定義についても併せて変更しております(なお、過去の段階評価の結果一覧は、132 頁に掲載しています)。

(2) 平成 17 年度以降の年間事業評価における評価手法

上記(1)の見直しを反映した、(イ)評価の対象(何を評価するか)及び視点(どのように評価するか)、(ロ)評価の総合化・段階評価の基準の考え方等は、次のとおりです。

(イ) 評価の対象及び視点

(図) 評価の対象と視点 ((A)、(B)、～ の記号は、次頁以降の解説等に対応しています)



(注1) 指標の個々の実績に関するスキームの高度性や手法の先進性・革新性、利用者・受益者へのインパクトの度合いといった質的側面を加味。

(注2) 定性評価に用いた「評価の観点」は下表のとおりです。「行政機関が行う政策の評価に関する法律(政策評価法)」(2002年4月施行)等を踏まえ、また政策金融機関としての本行業務の独自性を勘案し、その課題の特性に応じた点を含めています。

定性評価の観点	
必要性	・取り組み例が「業務戦略」、「年間事業計画」の「課題」への取り組みとして必要か否か。
効率性	・取り組み例を実施する際、投入資源に見合う効果が効率的に得られるか否か。 ・必要な効果がより少ない資源で得られる取り組み例が他にないか。
有効性	・取り組み例の実施により、期待される効果が得られるか否か。 ・期待される効果に照らして、より大きな効果が得られる取り組み例が他にないか。
優先性	・必要性、効率性、有効性などの視点による評価を踏まえ、他の取り組み例より優先的に実施すべきか否か。
その他	・取り組み例を実施するに際し、本行として配慮すべき行動規範(業務運営評価制度における活動指針等)の遵守に努めているか否か。 ・取り組み例の実施により、課題の特性に応じた持続的な効果や間接的な波及効果等が得られるか否か。

(A) 年間事業計画に掲げている「取り組み例」に関する評価：

指標の達成度に関する評価 ……、

【評価の視点】

指標の実績に関する定量評価(計画/実績の比較。計画値を設定していないモニタリング指標については過去の実績水準と比較)に、スキームの高度性や手法の先進性・革新性、利用者・受益者へのインパクトの度合いといった質的側面を加味します。

【解説】

業務戦略及びその下での年間事業計画では、本行が取り組むべき「課題」、それに対する具体的な「取り組み例」、取り組み状況の評価・モニタリングするための「指標」を設定しており、まず指標の達成度が評価の対象となります。

質的側面については、客観性確保への配慮から、実績に関する外部からの評価、現地での反響等があればそれを記載して客観性を高めるよう努めています。なお、質的側面を評価する上では、例えば以下のような視点を織り交ぜています。

- ・ 「スキームの高度性」：
 - i) 関係当事者が多数(機関・団体等)にわたり、本行が主体となって調整機能を果たし案件承諾に至ったものや、ii) セキュリティパッケージ構築などで高度な金融手法を駆使し、案件承諾に至ったもの。
- ・ 「手法の先進性・革新性」：
 - i) 新たな手法の構築やモデル的な事業支援などパイロット性の高い取り組みを行ったものや、ii) 先進的ファイナンス手法や新型支援スキーム等を新たに適用したもの。
- ・ 「利用者・受益者へのインパクト」：
 - i) 出融資保証を通じて、「課題」、「取り組み例」の目指す政策効果が特筆すべき形で利用者・受益者側で発現しているもの、ii) 知的支援が、提言内容の実施や政策への反映、現地政府によるコミットメント等、利用者・受益者側の具体的な行動や成果につながっているもの、iii) 出融資保証や知的支援といった本行の取り組みが高く評価されたもの。

指標化していない取り組みに関する評価 ……

【評価の視点】

主に定性評価を行います。

【解説】

「取り組み例」に含まれる様々な具体的な取り組みのうち、指標化しているのは代表的なもののみであり、指標の実績が必ずしも取り組み状況の全てを示すわけではありません(指標の対象とはならなくても、取り組み状況を適切に示す実績もあり得ます)。また、そもそも定量化になじまず指標を設定していないケースもあることから、これらを合わせて「指標化していない取り組み」と整理して、指標の達成度とは別途、評価対象とします。

(B) 追加的な取り組みに関する評価(年間事業計画に予め掲げていないもの)……………

【評価の視点】

主に定性評価を行います。

【解説】

年間事業計画に掲げている「取り組み例」ではカバーされなくても、「課題」に照らして評価しうる取り組みがあれば、「追加的な取り組み」として評価対象とします。これは、「課題」に対応する様々な取り組みの全てを年間事業計画に挙げているわけではなく、また、年度途中においても、事業環境、顧客ニーズ、政府の政策等の変化に応じ、機動的かつ柔軟に業務に取り組む必要があるためです。

なお、「追加的な取り組み」の中で継続的な対応を要するものについては、業務戦略改定や年間事業計画策定の際にこれらを反映するなど、自律的な業務運営を行う仕組みを構築しています。

(ロ) 評価の総合化と段階評価

上記の評価対象毎の評価(9頁、図の ～)を「課題」毎に総合化し、「課題」への取り組み状況に関し、「 」「 」「 」の三段階(及び「外部環境の変化等により評価不能」)による、段階評価を行います。評価の総合化と段階評価の基準の考え方は、次頁の表のとおりです。

評価にあたっては、評価結果を単に記述するだけでなく、業務の改善策等を提示するよう心がけています。また、各分野の業務実施部門が業務運営上の課題を的確に把握し、改善につなげていくことを促すため、各分野内でのメリハリある評価も意識しています。

なお、業務戦略期間を通して連続して「 」となる「課題」については、より適切な目標設定を行うべく、指標の計画値の水準をより高めに設定することや、取り組み例、指標自体の見直しを検討します。

(表) 評価の総合化と段階評価

段階評価		段階評価の基準と考え方
	優れた取り組みがなされたと評価します。	<p>【基準】</p> <p>指標の達成度に関する定量評価()が良好(注1)であり、かつ、指標の実績に関する質的側面()が大変優れているもの(注2)、または、</p> <p>が良好であり(注1)、かつ、指標化していない取り組みに関する評価()、年間事業計画に予め掲げていない追加的な取り組みに関する評価()が大変優れているもの(注2)。</p> <p>【考え方】</p> <p>業務運営の目標とすべき優れたものを対象とします。</p>
	良好な取り組みがなされたと評価します。	<p>【基準】</p> <p>が良好なもの(注1)、(注2)、または、</p> <p>が良好ではないが、 、 、 が大変優れているもの。</p> <p>【考え方】</p> <p>標準的な業務運営を行ったものを対象とします。</p>
	今後の取り組みに留意が必要です。	<p>【基準】</p> <p>が良好とは言えず、かつ、 、 、 が大変優れていると言えないもの、または、</p> <p>取り組み状況としては優れている、あるいは良好な場合であっても、事業環境の変化等に照らし、今後の取り組みに留意が必要なもの。</p> <p>【考え方】</p> <p>「課題」等の再設定につながる兆候や、業務運営上の改善の必要性を示している可能性があり、今後の取り組みに留意を要するものを対象とします。</p>
-	外部環境の変化等により評価不能。	

(注1) 指標の達成度に関する定量評価()が良好とは、指標の実績が全体として計画を達成、またはほぼ同水準(モニタリング指標については、全体として過去の実績水準を上回る、またはほぼ同水準)にあるものを指します。

(注2) 「課題」の中には、指標だけでは必ずしも適切に取り組み状況を測ることが困難な場合もあるため、 が良好かつが大変優れている場合にも自動的に とせず、また、 が良好な場合にも自動的に とせず、指標と課題の関係に留意します。

本評価は以下のような体制で実施しています。

(1) 担当各部

指標達成状況の測定とその結果等を踏まえ、2005年度の業務実績に関する自己分析を行います。

(2) 金融業務部、開発業務部

国際金融等業務、海外経済協力業務の各統括部門として、担当各部の自己分析を受けて、自己評価を行います。

(3) 総務部業務運営評価課

上記の自己評価を受けて、より客観的な観点から評価を行い、評価書を取りまとめます。

評価に際しては、評価の客観性を高めるため、外部有識者委員会(14頁参照)において、内部評価に用いる評価手法及びこれに基づく評価結果の妥当性の検討を行います。

評価に際しては、評価の客観性を高めるため、外部有識者委員会を設置しています。その概要は以下のとおりです。

(1) 設置目的

内部評価の評価手法およびこれに基づく評価結果の妥当性を検討すること、また、これら検討結果に加えて、評価制度の運用改善に向けた意見を本行総裁に対し提出すること。

(2) 委員（敬称略、座長以外 50 音順）

(座長)	高木 勇三	日本公認会計士協会常務理事
	岩崎 慶市	株式会社産業経済新聞社論説副委員長
	大住 莊四郎	関東学院大学経済学部教授
	角田 博	社団法人日本経済団体連合会参与
	城山 英明	東京大学大学院法学政治学研究科教授

(3) 「平成 17 年度年間事業評価」に関する委員会の開催実績

2006 年 6 月 16 日 議題：「平成 18 年度の予定および平成 17 年度以降の年間事業評価における評価手法について」

2006 年 9 月 26 日 議題：「平成 17 年度年間事業評価書について」

(参考) 業務運営評価制度導入以降の上記以外の委員会開催実績

平成 14 年度年間事業評価関連

2003 年 6 月 13 日 議題：「業務運営評価制度の運用と評価手法について」

2003 年 9 月 17 日 議題：「平成 14 年度年間事業評価書について」

平成 15 年度年間事業評価関連

2004 年 6 月 2 日 議題：「業務運営評価制度の運用と評価手法について」

2004 年 9 月 24 日 議題：「平成 15 年度年間事業評価書について」

平成 14～16 年度業務戦略評価関連

2004 年 12 月 3 日 議題：「業務運営評価制度における業務戦略評価の位置付け、評価の手法等について」

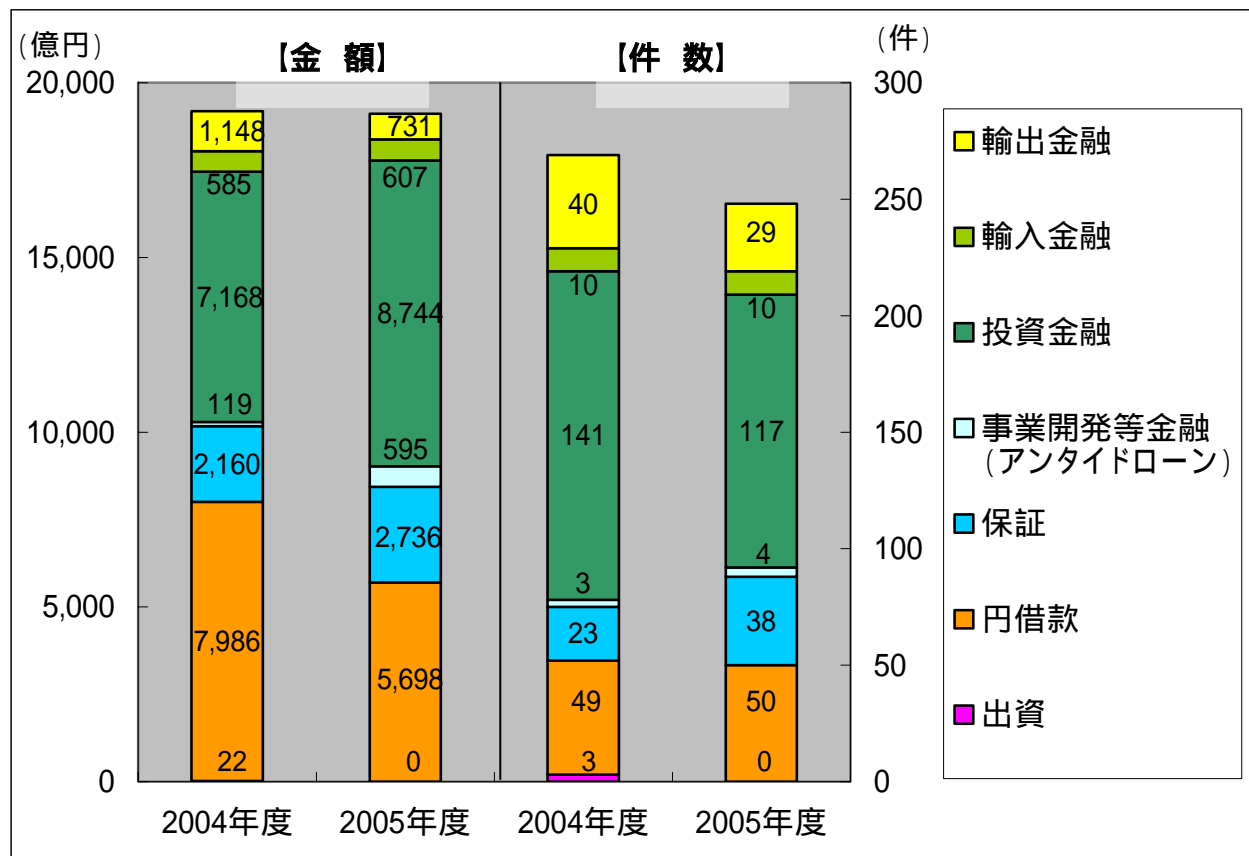
2005 年 2 月 8 日 議題：「業務戦略評価報告書について」

平成 16 年度年間事業評価関連

2005 年 7 月 1 日 議題：「業務運営評価制度の運用実績と評価手法について」

2005 年 10 月 4 日 議題：「平成 16 年度年間事業評価書について」

(1) 出融資保証承諾実績



(参考) 各事業分野に関連する 2005 年度出融資保証承諾金額及び件数の比率

事業分野	金額(%)	件数(%)
国際金融秩序安定への貢献	4	3
開発途上国の経済社会開発支援	39	42
我が国にとっての資源の確保	19	10
我が国の資本・技術集約型輸出の支援	3	7
我が国産業の国際的事業展開の支援	22	26
開発途上国における地球規模問題・平和構築への対応支援	13	11
合計	100	100

(注1) 複数の事業分野の課題に対応する案件は、該当する全事業分野に計上しています。
 (注2) 単位未満四捨五入のため、各事業分野の割合を合計しても 100%にならないことがあります。

(2) 評価結果一覧

分野		課題	2005年度 (17年度) 段階評価	評価本文 掲載ページ
基本	事業に関する課題	民間金融機関の補完・奨励の徹底、及び民間資金との役割分担の明確化		21
		効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用		25
		国際機関・海外公的機関との積極的連携		27
		環境問題への配慮の徹底および環境問題対応への積極的貢献		31
		中堅・中小企業の海外事業運営支援		35
	財務に関する課題	適正な損益水準の確保および安定的な財務体質の維持		38
		出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握及び管理		39
	組織能力に関する課題	オペレーションの機動的・効率的な実施		41
		我が国国民・利用者の意見・要請の適切な反映		44
		情報公開・広報活動の推進		47
		対外経済分野における政策金融機関としての現地機能の活用強化		49
	国際金融秩序 安定への貢献	アジア地域における金融・資本市場の構造改善・市場育成支援		54
新興・体制移行国発の国際金融危機未然防止への対応強化			57	
国際金融危機発生時の機動的・効果的な危機収拾		-	59	
開発途上国の 経済社会開発 支援	開発途上国の貧困削減への直接対応		63	
	開発途上国の持続的な経済成長を推進する支援		66	
	知的協力・技術支援の推進		71	
	開発パートナーシップの推進		74	
	国民の参加(開かれた円借款業務)		80	
	円借款業務の質の向上		82	

分野	課題	2005年度 (17年度) 段階評価	評価本文 掲載ページ
我が国にとっての 資源の確保	我が国として不可欠なエネルギー・鉱物資源の確実な供給確保		87
	エネルギー・鉱物資源の安定確保のための供給量確保と消費節減の推進		91
	我が国へのエネルギー・鉱物資源の供給維持・拡大に繋がる事業の推進		93
我が国の資本・技術集約型輸出の 支援	日本企業の輸出競争力確保		99
	日本企業の輸出機会創出		101
	我が国輸出産業に配慮した公的輸出信用制度改善		104
我が国産業の 国際的事業展開 の支援	開発途上国における日本企業の円滑かつ国際調和的な事業展開支援		109
	開発途上国における日本企業の事業運営に必要な基盤整備支援		114
	開発途上国における日本企業の事業運営に必要な諸制度の整備・改善支援		117
開発途上国における地球規模問題・平和構築への 対応支援	地球温暖化問題への支援の拡充		123
	地球温暖化問題以外の地球規模問題への対応の強化		126
	平和構築への貢献		128
	災害への対応		130
計	(優れた取り組みがなされたと評価します)	9	/
	(良好な取り組みがなされたと評価します)	20	
	(今後の取り組みに留意が必要です)	3	

第 2 部

「平成 17 年度年間事業評価」の結果

< 概要 >

まず、評価手法に基づいて課題毎の評価内容をどのように記述するのかについて、評価フォーム記載要領として解説しています(1.)。

次に、「基本業務分野」、6 つの「事業分野」(注)の順に、課題毎の段階評価と具体的な評価内容を記しています。なお、「事業分野」については、各分野の冒頭に課題の解説と評価の要約を掲載しています(2.3.)。

(注) 「基本業務分野」...3 つの課題群
事業に関する課題
財務に関する課題
組織能力に関する課題

「事業分野」...6 つの分野
国際金融秩序安定への貢献
開発途上国の経済社会開発支援
我が国にとっての資源の確保
我が国の資本・技術集約型輸出の支援
我が国産業の国際的事業展開の支援
開発途上国における地球規模問題・平和構築への対応支援

年間事業評価の手法(第1部第3章参照)に基づいて各「課題」への取り組み状況を評価した結果については、以下の評価フォーム記載要領にて記載しています。

課題

【注釈】

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	計画
	(指標1)						
	(指標2) モニタリング指標						
	(指標3)	新規					
評価結果							

「課題」の番号と名称

「指標」の「計画値」、
「実績値」を記載
(2005年度に設定した新規指標は、データ入手困難等の事情から、過去の実績値を記載しておりません)

段階評価を記号で記載
(. . .)

段階評価の定義

：優れた取り組みがなされたと評価します。 ：良好な取り組みがなされたと評価します。 ：今後の取り組みに留意が必要です。
-： 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

「取り組み例」(~)
毎の評価を記載

・ (指標1) については…
 <事例紹介> 事業 (国)
 ・ (指標2) については…
 ・ 上記指標の対象としていませんが…
 ・ (指標3) については…
 ……すべく、……に取り組みました。

「指標」の達成度の評価
(定量評価、質的側面を加味)

取り組みの実例を分かりやすく示す「事例紹介」

「指標化していない取り組み」の評価
(定性評価)

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

計画に予め掲げていない「追加的な取り組み」があれば、評価を記載
(定性評価)

……すべく、……に取り組みました。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

・ 上記に照らし、課題への
 { 優れた取り組みがなされたと評価します。
 良好な取り組みがなされたと評価します。
 今後の取り組みに留意が必要です。
 ・ 今後、……必要があります。

上記評価を総合化した、段階評価を記載

評価結果を踏まえた、業務改善策等を記載

基本業務分野

事業に関する課題

財務に関する課題

組織能力に関する課題

基本業務分野は以下のとおり、全行的な事業・財務・組織能力に関する3つの課題群からなります。

事業に関する課題

- 事業課題1
民間金融機関の補完・奨励の徹底、及び民間資金との役割分担の明確化
- 事業課題2
効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用
- 事業課題3
国際機関・海外公的機関との積極的連携
- 事業課題4
環境問題への配慮の徹底および環境問題対応への積極的貢献
- 事業課題5
中堅・中小企業の海外事業運営支援

財務に関する課題

- 財務課題1
適正な損益水準の確保および安定的な財務体質の維持
- 財務課題2
出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握及び管理

組織能力に関する課題

- 組織能力課題1
オペレーションの機動的・効率的な実施
- 組織能力課題2
我が国国民・利用者の意見・要請の適切な反映
- 組織能力課題3
情報公開・広報活動の推進
- 組織能力課題4
対外経済分野における政策金融機関としての現地機能の活用強化

事業課題 1

民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	計画
民間金融機関との協調融資及び保証機能の活用	(指標1) モニタリング指標 民間金融機関との協調出融資保証対象プロジェクトの、総借入金に占める民間金融機関等の融資比率 (注)	(48%)	新規 (48%)	(49%)		58% (50%)	
	(指標2) モニタリング指標 民間金融機関等に対する保証承諾額の総承諾額に占める比率	23.9%	18.2%	19.3%		20.4%	
民間金融機関の状況を踏まえた運用の見直し・新たなアプローチの導入							
民間金融機関の環境審査への協力	(指標3) モニタリング指標 民間金融機関に対する海外における環境審査関連情報の提供件数		新規			6	
開発事業における民間資金との役割分担の明確化							
評価結果							

○:優れた取り組みがなされたと評価します。 □:良好な取り組みがなされたと評価します。 △:今後の取り組みに留意が必要です。
 -: 外部環境の変化等により評価不能。

(注) 各プロジェクトにおける融資比率を単純平均。「総借入金 - 本行融資分 = 民間金融機関等融資分」と定義しています。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

民間金融機関との協調融資及び保証機能の活用

- 協調融資に関する(指標1)の実績は、ほぼ例年並の水準となりました(注)が、個々の支援対象事業の性格を踏まえつつ、本行が公的ステータスを活かして開発途上国のカントリーリスクテイクやリスク発現の抑止機能等を発揮することで、民間金融機関との協調融資を円滑に行い、開発途上国等への民間資金流入促進に努めました。例えば、中東を中心に案件規模が大型化するプロジェクトファイナンス市場において、オマーンの肥料プラント建設事業では、製品価格の変動リスクを適正にコントロールする形で融資を組成し、民間との協調融資を実施したほか、サウジアラビアの石油精製・石化事業(110頁、事例紹介参照)では、本行参画による交渉力とリスク発現抑止期待とが相まって、民間資金の呼び水効果を発揮するなど、民間金融機関が受容できるリスクの範囲を見極め、市場の要請に応じた案件支援を行いました。

(注)2005年度以降、指標の定義を見直して保証を計上対象に加えていますが、過去の定義で2005年度実績値を算出すると50%となり、2002~04年度平均値の約48%とほぼ同水準となります(上表の()内は、過去の定義に基づく実績値です)。

- ・ 上記のほか、個別案件毎に民間金融機関のニーズを踏まえて、民間金融機関の融資部分を本行融資部分より短い返済期間とする優先償還スキームを組み込むことで、協調融資の組成を円滑化しました。
- ・ 保証機能の活用に関する(指標2)の実績は、過去3年間の平均的水準であり、2003年度からは着実に増加しています。下記事例のような保証機能の積極活用により、2002年度末から3年間の残高の変化をみると、民間金融機関等に対する保証残高は約7割増加しており、他方で貸付残高を約2割縮減したことから、保証残高の貸付残高に対する比率は6.5%から13.3%へと倍増しました。
 - ブラジルのFPSO(注1)事業、インドネシアでの日本企業による既設IPP(注2)事業権益取得案件への民間金融機関との協調融資等において、民間金融機関の融資部分に対し、ポリティカルリスク保証を供与しました。
 - (注1) FPSO: Floating Production Storage and Offloading Unit の略。浮体式の原油の一次処理(井戸元より生産された原油から、随伴ガス、水を分離すること)・貯蔵・積出設備。
 - (注2) IPP: Independent Power Producer の略。自前で発電設備を建設・運営し、電力を電力会社に売る独立系発電事業者。
 - インド、カザフスタン、メキシコ、ブラジルの地場金融機関や中米経済統合銀行向けツーステップ・ローン(融資)等において、民間金融機関の融資部分に保証を供与しました。
 - 日本企業による、海外からの航空機23機の輸入に必要な民間金融機関からの長期資金借入に対し、保証を供与しました。

民間金融機関の状況を踏まえた運用の見直し・新たなアプローチの導入

- ・ 国内の不良債権処理が一巡し海外業務への積極展開に転じつつある我が国民間金融機関の状況を踏まえ、民業補完の徹底の観点から、以下のような運用上の工夫や新たなアプローチの導入に努めました。
 - 民間金融機関との意見交換や各種協議会を国内外で随時行うことで、海外業務に関する民間金融機関のニーズ把握に努めると共に、協調融資における本行融資割合を引下げる運用改訂など業務への反映に努めました。
 - 日本企業が新たなビジネス機会として海外の既設IPP事業権益取得に注目する中、本行は、メザニンファイナンスという新たなアプローチにより、2004年度のフィリピンのCBK発電事業(本行第1号案件)に続き、インドネシアのバイトン石炭火力発電事業の権益取得資金について、プロジェクトファイナンスによる支援を実現しました。金融機関が従来取り組んできた通常の融資をシニアファイナンスと呼ぶのに対して、メザニンファイナンスは元利金の返済順位が低く、より高いリスクを取った融資です。これを二国間公的機関として既設IPP事業の権益取得に活用した例は従来なかったため、新しい資金調達手段を提供する取り組みとして国際的な業界誌(「ユーロマネー」や「プロジェクトファイナンス・マガジン」)等で高い評価を得ています。また、こうした日本企業の多様な資金ニーズに柔軟に対応していくにあたり、民間金融機関の融資部分には、買電契約におけるオフテークリスクも含む一層踏み込んだ形でのポリティカルリスク保証を供与することで、民間金融機関の補完に努めました。
 - アジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI)に沿った新たなアプローチとして、タイの邦銀バンコク支店へのタイ・パーツ建ツーステップ・ローン供与(55頁、事例紹介参照)、インドネシアの現地日系企業が発行するルピア建社債への保証供与等により、民間金融機関の海外業務を補完しつつ、為替リスクのない現地通貨建での中長期資金の調達というアジア進出日系企業のニーズに応えました。

民間金融機関の環境審査への協力

- ・ (指標3)について、民間金融機関との「環境審査にかかる協定書」(2006年3月末時点で18機関と締結済)に基づき、タイやペルー等向け融資の検討過程で、民間金融機関の要請を受けて環境審査所見や環境チェックレポートなど、計6件の環境審査関連情報を提供し、民間金融機関による環境配慮への取り組みを支援しました。
- ・ また、金融機関による環境・社会配慮や持続的発展への取り組み推進を目的とする、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)(注3)において、本行は、アジア太平洋タスクフォース・アウトリーチグループの議長として、メンバー間の連携拡充や新メンバー参加を促したほか、2005年10月のUNEP FI グローバル・ラウンドテーブルでは、金融機関の社会的責任の観点から、本行の環境社会配慮の取り組みを具体的に紹介するなど、国際的な枠組みを通じて、民間金融機関の環境社会配慮に資する情報発信に努めました。

(注3) UNEP FI: 金融機関の環境・社会配慮や持続的発展への取り組みの推進を目的として発足した、世界中の金融機関と国連環境計画(UNEP)からなる国際的なパートナーシップ。開発途上国も含め約160の金融機関がメンバーとなっています。

開発事業における民間資金との役割分担の明確化

- ・ 本行が世界銀行、アジア開発銀行と共同で実施した「東アジアのインフラ整備に向けた新たな枠組み」調査に基づき、国際機関とのシンポジウム共催、途上国政府との政策対話などを通じ積極的に官民パートナーシップのあり方に係る調査結果のフィードバックや政策提言を行いました。その結果、途上国政府に財政的制約がある中でのインフラ開発への民間資金導入に向けた課題や、ドナーの役割の重要性が議論されるなど、同調査が途上国政府とドナーコミュニティとの政策対話において活用され、途上国の開発戦略立案に貢献をしています。
- ・ 2002年9月の「日米水協力イニシアティブ」発表以後、本行は米国国際開発庁(USAID)との間で、水分野への民間資金導入も含めた連携策を協議してきたところ、2006年3月、フィリピンでの上下水道整備に関するパイロット連携事業が実現しました。これは、本行円借款資金と民間資金に対するUSAID保証スキームとを組み合わせた新たな枠組みによる第1号案件であり、従来は民間金融機関に収益性の低い分野とみなされ民間投資が進んでいなかった上下水道分野において、官民パートナーシップによる資金支援を行うものです。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

- ・ 以下のとおり、民間金融機関の補完・奨励に資するような取り組みを行いました。
 - コロンビア政府が発行する公債に対する保証供与は、本行の信用補完によりコロンビア政府の資金調達を支援したのみならず、我が国の民間金融機関がアレンジャーとなり、債券購入者の多くも我が国の民間金融機関であったなど、日本の民間金融機関等のビジネス機会創出にも貢献しました。この取り組みは、2001年末のアルゼンチン経済・金融危機以降、中南米諸国によるサムライ債発行としては初めてであったことから、マーケット関係者からも反響があるなど、私募円建外債(サムライ債)(注4)市場活性化にも一定の寄与をしたものと考えられます。

(注4) サムライ債: 海外発行体(非居住者)が日本国内の債券市場で発行する円建債券。

- 原油高騰によるオイルマネーの急増等を背景に近年急速に拡大するイスラム金融に対する民間金融機関の関心が高まっており、また、本行においても、バーレーン(2004年度)やサウジアラビア(2005年度)向けでイスラム金融との協調案件に取り組む上で、イスラム法に関する知見の重要性

が増したことから、シャリア(注5)法学者との連携等を目的とするイスラム・タスクフォースを行内に立ち上げました。なお、2006年5月には、本行はシャリア法学者4名からなるシャリア・アドバイザー・グループを設置しイスラム金融への取り組みを強化しましたが、民間金融機関からの知見共有の要請を受け、個別に覚書を締結した金融機関への本行からの情報提供を可能としました。

(注5) シャリア：「正しく敷かれた道」の意味で、イスラム法を集大成した非成文法。

- 公的金融機関としての強みを活かしつつ民間金融機能を補完すべく、リスク補完策の一つとして、ポリティカルリスク・デファール(注6)を積極的に適用しました。

(注6) ポリティカルリスク・デファール：借入人所在国政府による外貨交換・送金規制により借入人が債務を弁済できない場合、当該規制が解除されるまで(但し、最終期限を猶予期限とする)借入人に対する期限の利益の喪失を求めず、保証人に対する保証履行の請求を猶予する措置。

- 事業計画策定段階からの支援が重要となる中堅・中小企業の海外進出等への適切な対応のため、我が国民間金融機関との早い段階からの連携に努め、その一環として、国際業務補完のニーズが一層高い地域金融機関との協力関係を強化すべく、セミナーへの講師派遣や海外投資環境に関する情報提供等を積極的に行いました。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ 民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化は、本行業務の前提であり、民間金融機能の状況に応じて不断の改善が求められる課題です。不良債権処理が一巡した我が国民間金融機関が海外業務を積極化する方向に転じつつありますが、こうした状況も踏まえ、引き続き、民間では対応困難な分野を的確に見極めるよう留意しながら、カントリーリスクテイクや保証の活用のみならず、ABMI等に基づく現地通貨建ファイナンスや新しい金融手法等の活用、あるいは国際機関等との連携や開発途上国における事業支援を通じて蓄積した各種情報・ノウハウ提供など、民間金融機関にとって望ましい補完関係の構築に努める必要があります。

事業課題 2

効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	計画
日本企業・開発途上国政府・企業による事業に対する総合的支援の強化							
評価結果							

○: 優れた取り組みがなされたと評価します。 △: 良好な取り組みがなされたと評価します。 □: 今後の取り組みに留意が必要です。
 - : 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

日本企業・開発途上国政府・企業による事業に対する総合的支援の強化

・ 国際社会及び我が国として政策的対応を要する諸課題に対し、本行は、政策金融機関として有する多様な金融手段を以下のとおり、有機的に活用して、日本企業や開発途上国政府・企業による事業に対する総合的支援を行い、政府の施策や事業環境の変化に合わせた機動的かつ効果的な政策実現に努めました(2004年度以前の承諾案件は、カッコ内に年度を表示しています)。

- アジア通貨危機の教訓を踏まえたタイにおける金融・資本市場の構造改善など、国際金融秩序安定化に向けた支援:
 - ◇ タイでは、現地日系企業が発行するパーツ建社債への保証(2004年度)と、邦銀バンコク支店向けパーツ建ツーステップ・ローン等、多様な金融メニューを用いて、現地日系企業の現地通貨建資金調達ニーズに応えるとともに、タイの資本市場の発展に貢献するアジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI)に沿った総合的支援を実施しました。
- ミレニアム開発目標達成のための我が国政府のアフリカ支援策への貢献:
 - ◇ アフリカ開発銀行との協調融資促進スキームを活用したセネガル向け円借款や、日本企業によるタンザニアでのマラリア防疫用蚊帳の製造・販売事業向け投資金融、更には東アフリカ3カ国(ケニア、タンザニア、ウガンダ)向け投資環境改善のための政策提言(Blue Book)により、我が国政府のアフリカ支援策に沿った、インフラ整備や貿易・投資の促進を通じた民間部門育成のための総合的支援を進めました。
- ASEAN後発加盟国である、ベトナム、カンボジアの投資環境改善を通じた経済発展、および我が国企業の事業展開の基盤整備に向けた支援:
 - ◇ ベトナムでは、投資環境改善に係る各種制度改革を今後のアクションに含む、世界銀行との協調融資による第4次貧困削減支援借款、橋梁や火力発電所建設事業への円借款、現地裾野産業育成に資する日本企業による二輪車用部品の製造・販売事業等への投資金融により、日越共同イニシアティブを踏まえた総合的支援を実施しました。

- ◇ カンボジアでは、同国唯一の国際港、シハヌークヴィル港のリハビリ・拡張事業(2004年度)、同港に連なる経済活動の中心地域における通信基幹ネットワーク整備事業(2004年度)、外資誘致のための同港に隣接する経済特別区開発事業(E/S)への円借款により、港を基点とした同国投資環境改善のためのインフラ整備を総合的に支援しました。また、同国の投資環境の制度改善のための政策提言(Blue Book、2004年度)の手交や、同提言を踏まえた日本企業と本行の共催によるミッション派遣など、ソフト面からの支援も併せて実施しました。
- エネルギー・資源保有国であるカザフスタン、ブラジルにおける資源関連事業への支援：
 - ◇ カザフスタン、アゼルバイジャンを含むカスピ海地域は、アゼリ・チラグ・グナシリ(ACG)油田(2001、2003、2004年度に投資金融を供与)等の大規模な油田開発や、産出原油をトルコの地中海沿岸まで輸送するBTCパイプライン(注)(2003年度に輸出金融および投資金融を供与)建設が進むなど、中東以外の新たなエネルギー源として世界の石油業界に注目されています。こうした中、カザフスタンでは、日本企業等が開発に参加し、産出原油の上記パイプラインによる輸送も検討されている、カシャガン油田開発への投資金融や、原油積出港の港湾拡張を対象とするカザフスタン開発銀行向け事業開発等金融により、同国の油田開発や資源輸出ルート確保を合わせた、日本への資源供給安定化のための総合的支援を実施しました。

(注) BTCパイプライン：バクー(アゼルバイジャン)、トビリシ(グルジア)、ジェイハン(トルコ)を繋ぐ国際パイプライン。2006年7月完成。
 - ◇ ブラジルでは、現地鉄鉱石供給会社による鉄鉱石増産に必要な輸送インフラ整備への投資金融、アルミ地金の対日供給確保のための輸入金融、日伯合弁の製鉄事業での安定的な鉄鋼生産に必要な自家発電設備増設への投資金融により、主要鉱物資源の我が国への安定確保に資する諸事業を総合的に支援しました。
- 経済成長が加速するトルコ、ロシアにおける、我が国の資本・技術集約型輸出産業の国際競争力確保への支援：
 - ◇ トルコでは、建設・工作機械等の日本企業からの輸入にトルコの複数企業が利用できる、民間商業銀行2行向け輸出クレジットライン、日本企業から継続的に産業機械を購入するトルコの輸入販売事業者向け融資枠設定や、韓国輸出入銀行と協調した融資意図表明による日韓コンソーシアムの通勤車両輸出受注支援など、建設関連中心に資本財需要が拡大し欧米勢等との輸出競争が熾烈化する中、我が国からの輸出競争力確保を総合的に支援しました。
 - ◇ ロシアでは、光伝送装置等輸出案件、無線通信機器輸出案件でのロシア側輸入企業への輸出金融、石油化学製品製造プラント輸出案件への地場金融機関経由の輸出金融、地場金融機関向け輸出クレジットライン(2001、2003、2004年度)の利便性向上や積極活用により、二次産業を中心に新規設備投資需要が急増する同国における、我が国からの輸出競争力確保を総合的に支援しました。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ 国際社会及び我が国として政策対応を要する諸課題に対し、本行が有する多様な金融手段を有機的に組み合わせ一層大きな政策的効果をもたらすことが出来るよう、引き続き工夫していく必要があります。

事業課題 3

国際機関・海外公的機関との積極的連携

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	計画
開発途上国向け支援に関する効果向上や日本企業の事業活動に資する国際機関・海外公的機関との連携推進	(指標1) 国際機関・海外公的機関との間で、開発政策・日本企業の事業環境整備について意見交換を行った対象国数	新規			51	51	56
	(指標2) <u>モニタリング指標</u> 国際機関・海外公的機関との協調融資・保証承諾案件数	7	17	12		11	
評価結果							

○: 優れた取り組みがなされたと評価します。 △: 良好な取り組みがなされたと評価します。 □: 今後の取り組みに留意が必要です。
- : 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

開発途上国向け支援に関する効果向上や日本企業の事業活動に資する国際機関・海外公的機関との連携推進

- ・ 開発途上国に対する支援が効率的・効果的に実施され、日本企業が円滑に事業展開できる環境整備のために、国際機関や他国援助機関等との有機的な連携を深めました。(指標1)については、計画を達成し、例年実施している世界銀行やアジア開発銀行等の地域開発銀行との定期協議以外にも、以下のよう
な取り組みを行いました。
 - パキスタンの地震災害に対しては、国連機関、世界銀行、アジア開発銀行(ADB)を中心に行われたニーズアセスメント調査へ本行からも参加しました。早期の段階で被災地域の支援ニーズを把握し、政府や援助機関等との綿密な意見交換を行い、地震災害発生から約3ヵ月という、極めて短い期間で緊急災害復興支援を行いました。
 - 本行は2004年の覚書締結により米国国際開発庁(USAID)と「日米水協力イニシアティブ」を推進してきましたが、メキシコで開かれた第4回世界水フォーラムでは、同イニシアティブの下で具体的成果として実現に至ったフィリピン、インド等の事業における連携について紹介しました。会場では、上下水道事業における本行の円借款資金と民間資金に対するUSAIDの保証を組み合わせた新しいスキームについて、多くの関心呼びました。
 - ユネスコ世界遺産センターとの間で、円借款による遺跡保護の支援、円借款事業における遺跡への負の影響の回避や、世界遺産保護へ向けた協力全般に関する協議会を開催しました(2004年7月の業務協力協定締結以降、第3回目)。トルコ、モロッコ、スリランカなど意見交換を行った複数事例のうち、エジプトの大エジプト博物館建設事業については、本行円借款供与に至り(2006年4月)、今後の博物館運営へのユネスコからの協力も期待されるなど、効果的な遺産保護に資する連携事例を積み重ねています。

- 世銀、ADB やアジア諸国が参加したワークショップにおいて、本行のインフラ調査結果の報告を基に、政府のインフラ整備計画・調整能力の強化、貧困削減と成長のバランス、民活の効果的な活用等のテーマで、また、世銀・ユニセフ等の国際機関や二国間援助機関等が参加した世銀の「児童・若年層への投資」パートナー会合において、タイ、ベトナム、マレーシア等で本行が支援した人材育成事業の経験を紹介する等、知見の共有と連携の強化を図りました。
- マリ、モザンビーク等のアフリカ諸国を始め、開発途上国のマクロ経済見通しや債務持続性評価について世銀や IMF との意見交換を行いました。特に、国際的な枠組の下で債務救済支援が行われているこれらの国々に対しては、国際機関が有する知見を活用し、適切な支援方法を検討することが有用です。
- ルーマニアにおける電力セクターの排出権取引事業に関しては、先行調査を行った世銀の知見を活用するとともに、日本企業の関心案件を含む同セクターの事業環境整備について協調してゆくことを確認しました。

・国際機関・海外公的機関との協調融資・保証承諾案件数の(指標 2)については、過去 3 年間の平均(12 件)と比べて若干減少しましたが、具体的には以下のような実績がありました。地域開発銀行との連携では、アフリカ開発銀行(AfDB)との連携が強化されました。AfDBはアフリカ地域開発の中心的役割を担っており、2004 年度に本行と業務協力協定を締結していますが、2005 年度には協調融資の実現という具体的な成果につながっています。アフリカ向け支援のODA倍増等が政府方針として打ち出される中、AfDBとの開発パートナーシップ強化は債務削減国を含むアフリカ諸国と新たな協力関係を構築していく重要な手段であり、本行が従来から行っているアフリカ諸国への開発支援及び日本企業のアフリカ諸国向け貿易・投資の促進をさらに強化するものです。

- 世界銀行及び ADB との協調融資によるインドネシア政府の経済・財政改革への支援
- 世界銀行、ADB 及び欧州各国等との協調融資によるベトナム政府の政策・制度改革への支援
- 地球環境ファシリティー(GEF)との協調融資によるエジプトの再生可能エネルギー事業への支援(29 頁、事例紹介参照)
- ドイツ復興金融公庫(KfW)及び ADB との協調融資によるスリランカを送電線修復事業への支援(29 頁、事例紹介参照)
- KfW との協調融資によるペルーのセロベルデ銅鉱山開発事業への支援
- 米国輸出入銀行との協調融資によるカタールの液化天然ガス事業への支援(89 頁、事例紹介参照)
- AfDB 等との協調融資によるセネガルの運輸セクター事業への支援(67 頁、事例紹介参照)
- AfDB やイスラム開発銀行との協調融資によるモロッコの高速度道路建設事業への支援

< 事例紹介 >

太陽熱・ガス統合発電事業への地球環境ファシリティ(注)との協調支援 (エジプト)

円借款で支援するエジプトのコライマツ太陽熱・ガス統合発電事業は、首都カイロの南方約 100km に位置するコライマツ地区に太陽熱・ガス統合発電所(出力 150MW)を新設するものです。同国では、近年、電力需要が平均約 7%/年と高い伸び率を示している一方で、現状ピーク時の電力需要と発電設備容量がほぼ拮抗しており、需給が逼迫した状況にあります。この急激な需要増に対応しつつ環境保全を進めるために、エジプト政府は 2011 年までにエジプト国内の総発電設備容量のうち約 3%に当たる 880MW を新・再生可能エネルギーで賄うという方針を策定しています。本事業はその一環として、世界的にも新しいタイプの発電所である太陽熱・ガス統合発電所を新たに建設し、電力供給量を増加させるとともに、化石燃料使用抑制による大気汚染の緩和及び温室効果ガスの排出削減に寄与するものです。本事業は、本行と GEF が協調支援を行う国際協調枠組みの下での案件であり、途上国にとってコスト負担の大きい環境問題への取り組みにあたって、途上国における環境プロジェクトの経験・ノウハウを有し無償資金を供与する GEF との協調は、より効果的な支援に繋がります。

(注)地球環境ファシリティ(Global Environment Facility: GEF): 途上国の地球環境保全への取り組みを支援するため、1991 年、世界銀行、UNEP、UNDP の協力により発足。途上国や経済移行国において、地球環境問題の解決に貢献するプロジェクトの新規所要コストに対し多国間資金を無償で提供する国際的な資金メカニズム。

平和構築支援を目的とした復興支援へのアジア開発銀行、ドイツ復興金融公庫との協調融資 (スリランカ)

スリランカでは、政府とタミル人反政府組織「タミル・イーラム解放の虎(LTTE)」との間で、約 20 年に及ぶ内戦が続いていましたが、2002 年 2 月に無期限停戦に合意したことを受け、2003 年 6 月、「スリランカ復興開発に関する東京会議」が開催され、日本政府は 3 年間で最大 10 億ドルの資金援助を表明する等、平和構築、復興開発に向けた取り組みが行われています。

2005 年 6 月に本行が融資承諾したワウニア・キリノッチ送電線修復事業は、アジア開発銀行(ADB)、ドイツ復興金融公庫(KfW)との協調により、内戦で破壊されたスリランカ北部の送電網・変電所の再建を支援するものです。本事業では、スリランカ北部に位置するワウニア - キリノッチ間約 75km の送電線(132kV)の改修、キリノッチにおける変電所(31.5MVA、132/33kV)の再建を行い、同国北部における安定的な電力供給を実現し、北部地域の復興に寄与することを目的としています。

また、上記の指標の対象としていませんが、以下のとおり、国際機関・海外公的機関との連携・関係強化を推進しました。

- 東アフリカのケニア、ウガンダおよびタンザニアの各国政府に対して、国連貿易開発会議(UNCTAD)と共同で提言書(通称 Blue Book)を作成し、政策提言を行いました。提言書でまとめられた行動計画が遂行されることにより、日本企業等の直接投資の促進が期待されます。
- アンデス開発公社(CAF)との間で、中南米地域におけるクリーン開発メカニズム(CDM)(注)の活用推進に関する業務協力協定を締結しました。中南米地域での豊富な CDM 関連情報が入手可能となり、日本企業による円滑な排出権獲得に対する支援を通じて、日本の温室効果ガス削減義務達成に貢献することが期待されます。

(注)クリーン開発メカニズム(CDM): 先進国と途上国が共同で事業を実施し、その削減分を投資国(先進国)が自国の目標達成に利用できる制度です。

- アジア輸銀フォーラムへの参加を通じて、引き続きアジア地域の公的機関との連携を強化しました。

- トルコ向け車両納入プロジェクトに対する支援を円滑に進めるための覚書を韓国輸出入銀行との間で締結しました。両国コンソーシアムへの金融面での支援の新たな取り組みは、日韓協調の新しいビジネスモデルとして発展してゆくことが期待されます。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ 国際機関や海外公的機関等との業務協力協定の締結や各種協議の実施を通じて、各機関および本行がそれぞれ有する幅広い地域や分野における知見や教訓等を共有し、開発途上国向け事業や日本企業の事業活動に対する効率的かつ効果的な支援が一層具体化されるよう、引き続き積極的な取り組みが求められます。

事業課題 4

環境問題への配慮の徹底および環境問題対応への積極的貢献

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	計画
開発途上国における環境保全・改善プロジェクトの促進	(指標1) 環境保全・改善効果が期待される出融資保証承諾案件数の割合	12%	12%	19%	17%	17%	19%
出融資保証案件における環境配慮の徹底および環境保全・改善を目的とした外部への働きかけ							
評価結果							

○: 優れた取り組みがなされたと評価します。 □: 良好な取り組みがなされたと評価します。 △: 今後の取り組みに留意が必要です。
-: 外部環境の変化等により評価不能。

(注) (指標1)については2005年度までは案件数の割合を、2006年度はプロジェクト数の割合を、実績値、計画値として計上。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

開発途上国における環境保全・改善プロジェクトの促進

- ・ 開発途上国の経済社会が持続的で健全に成長するためには、環境保全・改善の積極的な取り組みとともに、各事業における環境面への適切な配慮が不可欠です。(指標1)については、計画を達成し、具体的には以下のような取り組みがありました。
 - インドの廃棄物管理事業では、同国で初めての取り組みとなる、管理型処分場と呼ばれる環境に配慮した埋立処分場を含む広域廃棄物処理システムの構築を支援しました。本事業は同国の廃棄物管理のモデル事業として位置付けられています。
 - インドの植林事業に対する支援では、事業の持続可能性に十分配慮した地域住民主体の「住民参加型森林管理」方式を導入しました(32頁、事例紹介参照)。
 - エジプトの太陽熱・ガス統合発電事業に対する支援では、太陽熱発電をガスコンバインドサイクル発電に取り込む世界的にも新しいタイプの統合発電所が建設されます。このような再生可能エネルギーの利用や温室効果ガス排出抑制が可能となる新技術の導入により、環境対策が一層推進されることが期待されます(29頁、事例紹介参照)。
 - ベトナム、インド、モロッコ、コスタリカ等、多数の国で、住民の衛生環境の改善に寄与する下水道整備事業を支援しました。
 - モンゴルの中小企業育成・環境保全を目的として、ツーステップ・ローンによる支援を行いました。同事業では、深刻化する首都ウランバートル市の大気汚染改善に資する豆炭の製造等、中小企業が実施する環境改善のための設備投資の支援も行い、環境汚染物質排出の抑制を図ります。

- チュニジアの地方農村地域における、再生可能エネルギーを利用した太陽光地方電化・給水事業を支援しました。
- クリーンエネルギーである天然ガスへの燃料転換が図られる事業への支援としては、赤道ギニアでの液化天然ガス(LNG)の製造・販売事業、タイでの天然ガス焚き複合火力発電事業等に対する融資を行いました。

< 事例紹介 > オリッサ州森林セクター開発事業への支援 (インド)

本行が融資承諾した本事業は、インド東部オリッサ州の全 51 の営林区・野生生物林区のうち、14 の林区において、荒廃林の再生及び地域住民の生活水準の向上を通じて地域の環境改善及び貧困削減を推進するために、約 20 万ヘクタール(東京都とほぼ同じ面積に相当)の植林を地域住民の参加を得て行うと共に、地域住民の生計改善に向けた取り組み等を行うものです。

本事業では、「住民参加型森林管理」方式を採用して、植林及び森林管理を行うと共に、森林再生の芽を摘む可能性のある森林周辺の住民の代替収入源の確保と生活向上に向けた自助努力の促進のために、マイクロファイナンス、貯水池等の小規模インフラ整備といった生計改善のための取り組みを行います。「住民参加型森林管理」の実施においては、森林に近接する村落住民で構成される森林管理組合を設立し、地域事情に詳しい現地の NGO の協力を得ながら、植林内容を含むマイクロプランと呼ばれる計画を住民主体で作成し、さらに植林技術等にかかる研修を行い、より効果的な森林管理を目指します。また、本事業では、野生動物、特にインド象の人里への出現による住民との軋轢を軽減するために、移動回廊の整備、水のみ場の設置等を行います。

また本行は、知的協力の一環として、事業の準備段階で同州においてセミナーを行い、1983 年の日本海中部地震津波の被災経験のある秋田県及び自然災害の影響調査の分野で豊富な実績・経験を有する秋田大学と連携し、日本の経験と知見を、インド側の関係機関に紹介しました。

出融資保証案件における環境配慮の徹底および環境保全・改善を目的とした外部への働きかけ

- ・ 本行は「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(以下、環境ガイドライン)に基づいて、プロジェクト実施主体による環境社会配慮が適切になされていることを確認しています。環境ガイドラインは、地域住民の参加の促進と対話の重視、環境社会配慮確認、積極的な情報公開、を大きな特長としています。事業実施機関が環境ガイドラインを遵守するように、例えば、グアテマラの道路整備事業では、本行は補足調査を行い、環境社会配慮の徹底を事業実施者に促しました(事例紹介参照)。

< 事例紹介 > 和平地域道路整備事業における社会配慮 (グアテマラ)

2006 年 2 月に融資承諾したグアテマラの「和平地域道路整備事業」においては、当初、事業実施機関により作成された路線案では 331 世帯の住民移転が見込まれていました。これに対して、本行は補足調査を実施し、既存道路の活用、既存家屋を回避した路線についての検討を行いました。また、現道の拡幅により大規模な住民移転が余儀なくされる交差点についてバイパス案を提案し、住民移転が発生しない路線案が策定されることになりました。この他、道路が小中学校に面している地域では、幅員が十分に取れない区間を 450 名近くの児童が歩行する危険性を考え、歩道設置を提案するなど、きめ細かな配慮を促し、グアテマラ側から理解と賛同を得て、事業が実施されます。

- ・また、環境配慮の徹底および環境保全・改善を目的とした外部への働きかけとして、以下のような取り組みを行いました。
 - 中国向け環境円借款に関する事後評価の結果について、事業実施による環境改善効果や環境政策・制度改善に果たした役割を分析し、環境案件の意義について理解を深めるとともに、中国側の新規事業形成へ資するようフィードバック・セミナーを行いました。
 - 油ガス田開発事業のサハリン 事業に関して、日本に越境する可能性のある環境関連の事項があることから環境専門家等から幅広く意見を求めるため環境関連フォーラムを開催しました(2005 年度は国内で3回、135名の参加)。事業概況や環境に及ぼす影響についての説明や討議を経て、さまざまなステークホルダーの理解増進に努めました。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

- ・出融資保証承諾案件以外にも、環境保全・改善プロジェクトの推進および環境配慮の徹底を図るために、以下の取り組みを行いました。
 - タイでは 2004 年度の地域環境活動に関するワークショップを発展させ、タイの地域環境活動のネットワーク推進を働きかけました(事例紹介参照)。

< 事例紹介 > 環境教育の取り組み (タイ)

2004 年のワークショップを契機に、2005 年に「タイ地域環境活動調査」を委託実施しました。同調査は、地域環境活動についての情報整理、活動リーダーの育成、活動団体のネットワーク支援、パイロット事業として「生ごみ等有機資源の堆肥化事業」に対する日本からの技術移転を目的に、タイの 2 地域における小学校等での日本の生ゴミ堆肥化技術の移転、タイの地域環境活動ネットワーク化のための、日本とタイの NGO をファシリテーターとする現地調査や日本研修等の実施、「タイ地域環境活動ネットワーク構築セミナー」(2006 年 1 月)を実施しました。タイ側からは 47 の地域環境活動団体、タイ環境研究所、タイ天然資源・環境省環境室推進局等が参加し、タイ環境研究所のウェブサイト内でネットワーク化のコンテンツが設定される等の成果に結びついています。

- 京都メカニズムの活用を企業にも促すために、欧州では 5 都市で中東欧での排出権ビジネスに関するセミナーを開催し、合計 180 社を超える日本企業から約 240 名の参加がありました。また、国内でも日本貿易振興機構(JETRO)及び新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)と共催したセミナーで、欧州排出権ビジネスモデルを題材に、市場における日本企業のビジネスチャンスを紹介しました。
- 国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)(注 1)のアジア太平洋タスクフォースでは、メンバー間の連携拡充や新たなメンバーの参加を促すためのアウトリーチグループ(2004 年度に本行提案により設置)の議長を務めながら、アジア太平洋地域の UNEP FI 活動拡充に向けて協力を進めています。

(注1) UNEP FI: 金融機関の環境・社会配慮や持続的発展への取り組みの推進を目的として発足した、世界中の金融機関と国連環境計画(UNEP)からなる国際的なパートナーシップ。開発途上国も含め約 160 の金融機関がメンバーとなっています。

- 温室効果ガス削減事業の実施促進に向けて、2005 年度に新たにブラジル、ペルー等の政府・政府機関、アンデス開発公社、中東欧環境センター(注 2)と京都メカニズムに関する業務協力協定を締結し、開発途上国における環境保全・改善プロジェクトを促進するための枠組を広げました。
- (注2) 中東欧環境センター(REC): 中東欧諸国等からの出資及び人材派遣により設立・運営され、拠点であるハンガリーを初めとし、同地域内 15 カ国に支局を持ち、温暖化ガス削減プロジェクトの投資スキームを支援しています。

- 本行では環境問題に対する配慮の徹底への取り組みの一環として、環境ガイドラインに基づき、2003年10月、異議申立手続要綱等を施行し、環境ガイドライン担当審査役(2名)を設置しています。この制度は、二国間の輸出信用機関や援助機関としては、国際的にも先進的なものです。本行が国際機関や各国の輸出信用公的機関との間で、異議申立手続の公正・適正な運用や実務上の留意点等に関する意見交換を積極的に進めていること等を、「環境ガイドライン担当審査役年次活動報告書2004」で公表しています。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ 環境保全・改善に資する事業への直接的な支援を推進すると同時に、事業効果を一層高めるための受益者等への環境教育の強化や、NGO や地域市民団体との連携強化によるきめ細かな環境配慮の強化を図ることが今後も重要です。

事業課題 5

中堅・中小企業の海外事業運営支援

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	計画
中堅・中小企業向け情報提供の充実	(指標1) 投融資相談会・講演等を通じて情報提供を行った中堅・中小企業数		新規		1,641	1,780	1,410
地域金融機関の国際業務補完を通じた支援	(指標2) 中堅・中小企業の海外事業に関して地銀等地域金融機関に情報提供を行った件数		新規		22	33	25
評価結果							

○: 優れた取り組みがなされたと評価します。 □: 良好な取り組みがなされたと評価します。 △: 今後の取り組みに留意が必要です。
 - : 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

中堅・中小企業向け情報提供の充実

- 大企業と比べ情報・資金・人材等の面で制約が大きい中堅・中小企業の海外進出には、特に海外の投資環境情報等への円滑なアクセスが資金調達と並んで重要であるところ、海外事業に資する情報を本行が提供した我が国の中堅・中小企業数(指標1)は計1,780社となり、計画を上回りました。主な実績の内容は以下のとおりです。

- 地方自治体や商工会議所と連携して、本行職員が全国各地を回って「移動相談室」(投融資相談会)を計50回開催、また、中堅・中小企業支援室等への来行相談も随時受付けて、途上国の事業環境や貿易・海外投資手続、長期資金調達方法等に関する個別相談にきめ細かく対応しました(93社)。
- セミナー開催、外部講演会・セミナーへの講師派遣を計76回実施し、海外進出を行う中堅・中小企業に近年関心が高いと思われる内容について、本行から積極的に情報提供を行いました(1,654社)。

【セミナー開催、講師派遣の事例】

- ◇ 「東アジアにおけるビジネス環境」(北海道、60社)
- ◇ 「アジアの投資環境・ビジネス環境について」(栃木県、32社)
- ◇ 「ベトナムの投資事情～最新投資事情、生産基地・消費市場としての魅力～」(神奈川県、65社)
- ◇ 「ASEAN・中国向け/事業展開のポイント・海外売掛債権のリスクヘッジ」(大阪府、37社)
- ◇ 「日本企業の海外展開の動向と課題」(福岡県、43社)

- 上記の移動相談室やセミナー等を通じた情報提供以外にも、各国投資環境にかかる多様な情報ニーズに対応するため、投資環境資料のアップデートや新規刊行を行い、希望企業に配付し好評を得ました。また、「支援室ニュース」(隔月)等のメールマガジンを通じ海外投資関連情報の定期配信を行う等、企業ニーズを踏まえた付加価値の高い情報提供に努めました。

【投資環境資料の事例】

- ◇ 「中国投資環境シリーズ」2冊(改訂)
- ◇ 「東アジアの主な工業団地」(新規)
- ◇ 「タイの投資環境」(新規)
- ◇ 「中国における企業向け金融の実態と展望」(新規)

地域金融機関の国際業務補完を通じた支援

- ・ (指標2)の実績は、計画を上回りました。以下の具体例のように、各種研修への講師派遣や中堅・中小企業の海外投資に関する意見交換を通じ、各機関のニーズに合わせて、本行の海外ネットワークに基づく投資環境や政治経済情勢等に関する情報や知見を提供し、地域金融機関の国際業務補完に努めました。なお、こうした取り組みの結果、本行機能の活用ニーズが高まり、海外投資環境の情報提供等にかかる業務協力協定の締結に至った地域金融機関もあります。
 - 全国地方銀行協会での中国・ベトナム・タイの経済や投資環境に関する研修
 - 中国・ベトナム・インド向け投資をテーマとした地方銀行主催の取引先向けセミナーへの講師派遣
 - 地方銀行主催のベトナム産業視察ミッションに参加する中堅・中小企業への事前研修
 - 地方銀行への各国投資環境の情報提供と、県内企業の海外進出・国際化支援に関する意見交換
- ・ また、地域金融機関の取引先中堅・中小企業が行う、中国での木材加工製品の製造・販売事業、自動車用プレス部品製造・販売事業に対し、本行は当該金融機関との協調融資も行いました。本行には、海外事業に対応するための長期融資による期間リスク補完、投資先国のカントリーリスクのリスク補完や政策変更等に関する情報提供等が主に期待されています。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

- ・ 海外投資環境等に関する情報提供以外にも、我が国中堅・中小企業の海外事業に対する融資を通じた支援も行いました。
 - インドネシアでの精密金属プレス加工部品等の製造・販売事業や、タイでのプラスチック部品の製造・販売事業など、個別の融資承諾は33件と例年並の水準でした(2004年度32件、2003年度31件)。なお、こうした支援を提供した中堅・中小企業からは、「公的機関として相手国政府との関係があるJBICとの取引があることは信用面で心強いし、これからも期待する」、「中国では元切り上げなどの動きもあり、今後はJBICに現地の情報提供や新たな海外展開でも支援してほしい」といった声が寄せられました。
 - ASEAN諸国の中でも製造業の集積が進むタイでは、日本の金融機関の支店を通じたタイ・パーツ建ツーステップ・ローン供与により、現地日系中堅・中小企業にとって、為替リスクのない現地通貨建中長期資金調達を可能としました。また、民間金融機関との協調のもと、インド、メキシコ向けにも日本の中堅・中小企業が現地事業に利用可能なツーステップ・ローンを供与しました。
 - ロシア等向け輸出クレジットラインの拡充や、相手国側輸入者への説明会実施により、建設機械、工作機械等を輸出する我が国の中堅・中小企業の輸出機会創出・拡大にも取り組みました。
- ・ 本行の取引先中堅・中小企業に対する効果的な情報提供に加え、海外進出企業同士の交流や事業の情

報交換などを図る企業間ネットワークづくりの一助とすべく、「中堅・中小企業懇談会」を計 2 回開催しました(2005 年 9 月に東京本店、2006 年 3 月に大阪支店にて開催)。また、大阪で「フィリピン懇談会」を開催し、外国投資受入に関するフィリピン政府側責任者と、同国へ進出している(あるいは進出予定の)我が国中堅・中小企業を含む日本企業との間での意見交換を実現し、日本企業と現地政府機関とのネットワーク構築の場を提供しました。なお、本懇談会の参加企業からは、「民間企業にとって、相手国の政府機関の方々と投資環境改善に関して直接意見交換を行う機会は少ないので、非常によい機会であった。JBIC のネットワークを通じて、今後も引き続きこのような会を開催して欲しい」との反響がありました。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への優れた取り組みがなされたと評価します。
- ・ 今後とも中堅・中小企業向けに海外の事業環境情報を発信するとともに、個別事業を行う上での障害除去やソリューション提供等に努めることが求められています。その際には、中堅・中小企業を継続的に支援してきている我が国の民間金融機関に対する相互補完的な観点から、本行のリスクテイク能力や海外ネットワーク、情報力等が上手く活用されるように努める必要があります。

財務課題 1

適正な損益水準の確保および安定的な財務体質の維持

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度) 計画
					計画	実績	
調達コスト・期待損失勘案後の適正な損益水準の確保	(指標1) モニタリング指標 行政コスト計算書の業務費用(注1)	882億円 5,833億円	465億円 1,615億円	163億円 1,141億円		797億円 2,298億円	
財務的安定性の維持	(指標2) モニタリング指標 国際決済銀行の国際統一基準上に規定される自己資本比率	新規				18% 56%	
評価結果							

：優れた取り組みがなされたと評価します。：良好な取り組みがなされたと評価します。：今後の取り組みに留意が必要です。
-：外部環境の変化等により評価不能。

() 財務に関する課題については、勘定別に指標を設定。上段は国際金融等勘定、下段は海外経済協力勘定。

(注1) 行政コスト計算書の業務費用：本行は、従来より作成している法定財務諸表(国際協力銀行関連法規及び特殊法人等会計処理基準等に基づき作成、国会提出)に加え、2001年3月期より民間会計基準に準拠した財務諸表を作成、公表しています。行政コスト計算書の業務費用は、この民間会計準拠の損益計算書(原則として当期利益金)に基づいて作成されています。なお、指標1については、がないものは本行の当期純利益、は当期純損失を表します。

(注2) 2002年度においては、2002年12月の政府決定「債務救済方式の見直しについて」のとおり、債務救済の手法が従来の政府による債務救済無償の供与に代えて、本行の対象円借款債権の放棄を実施する方式に変更されたため、特に海外経済協力勘定で大幅な特別損失を計上しました。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

調達コスト・期待損失勘案後の適正な損益水準の確保

- ・2005年度の損益については、国際金融等勘定：797億円、海外経済協力勘定：2,298億円の利益が確保されました(指標1)。2004年度との比較では、国際金融等勘定は634億円、海外経済協力勘定は1,157億円の増益となっていますが、いずれも信用コストの減少(開発途上国全般の経済安定と国内経済回復傾向を反映したリスク軽減による貸倒引当金の減少)と利息収支の改善が主因です。

財務的安定性の維持

- ・2005年度のBIS自己資本比率は、国際金融等勘定：18.5%、海外経済協力勘定56.1%と高水準を維持しており(2002年度16.8%、48.9%、2003年度16.9%、51.4%、2004年度17.9%、53.0%)、財務的安定性を堅持しています(指標2)。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・両勘定について、信用コストを吸収した後において一定の利益水準となっており、適正な損益水準が確保されていることから、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。なお、法定決算では、国際金融等勘定で722億円、海外経済協力勘定で547億円の利益金を計上しました。

財務課題 2

出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握及び管理

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	
政策金融機関として構造的に抱える長期・固定の貸付による金利リスクの適切な把握及び管理	(指標1) モニタリング指標 金利感応度(金利変動による資産・負債の時価評価変動額(ベースポイントパリュール))	13億円 85億円	11億円 83億円	10億円 83億円		6億円 76億円	
財務の健全性に影響を及ぼし得る信用リスクの適切な把握及び管理	(指標2) モニタリング指標 民間準拠会計基準に基づく貸倒引当金	1,272億円 1,810億円	1,339億円 1,296億円	1,712億円 1,825億円		1,480億円 1,252億円	
	(指標3) モニタリング指標 貸付金償却額(部分直接償却額を含む)	392億円 8,164億円	1億円	0.1億円			
	(指標4) モニタリング指標 金融再生法開示債権比率	5.96% 1.34%	6.48% 7.85%	6.29% 7.83%		3.77% 2.56%	
	(指標5) モニタリング指標 金融再生法開示債権の保全率	68.1% 53.4%	60.6% 13.4%	70.1% 18.3%		71.0% 33.2%	
評価結果							

○:優れた取り組みがなされたと評価します。 □:良好な取り組みがなされたと評価します。 △:今後の取り組みに留意が必要です。
-:外部環境の変化等により評価不能。

()財務に関する課題については、勘定別に指標を設定。上段は国際金融等勘定、下段は海外経済協力勘定。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

政策金融機関として構造的に抱える長期・固定の貸付による金利リスクの適切な把握及び管理

- ・金利感応度(指標1)については、2005年度中の貸付・回収の結果、両勘定ともに金利リスクが減少しました。特に、国際金融等勘定においては、変動金利型資金管理の割合が上昇したこと等により大幅な金利リスク減少が認められます。
- ・指標の対象ではありませんが、リスク管理態勢を強化するために、2005年度にはALM(注)に関する検討・報告の態勢を強化しました(2006年4月にALMに係る委員会を開催)。

(注) ALM: Asset Liability Management の略。金利動向などに応じ、リスク軽減と収益確保を図る資産・負債の総合管理。

財務の健全性に影響を及ぼし得る信用リスクの適切な把握及び管理

- ・貸倒引当金(指標2)については、世界経済の回復による信用リスクの低下により、国際金融等勘定、海外経済協力勘定ともに減少しました。2005年度の貸付金償却額(指標3)はありませんでした。

- ・ 開示債権の比率(指標4)については、2004年度に比べ半減しました。開示債権の保全率(指標5)については、国際金融等勘定、海外経済協力勘定ともに2004年度を上回りました。なお、(指標4)については、2003年度から、民間金融機関との比較を容易にするという観点から、パリクラブ債権(注)のうち本行が行う債務者区分で要注意先となった国向けの債権を、その形式に照らし、従来の非開示から開示対象にしています。

(注) パリクラブ債権: 本行は開発途上国政府等向けの公的債権と位置づけられる与信を行っていますが、この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国間の国際的合意(パリクラブ合意)に基づき債務繰延べを行うことがあります。この一時的な流動性支援の中で、債務国はIMF(国際通貨基金)との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済力を確保していくこととなります。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

- ・ リスク管理に関する行内ホームページの新設や行内研修の実施により、役職員のリスク管理に対する意識向上を図りました。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 信用リスクや金利リスク等、出融資の実行に伴う様々なリスクを適切に把握・管理し、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。

組織能力課題 1

オペレーションの機動的・効率的な実施

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	計画
事業環境、顧客ニーズ、政府政策等の変化があった場合の機動的対応							
適切なコスト管理	(指標1) モニタリング指標 事務経費率(注1)	0.14%	0.14%	0.14%		0.14%	
案件管理の効率的実施	(指標2) モニタリング指標 円借款における貸付実行の進捗率(期首パイプライン執行率(注2))	14%	15%	15%		16%	
評価結果							

：優れた取り組みがなされたと評価します。：良好な取り組みがなされたと評価します。：今後の取り組みに留意が必要です。
-：外部環境の変化等により評価不能。

(注1) 事務経費率 = (事務費 + 支払手数料) / (貸付金平均残高 + 出資金平均残高 + 支払承諾見返平均残高)

(注2) 円借款期首パイプライン執行率 = (当期中の貸付実行額 - 当期中承諾案件の貸付実行額) / 当期初の未貸出額として算出しています。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

事業環境、顧客ニーズ、政府政策等の変化があった場合の機動的対応

- **世界的なエネルギー・鉱物資源の需給逼迫・原油価格高騰への対応**
世界的な原油等資源価格の高騰等を受け、中東地域を中心に大型投資案件が増える中、日本企業の海外での競争力確保、我が国への資源の安定供給確保等を図るべく、プロジェクトファイナンス等の手法も積極的に活用しつつ内外のニーズに適切に対応しました。具体的には、カザフスタンのカシャガン油田開発(88頁、事例紹介参照)、ロシアのサハリン油田開発、カタールLNGプロジェクト、メキシコ湾油ガス田権益取得、ペルーのセロベルデ銅鉱山開発やブラジルのアルミ製錬事業等への支援が挙げられます。
- **政策金融改革の議論を踏まえた保証業務の拡充等を通じた民業補完の徹底**
政策金融改革の方針に従い、民業補完を徹底すべく保証業務の拡大を図りました。日本企業による製品輸入保証や本邦金融機関との協調融資保証に加え、日系企業社債保証や公債保証を増加させました。
- **日本企業の海外におけるビジネス環境整備支援**
本行は日本企業の国際競争力の確保及び日本と諸外国との経済連携強化を目的として、マレーシア、タイやインドの商業銀行や輸出入銀行と日本企業のビジネス環境支援のための融資・保証の供与並びに業務協定を締結しました。また、革新的・先進的な取り組みとして、日本政府が ASEAN + 3(日中韓)の枠組みで推進しているアジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI)関連の業務があげられます。2005年9月、本行はタイ・パーツ建債券を発行し、調達したパーツ資金を原資に、邦銀3行のバンコク支店に対するパーツ建ツアー・ステップ・ローンを供与しました。これは ABMI に沿った初のアジア通貨建融資として、タイに進出している日本企業に対し、邦銀経由で設備投資及び長期運転資金を供与するものです。

➤ 平和構築への貢献

紛争予防や周辺国を含めた紛争地域における復興と紛争の再発防止への支援として、長期の内戦からの復興を目指すスリランカに対して、円借款を通じた継続的な支援を行いました。また、内戦被害を受けたグアテマラの復興に対しても、平和構築のための支援を行いました。さらに、イラクについて、日本政府が表明している支援方針に沿って、中長期的な復興を支援するイラク政府の事業準備に協力すべく、世界銀行や国連開発計画、米国援助機関等と、また、JICA より派遣されている本邦専門家等と連携しながら、各種調査を実施し、灌漑事業や発電所事業等3件に関し、日本政府による事前通報がなされるに至りました。その他、平和構築の概念整理とアフガニスタン等の事例研究を行う過程で、国内(JICA、アジア経済研究所、大学、NGO等)、海外(世界銀行、国連開発計画、アジア開発銀行、米国国際開発庁、フランス国際開発庁等)の関係機関と平和構築支援への取り組みについて協議を実施しました。

➤ スマトラ沖大地震・インド洋津波・パキスタン大地震災害への緊急対応

2004年12月のスマトラ沖大地震・インド洋津波への緊急対応として、2004年度にスリランカ、モルディブにおいて実施した緊急ニーズ調査結果をもとに、スリランカに対し、円借款を3件承諾し、モルディブではニーズ調査結果に基づいた案件形成を支援しました(2006年7月承諾)。また、2005年10月のパキスタン大地震への緊急対応として、現地政府の要請を受け、本行は、世界銀行、アジア開発銀行、国連組織等と緊急調査を共同で実施し、調査結果を現地政府に伝えました。調査結果を踏まえ、2006年1月には緊急震災復興支援借款を承諾しました。

➤ アフリカ開発支援

日本政府の表明したアフリカ開発支援策の実現に向けて、「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ(EPISA for Africa)」(注1)に基づき、本行はアフリカ開発銀行と協調融資を行いました。第一回融資対象となった事業は、アフリカ地域統合のための広域インフラ整備事業です。本行はアフリカ開発を支援するため、国際機関との連携を図り、現地政府の計画準備に協力しています。

(注1)「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ(EPISA for Africa)」: アフリカの民間セクター開発を包括的に支援するため、投資環境整備、金融市場の育成、社会・経済インフラ整備、零細・中小企業支援、貿易・海外直接投資の促進を、5年間に亘り支援するもので、信託基金、本行とAfDBの協調融資促進スキーム、及び民間企業を最終的な借入人とする本行のAfDB向け融資の3つの手法で構成されています。

適切なコスト管理

- ・ 事務経費率は、過去3年間と同水準で推移しました(指標1)。

案件管理の効率的実施

- ・ 円借款における貸付実行の進捗率は2004年度より若干改善しました(指標2)。現場での新たな試みとして、例えばインドネシアでは、WEBサイトにより関係省庁が本行と調達や貸付進捗の状況を共有閲覧できるシステムを構築し、モニタリング機能の強化を図り、貸付実行進捗率を高めています。
- ・ 円借款について、事前評価、中間レビュー、事後評価、事後モニタリングを含めた一貫した評価の流れを確立し、評価結果や教訓と提言を途上国に提示することで、途上国の自主性を高めることにつながっています。また、事業開始前に開発途上国政府機関との合意した事項をまとめ、その後の案件管理と評価を行う際にも、同一フォーマットを使用することにより、より一貫した案件管理の効率化を進めました。
- ・ 円借款を利用する途上国の調達監理能力を向上させるため、調達に関する具体的な改善策の提案や改善の支援を通じて、案件管理の効率的実施に努めました。

2. 追加的な取り組みに関する評価（年間事業計画に予め掲げていないもの）

- ・旧日本輸出入銀行と旧海外経済協力基金の統合後、両機関の勘定系システムが並行して運用されていましたが、これらを統合した勘定系システム（新基幹システム）が本格稼動し、業務の効率化が図られています。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・国際情勢、開発途上国政府やグローバルに事業展開する日本企業等のニーズ、あるいは我が国政府の対外経済政策は刻々と変化しており、海外向け業務を担う本行の特質上、引き続き、これらへの戦略的かつ効果的な対応を意識しつつ、機動性を発揮することが重要です。また、本行業務は2008年度に新政策金融機関と独立行政法人国際協力機構（JICA）に承継されることとなっておりますが、円滑な移行を行うと同時に、その間も効率的・効果的な業務運営に取り組むことが必要です。

組織能力課題 2

我が国国民・利用者の意見・要請の適切な反映

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	計画
我が国国民、利用者及び非政府団体(NGO)等の意見を聴取する機会の拡大	(指標1) モニタリング指標 本行業務のあり方や出融資対象案件に対する意見を聴取した個人・団体数		新規			936	
出融資利用手続きの軽減等による利便性向上	(指標2) モニタリング指標 アンケート調査に基づく利用者満足度		新規				
評価結果							

：優れた取り組みがなされたと評価します。 ：良好な取り組みがなされたと評価します。 ：今後の取り組みに留意が必要です。
 -： 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

我が国国民、利用者及び非政府団体(NGO)等の意見を聴取する機会の拡大

・ (指標1)については、我が国国民、利用者、非政府団体、地方公共団体、大学関係者等の意見・参加を求める機会拡大の一環として、以下の取り組みを行いました。

➤ ODA民間モニター制度やNGO-JBIC協議会

円借款に関して、外務省が実施する ODA 民間モニター制度では、中国、パキスタン、パプアニューギニア、エジプト、ベトナムにおいて海外視察が実施され、我が国国民による ODA 事業の一層の理解を深めました。また、NGO との定期的なコミュニケーションを図る場として 4 回開催された NGO-JBIC 協議会では、円借款事業における男女共同参画、マイクロファイナンス事業における NGO の参加、HIV/エイズ対策等に関する議論が行われ、ODA 事業実施における NGO の知見反映の機会拡大に努めました。

➤ 民間セクターとの懇談会

国際金融等業務に関連し、日本企業(商社、鉄鋼・非鉄金属、エネルギー等)、民間金融機関等との懇談会を多数実施し、本行に対するニーズ確認や業務についての意見交換を行いました。また、海外経済協力業務に関連し、建設業界団体、コンサルタント業界団体、商社との懇談会を多数実施しました。融資事業の請負者が被る不適当な契約条件の是正を本行から働きかける等、利用者からの要望や見解を汲み取り、業務へ反映させています。

➤ 円借款関連セミナーの実施

NGO を含む民間非営利組織、大学及び関係機関、地方自治体、民間企業など 11 団体からの参加者を対象に、国民の経験や知見を円借款業務に反映するため「コミュニティ・ディベロップメント」をテーマとして、「円借款パートナーシップセミナー」(旧「国民参加型援助促進セミナー」)をインドで開催し、インド向け円借款事業のうち、植林活動を通じた貧困削減事業や、上下水道整備等を視察しました。現地視察により、参加者は「現地の事情に即したきめ細かい援助を行うことが大切である」ことを現地で

実感し、援助のあり方について活発な議論を行いました。また、過去のセミナー参加者を対象に「円借款パートナーシップセミナー連絡会」を新たに開催し、各団体による多様な国際協力活動や本行の連携事例を報告し、意見交換を実施しました。なお、本セミナー実施の具体的成果の例として、2004年度にベトナムでのセミナーに参加した NPO 法人「持続可能な社会をつくる元気ネット」の活動が挙げられます(注)。

(注)セミナー参加後、本行委託により同法人が「タイ地域環境活動に係る調査」を実施。その過程で、調査のカウンターパートであったタイ環境研究所、タイ天然資源・環境省の協力のもと、47の地域環境活動団体・地方公共団体・教育機関が参加し、タイの地域環境活動に関する経験・知識交流と連携づくりを推進するネットワーク構築に繋がりました。

➤ 連携促進調査スキームの導入

「円借款パートナーシップセミナー」に関連して、セミナーへの参加団体との連携を強化し、実際の円借款業務への参加を通じた我が国の技術や知見を活かすことを目的として、「連携促進調査」スキームを導入しました。現在調査が実施されており、その結果を踏まえ、日本の各種団体の経験や知見が益々開発途上国において活かされることが期待されています。

➤ NGO 等との意見交換と協力

スリランカ、ベトナム、タイ等において、現地で活動する我が国 NGO や現地の NGO との連携等に関する意見交換を実施しました。こうした意見交換を踏まえて具体的協力へ進展した事例として、タイの地域環境活動における、生ゴミ等有機資源の堆肥化に必要な技術に関する内外 NGO 等との協力による調査実施や、インドで実施中の植林事業における、現地に事務所を持つ日本の NGO との協力による「学校植林・環境キャンペーン」(対象地域の学校の生徒を対象とした環境啓発活動)実施が挙げられます。

➤ 大学との協力の促進

業務協力協定を締結した本邦大学(2005年度新たに締結した4校を含め合計11大学)との定期協議等により、円借款業務への知見やアイデア等の意見交換を行いました。大学の本行業務への参画意向や要望を聴取する機会の拡大が、昨今の大学との調査委託業務増加の成果となっています(人材育成事業の受け入れコース開発、地域医療拡充のための医学部整備支援、国際契約マネジメントの講座開発等について、大学との調査委託業務を18件締結)。また、インターンシップ制度により、協定先の大学から大学院生10名を受け入れ、学生が本行業務に接する機会を拡大しています。なお、今回参加したインターン生も含めた OB/OG が、全国各地の国際協力関連イベント(グローバル・フェスタ(2005年10月/東京)、ワールド・コラボ・フェスタ(同年10月/名古屋)、ワン・ワールド・フェスティバル(2006年2月/大阪))においてミニセミナーを開催し、インターンシップ経験を披露したところ、国際協力に関心のある学生を中心に熱心な意見交換が行われ、好評を博しました。

➤ 環境関連の意見聴取

融資検討中のサハリン フェーズ2事業に関し、日本に越境する可能性のある環境関連の事項があることから環境関連の意見を幅広く聴取するために、一昨年度に引き続き環境関連フォーラムを東京、札幌において、2005年度中3回開催し(参加者は延べ135名)、その内容を本行ホームページに公表しました。

出融資利用手続きの軽減等による利便性向上

- ・(指標2)については、内外の利用者に対するアンケート調査を実施中です(対象は円借款の利用者である借入人・事業実施機関、輸出金融、輸入金融、投資金融、保証の利用者である日本企業その他、有償資金協力調査(SAF)の利用あるいは連携実績のあったコンサルタント、大学・自治体、NGO)。回収結果の詳細な分析を踏まえ、利用者からの要望に応じた利便性の向上に努める予定です。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ 今後とも、我が国国民、利用者及び非政府団体の知見の活用、意見聴取を図り、業務に反映させていくことが求められます。本行の取り組むべき課題が今後も一層多様かつ複雑化していく環境において、利用者アンケートなどの方法を活用し広く意見聴取することに加え、個別事項や事例に応じた関係者との対話の強化やネットワーク機能の活用により、我が国国民や利用者の意見や要望を適切に把握し、業務に反映させる努力が求められます。

組織能力課題 3

情報公開・広報活動の推進

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	
積極的な情報公開の推進	(指標1) モニタリング指標 HP(ホームページ)へのアクセス件数	1,400,948	1,495,764	1,377,713		1,103,379	
開発途上国における本行業務に関する理解の促進							
開発教育を通じた国民の国際協力への理解の増進及び国際協力分野での人材の養成	(指標2) モニタリング指標 開発教育を実施した件数			45		49	
評価結果							

○：優れた取り組みがなされたと評価します。 □：良好な取り組みがなされたと評価します。 △：今後の取り組みに留意が必要です。
 -：外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

積極的な情報公開の推進

- ・(指標1)は、本行ホームページの「トップページへのアクセス数」を計上しています。2005年度は過去3年度の水準を下回りました。これはサーバトラブルにより、アクセス集計の中断・変更があったためですが、当該期間を除けば、従来と同等のアクセス水準となっています。なお、ホームページ全体へのアクセス数が増加しました(2004年度の月平均アクセスは198,362件、2005年度は212,604件)が、これはユーザーのニーズに対応したコンテンツの充実化を図ったことにより、全体としてアクセス数が増加したほか、トップページを経由しない「お気に入り登録」、検索、他頁からのリンク等からの直接アクセスが増加したことによるものと推測されます。
- ・また、以下のとおり、広報媒体の内容の充実に取り組みました。
 - 広報誌「JBIC TODAY」の記事デザインを変更し読み易さを改善するとともに隔月で発行し、本行の業務実績や最近の取り組み等を紹介
 - 本行の業務を紹介する各種パンフレット(「日本とインド：新たな可能性に向けて」(インドに対する円借款の概要)、「中堅・中小企業支援事例集」等)を発行
 - 環境への取り組みへの理解促進のため「環境・社会行動レポート2005」を発行
- ・本行広報センターにおいて、情報開示請求の窓口業務、年次報告書・業務紹介パンフ等の資料配布、情報提供を行っています。
- ・融資検討中のサハリン フェーズ2事業に関する環境関連フォーラムの内容を、本行ホームページに公表しています。

- ・ NGO-JBIC 協議会のホームページを NGO と共同運営し、会議の議題、配布資料、議事録等を公表しています。
- ・ 円借款業務の実施状況について、国際的な基準を踏まえた定量的な指標を活用し、事前から事後までの一貫した評価を行い、その結果を積極的に公表しています。
- ・ 年度内に受け付けた全ての情報開示請求に対して、請求が取り下げられたものを除き、適切かつ迅速に対応しました。

開発途上国における本行業務に関する理解の促進

- ・ 開発途上国の現地マスコミに対する本行出融資案件への現地視察（プレスツアー）をモロッコ、ペルー、エジプト等で実施し、現地における本行業務の理解増進に努めました。なお、参加記者からは、「大規模かつ優遇された条件での融資により、貧困削減および経済インフラ整備という当国の主要課題へ重点的に支援を行っている」、「実施機関との良好な関係に立った着実な支援が現在の経済発展へ貢献した」との反響や、日本全体の政策支援が有機的に組み合わせられることへの期待が表明されました。

開発教育を通じた国民の国際協力分野での人材の養成

- ・ （指標 2）では以下のような取り組みが行われました。
 - 本行と連携協定を締結している大学での国際協力の定期講義や、連携先の大学院生のインターン研修の実施。
 - 国内各地の大学やインド、タイ、ペルー等における日本人学校での開発教育の実施。
 - タイ、フィリピン、ベトナム等において、大学生・大学院生の円借款事業の現地視察受け入れ。
- ・ 指標の対象としていませんが、開発教育を実施する上で必要となるツールを整備・充実するために、開発コンサルタントや研究者等の意見を踏まえつつ、開発教育のカリキュラム・教材を大学と共同で作成しました。

2. 追加的な取り組みに関する評価（年間事業計画に予め掲げていないもの）

- ・ 2005 年 9 月から 10 月にかけて、日本経済新聞の「ゼミナール」に「大競争時代の ODA」を連載し、有力マスメディアを通じて、ODA に対する国民の理解を高めるための発信を行いました。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ 政策金融機関として業務の透明性向上や国民への説明責任を果たすために、内外における本行業務への理解促進を図るとともに、開発教育を通じた人材養成を図るべく、情報公開・広報活動については、今後も積極的に取り組んでいくことが重要です。

組織能力課題 4

対外経済分野における政策金融機関としての現地機能の活用強化

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	計画
現地における動向把握・政策対話とそれに基づく迅速柔軟な対応	(指標1) モニタリング指標 現地タスクフォース・ドナー会合が組成され、本行が参加している国数			新規		32	
	(指標2) 海外駐在員事務所の現地ネットワークをファイナンス組成・顧客ニーズへの対応等に活用した出融資保証対象案件数			新規	37	31	48
開発途上国における適切なニーズ把握	(指標3) 海外駐在員事務所と開発途上国政府・国際機関との間で各種政策に関する意見交換を行った対象国数			新規	57	55	55
	(指標4) 海外駐在員事務所が各種ニーズを聴取した現地日系企業数	604	690	605	593	419	600
評価結果							

○：優れた取り組みがなされたと評価します。 □：良好な取り組みがなされたと評価します。 △：今後の取り組みに留意が必要です。
 -：外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

現地における動向把握・政策対話とそれに基づく迅速柔軟な対応

- ・(指標1)については、ODAをより効率的、効果的に実施するための日本政府方針に従い、現地ODAタスクフォース活動やドナー会合に、途上国ごとの特徴と必要性に応じて、本行の海外駐在員事務所が対応しました。インドネシア、ベトナム、カンボジア、フィリピン、インド、スリランカ、バングラデシュ等のODAタスクフォースを通じた活動に参加することで、現地における援助動向の把握や対話を行いました。国際機関等のドナーと当該国の支援方針について協調を図るとともに、例えば円借款案件形成の準備調査や事業実施・完成後の技術援助でJICAと連携する等、日本側としての有機的な支援強化も図られています。
- ・(指標2)については、計画値を下回りました。当該国の政権交替や国内法の改正により案件準備が遅延した事例や、カントリーリスクが高まったために日本企業の投資ニーズが減退した事例があったこと等が原因です。具体的な取り組みとしては、タイではパーツ建債券発行に関し、バンコク駐在員事務所がタイに進出している邦銀からの資金ニーズを聴取し、顧客ニーズに対応しながら債券発行の準備を行いました。また、メキシコ、ブラジル、ベネズエラ、インドネシア、ベトナム、トルコ、フィリピン等について、当該国を管轄する海外駐在員事務所を通じ、投資金融、輸出金融、保証等の相談を受けるとともに、適切なサポートを提供することで、円滑な出融資保証承諾に結び付けました。

開発途上国における適切なニーズ把握

- ・ (指標 3)は、ほぼ計画を達成しました。イラク、インド、インドネシア、エジプト、ガーナ、カンボジア、スリランカ、タンザニア、チュニジア、パキスタン、ペルー、中国等について、当該国を管轄する海外駐在員事務所が、各国政府関係部門に対して独自にあるいは世界銀行や主要ドナーなどの開発パートナーとともに、財政政策や開発政策に関する意見交換を行い、既往案件の監理や新規案件の支援を実施しています。例えば、イラク復興支援では、本店と海外駐在員事務所のネットワーク機能を活用し、現地 ODA タスクフォースを通じた現地での調整、案件形成の事前合同調査や現地専門家の活用、世界銀行をはじめとする国際機関や JICA、JETRO 等の国内関係機関との緊密な連携により、事業ニーズを迅速・的確に把握し、効率的な支援を行いました。
- ・ (指標 4)は、実績が計画を下回り、過去 3 年間に比べて約 3 分の 2 の水準に留まりました。これは、新規案件のフォロー、既往案件の監理強化や事務所の移転・閉鎖等により、現地日系企業との面談機会が十分設けられなかったこと等によるものです。実績としては、タイ、中国、ベトナム、シンガポール等、各地の本行駐在員事務所が現地日系企業から資金ニーズや投資事業計画、ビジネス展開等について幅広く見解を聴取し、業務へのフィードバック等を行いました。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への今後の取り組みに留意が必要です。
- ・ 各事業分野の課題に対応した新規案件支援等の具体的な成果を出すためには、海外駐在員事務所が現地に所在する利点を最大限活かし、本店が密接に協力しながら、現地のニーズを的確・迅速に汲み取ることが重要です。2005 年度は諸事情により、(指標 4)の当初計画に対し、現地日系企業のニーズを聴取する機会が十分に確保されませんでした。人員を含む体制上の制約がある中、事務所の効率的・機動的対応の強化に向けて本店から支援を得ながら、これまで築いてきた現地ネットワークの一層効果的な活用方法の検討や事務効率化等を通じて、ニーズ聴取の機会を増やす、更に、所在国の投資環境や産業動向等を踏まえたより深いニーズの掘り起こしを試みるなど、事務所毎の事情に応じた工夫を行いつつ、現地ニーズの把握に一層努めていくことが求められます。



事業分野

国際金融秩序安定への貢献

課題 1-1
アジア地域における金融・市場
市場の構造改善・市場育成支援

課題 1-2
新興・体制移行
国発の国際金融
危機未然防止への
対応強化

課題 1-3
国際金融危機発
生時の機動的・
効果的な危機収
拾

本事業分野における課題

中期の業務戦略(2005年3月改定)および平成17年度年間事業計画(同月策定)では、

(1)アジア経済は順調に回復し、各国とも健全な経済運営に努めているものの、民間資金の急激な流出可能性や金融システムの脆弱性、通貨・期間ミスマッチ構造の未解消など、アジア地域の金融・資本市場の構造改善は重要な政策テーマであり、域内における中長期資金の動員能力を高める債券市場育成が不可欠である、

(2)アジア以外も含めた新興・体制移行国における金融システム全体の安定が重要性を増しており、当該国政府・国際機関等との政策協議や、マクロ経済動向の定期モニタリングが引き続き重要、

等の認識のもと、国際金融秩序の安定への貢献に向けた以下3つの課題を設定しています。

- アジア地域における金融・資本市場の構造改善・市場育成支援（課題 1-1）
- 新興・体制移行国発の国際金融危機未然防止への対応強化（課題 1-2）
- 国際金融危機発生時の機動的・効果的な危機収拾（課題 1-3）

事業環境

アジアにおける地域金融協力について、ASEAN+3(日中韓)財務大臣会合(2005年5月)で、アジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI)やチェンマイ・イニシアティブ^(注)等の強化が謳われました。ABMI等の市場育成策による後押しもあり、2005年のアジア・オセアニア地域の社債市場の規模は前年比2倍超の拡大を記録、特に中国、韓国、タイで顕著な拡大が見られました。また、インドネシア、フィリピン等では外貨建債券の発行が増加傾向にあります。新興・体制移行国全般では、国際経済の着実な成長の傍ら、世界的な経常収支不均衡の拡大や国際的なインフレ懸念等が不安定要因として存在し、また、原油高に伴って産油国に集まるオイルマネーの動向への注目が高まりました。なお、2005年度中には国際金融危機、あるいは危機に繋がる事象は発生しませんでした。

(注)日中韓およびASEAN5カ国で、通貨危機等の際に外貨を融通する二国間通貨スワップ取極等のネットワークを構築するものです。

平成 17 年度評価のサマリー

本事業分野の課題への取り組み状況については、3つの課題のうち、2つが「 」との評価結果になりました(課題 1-3 は評価対象外)。各課題の評価で特筆すべき事項等は以下のとおりです。

アジア地域における金融・資本市場の構造改善・市場育成支援 (課題 1-1)

評価

アジア地域における債券市場の育成支援については、実績は計画をやや下回ったものの、本行が発行する現地通貨建債券として初となるタイ・バーツ建債券発行、ABMI に基づく初のアジア現地通貨建融資である邦銀向けタイ・バーツ建ツーステップ・ローン、インドネシア及びマレーシアにおいて本行初となる、現地日系企業のルピア建・リングgit建社債への保証など、アジア域内での債券発行促進等の観点から ABMI 推進に貢献する革新的・先進的な取り組みを実現しました。このほか、コロンビア政府が発行するサムライ債(私募円建外債)への保証供与により、同国の東京市場復帰を支援しつつ、サムライ債市場活性化にも貢献するなど、アジア金融市場の活性化等に資する取り組みを行いました。ABMI に沿った取り組みが徐々に実績となって現れてきている中、今後とも着実に実績を積み上げていくことが重要です。

新興・体制移行国発の国際金融危機未然防止への対応強化 (課題 1-2)

評価

新興・体制移行国における健全な経済運営に貢献すべく、アジア協力対話での債券市場育成に関する知的協力、スマトラ島沖大規模地震を踏まえたインドネシア政府とのモラトリアム協議、IMF・世界銀行等とのアジア・中南米・CIS 諸国などのマクロ経済政策・財政政策等に関する協議等を行いました。また、開発途上国のリスク分析のための定期審査実施(92 カ国)、国際金融危機再発に備えて本行が開発した早期警戒システムの月次運用など、マクロ経済動向のモニタリングに努めました。今後とも、各種セミナーを通じた知的支援やマクロ経済政策・財政政策等に関する協議を通じて、開発途上国の健全な経済運営を支援するとともに、また、国際金融危機の再発の兆候を見逃さぬよう、開発途上国経済のマクロ経済動向の定期モニタリングを継続することも重要です。

国際金融危機発生時の機動的・効果的な危機収拾 (課題 1-3)

評価

(本課題は、国際金融危機が発生した場合、あるいは危機に繋がる事象が発生した場合のものとして念頭に置くものですが、2005 年度にはこれらに該当する事態が発生しなかったため、評価対象外とします。)

課題 1-1

アジア地域における金融・資本市場の構造改善・市場育成支援

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	計画
アジア地域における債券市場の育成支援	(指標1) アジア債券市場育成イニシアティブに沿った各種取り組みの実施件数		新規		9	6	7
アジア地域向け中長期民間資本フローの拡充支援	(指標2) モニタリング指標 アジア地域向け出融資保証承諾案件による中長期民間資本流入額		新規			2,550億円	
評価結果							

○：優れた取り組みがなされたと評価します。 □：良好な取り組みがなされたと評価します。 △：今後の取り組みに留意が必要です。
 -：外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

アジア地域における債券市場の育成支援

- ・ (指標1)の実績は計画を下回りましたが、これは、現地当局等との間でのストラクチャー協議・検討が当初予定より遅れたこと等によるものです。実績の例としては、ABMI(注1)に基づく、本行自身の現地通貨建債券の発行として初となるタイ・パーツ建債券発行、本行初のアジア通貨建融資となるタイ・パーツ建ツーステップ・ローン(55頁、事例紹介参照)、現地日系企業が発行するインドネシア・ルピア建社債やマレーシア・リングギット建社債に対する保証供与(両国での現地通貨建社債保証として本行初)が挙げられます。

これらはいずれも、本行の保証機能等の活用によるアジア域内での債券発行促進等の観点からABMI推進に貢献する革新的・先進的な取り組みと考えられます。特に途上国では、信用力の高い日本企業であっても、邦銀支店をはじめとして現地金融機関による長期貸付が困難なこと、また、現地債券市場における知名度は必ずしも高くなく、円滑な債券発行が困難なことから、我が国の政策金融機関として高い格付を有する本行の信用補完が強く求められているのが現状です。こうした観点から、民間金融機関を補完しつつ、為替リスクのない現地通貨建の資金調達手段の提供により現地日系企業の幅広い資金ニーズにも応えるものとして、こうした取り組みは関係者から評価を得ています。

(注1) アジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI)：アジア通貨危機の再発防止策として、高い貯蓄率を有するアジア域内の資金を域内の投資に振り向けるために、アジア各国の債券市場の育成・活性化を図るための方策について、ASEAN+3(日・中・韓)の政府当局間で協議が進められているものです。

- ・ また、法制度等各国の個別事情を踏まえつつ、早期の新規案件実現に向けて、中国やマレーシア政府等とABMIに関する協議や個別案件実現に向けた協議を実施しました。また、アジア各国に進出している日本企業との間でも、現地日系企業の債券発行に対する信用補完や現地通貨建ツーステップ・ローンの可能性等について意見交換を行いました。

<事例紹介> タイ・パーツ建ツーステップ・ローンの供与（タイ）

現在タイは、ASEAN 諸国の中でも製造業の集積が進み、生産拠点としての存在感を高めています。日本とタイの FTA 合意や日本と ASEAN の包括的経済連携協定の進捗も踏まえ、日本企業はグローバルな事業展開のための戦略拠点として、改めてタイでの事業展開を活発化している状況です。

こうした中、本行は東京三菱銀行（現三菱東京 UFJ 銀行）、みずほコーポレート銀行および三井住友銀行に対し、それぞれ 10 億パーツを限度とするパーツ建ツーステップ・ローンを供与しました。これは、日本政府が ASEAN + 3（日中韓）の枠組みの中で推進している ABMI に沿って、本行が現地通貨建債券の発行により調達したパーツ資金を原資としています。なお、本債券の発行は、本邦発行体として、同構想に沿った初のアジア通貨建での債券の発行であり、タイにおける外国政府及び外国政府機関としても初の試みです。

本融資は、バンコクにおける日本の金融機関の支店を通じ、タイで事業を行っている日本企業の設備投資および長期運転資金を、パーツ建で供与するものです。為替リスクのない現地通貨での長期融資を可能とすることにより、現地日系企業の幅広い資金ニーズに対応するものと期待されています。

アジア地域向け中長期民間資本フローの拡充支援

- ・（指標 2）は、本行が輸出金融、投資金融、事業開発等金融や保証を供与した案件によるアジア地域への中長期民間資本フロー（民間金融機関の融資等）を示したものです。これは、本行がカントリーリスクテイクや投資先国に対するカントリーリスク抑止機能の発揮等を通じて一定の民間資金の呼び水機能を果たすことにより、直接的にアジア地域への安定的な民間資金フローの流入拡充に貢献したものといたします。こうした案件に該当する具体例は以下のとおりです。
 - インドの地場商業銀行向け事業開発等金融（総額 2 億ドル相当円）（115 頁、事例紹介参照）において、民間金融機関の融資部分に対し、本行が保証を供与。
 - インドネシアの既設 IPP 事業の権益取得に対する投資金融によるプロジェクトファイナンス（総額 7,500 万ドル）において、民間金融機関の融資部分に対し、インドネシアのポリティカルリスクにかかる保証を供与。同国向け民間金融機関の資金フローに道を開いたとしてマスコミでも高く評価され、こうした取り組みに期待する民間金融機関からの相談も増えています。
 - 中国、タイ、インドなどでの自動車部品や電子部品等の製造・販売事業への投資金融において、本行が投資先国のポリティカルリスクの一部引き受け等を積極的に行うことで、日本企業のアジア向け投資に対する民間金融機関からの支援を得やすくなりました。
- ・また、アジア諸国に対して、経済社会インフラ整備案件への融資や、調査・提言等により外資受入制度等の改善を当該国政府に働きかけています。このような取り組みを通じて、当該諸国の投資環境が改善され、中長期の安定資金である海外直接投資（FDI）の流入増にも寄与することが期待されます。

2. 追加的な取り組みに関する評価（年間事業計画に予め掲げていないもの）

- ・ コロンビア共和国政府が発行する私募円建外債（サムライ債（注 2））に本行保証を供与することにより、同国の東京市場への復帰を支援するとともに、円建外債市場の活性化に貢献しました。こうした取り

組みを進めることにより、アジアの金融市場の活性化等に対する貢献が期待されています。

(注2) サムライ債：海外発行体(非居住者)が日本国内の債券市場で発行する円建債券。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ ABMI に沿った取り組みが徐々に実績となって現れてきていますが、同取り組みには現地通貨建取引や証券化スキームの活用等の先進的な金融手法の活用が求められることが多いところ、適切なリスク管理を行いつつ、今後とも着実に実績を積み上げていくことが重要です。こうした市場の構造改善に向けた取り組みと合わせ、引き続きアジア地域への中長期民間資本フローの拡充に向け、保証等の金融ツールを活用することも重要です。

課題 1-2

新興・体制移行国発の国際金融危機未然防止への対応強化

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	計画
市場からの信認維持に不可欠な健全な経済運営に対する知的協力	(指標1) 新興・体制移行国の経済政策に関する、当該国政府・国際機関等との協議対象国数		新規		29	32	28
国際金融危機再発に備えたマクロ経済動向の定期モニタリングの徹底	(指標2) マクロ経済動向に関する定期審査対象開発途上国数		新規		95	92	87
評価結果							

：優れた取り組みがなされたと評価します。：良好な取り組みがなされたと評価します。：今後の取り組みに留意が必要です。 -：外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

市場からの信認維持に不可欠な健全な経済運営に対する知的協力

- ・ (指標1)については、計画を達成しました。具体的な取り組みとして、アジア協力対話(Asian Cooperation Dialogue)でのタイ、マレーシア等政府に対する債券市場育成に関する知的協力、インドネシア・スマトラ島沖大規模地震を踏まえたインドネシア政府とのモラトリアム(債務支払猶予)協議や銀行セクター改革協議、ベトナム政府・政府機関等との金融セクター改革に関する協議、IMF・世界銀行・アジア開発銀行等とのアジア・中南米・CIS諸国など開発途上国のマクロ経済政策・財政政策等に関する協議を実施しました。
- ・ また、市場からの信認維持に不可欠な健全な経済運営に対する知的協力の推進の一環として、以下のようなセミナーを開催しました。
 - 中国、インド、ロシア、トルコ、ブラジル等18カ国の政府及び中央銀行、金融機関等の中堅幹部職員を招聘し、相互理解を促進すると共に、我が国の社会、経済、産業等について知識を深め、各国開発政策の基盤となる制度や政策づくりを支援するため、「JBICセミナー」を開催。
 - インドネシア、コロンビア、タイ、ベトナム等14カ国から債務管理・返済の担当機関(財務省、中央銀行等)の職員を招聘して、借入国の制度面・実務面での包括的な債務管理能力強化を図る「公的債務管理能力強化セミナー」を開催し、公的債務管理政策の立案・実施手法に係る講義及び返済業務を中心とする実務面での債務管理体制の比較検討等を実施。

国際金融危機再発に備えたマクロ経済動向の定期モニタリングの徹底

- ・ 本行は、与信残高のある中国、インドネシア、フィリピン、トルコ、メキシコ、ブラジル等の開発途上国に関して個別に審査を実施し、(指標2)はほぼ計画を達成しました。マクロ経済調査に際しては、本行の公的ス

テータスを活かして現地政府、国際機関、国内外の研究機関等の幅広いソースから情報収集を行い、本行の審査ノウハウを活用して様々な観点からリスクを分析しています。

- ・また、本行で開発した早期警戒システムを月次で運用し、国際金融危機に関するモニタリングを継続的に実施しました。

2. 追加的な取り組みに関する評価（年間事業計画に予め掲げていないもの）

- ・新興・体制移行国等のソブリンリスクの適切な把握・評価のため、格付モデルなどソブリンリスク審査の水準を内外でも有数のレベルに保つべく改善に努めています。モニタリング対象国の一部については、セミナー・ワークショップの実施や、主要国の輸出信用機関(ECA)との意見交換等を通じ、ネットワーク形成及び知識の高度化・共有を実施しています。
- ・また、OECDのカントリーリスク専門家会合に参加し、審査における定性評価のあり方に関する改善提案を行うなど、他国輸出信用機関とも連携し、リスク評価・格付方針等に関する議論を行いました。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・今後とも、各種セミナーを通じた知的支援やマクロ経済政策・財政政策等に関する協議を行いつつ、開発途上国の健全な経済運営を支援することが必要です。また、国際金融危機の再発の兆候を見逃さないように、本行のリスク審査手法の改善・発展を図りつつ、開発途上経済のマクロ経済動向の定期モニタリングを継続することも重要です。

課題 1-3

国際金融危機発生時の機動的・効果的な危機収拾

取 り 組 み 例	指 標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	計画
国際金融危機収拾のための機動的・効果的な支援の実施	(指標1) <u>モニタリング指標</u> 国際金融危機収拾のための出融資保証承諾案件数	新規				-	
評 価 結 果						-	

：優れた取り組みがなされたと評価します。 ：良好な取り組みがなされたと評価します。 ：今後の取り組みに留意が必要です。 - ：外部環境の変化等により評価不能。

- ・ 本課題は、国際金融危機が発生した場合、あるいは危機に繋がる事象が発生した場合のものとして念頭に置くものです。2005年度にはこれらに該当する事態が発生しなかったため、評価の対象外とします。

事業分野

開発途上国の
経済社会開発支援

課題 2-1
開発途上国の貧
困削減への直接
対応

課題 2-2
開発途上国の
持続的な経済
成長を推進す
る支援

課題 2-3
知的協力・技術
支援の推進

課題 2-4
開発パートナ
ーシップの推進

課題 2-5
国民の参加（開
かれた円借款業
務）

課題 2-6
円借款業務の
質の向上

本事業分野における課題

中期の業務戦略(2005年3月改定)および平成17年度年間事業計画(同月策定)では、

(1) 開発途上国における貧困問題への対処が国際的に重要な課題であり、ミレニアム開発目標(MDGs)の達成に向けて、日本政府のODA大綱や2005年2月に政府決定されたODA中期政策に則り、取り組みを強化する必要がある、

(2) 持続的成長のためには、経済活動上重要となる経済社会基盤(経済社会インフラ)の整備を重視するとともに、本行の輸出入金融等との連携強化や民間活力や資金の十分な活用を伴った民間経済協力の推進が重要である、

(3) 経済社会開発を効果的に進めるためには、当該国における開発政策・制度が適切に策定・運営され、事業の形成・運営・維持体制等が適切に整備されることが必要であり、知的協力・技術支援が重要である、

(4) 我が国のODAに関する説明責任の徹底や効果的な開発援助の実施のために、国民参加および他機関・市民社会・開発途上国の地域社会等との連携・協調の推進が求められている、

(5) 我が国のODAに対して、開かれた円借款業務の観点から国民参加の拡大が求められている、

(6) 評価の充実を図ることで、円借款業務の質を一層向上させることが求められている、

との認識のもと、以下6つの課題を設定しています。

- 開発途上国の貧困削減への直接対応(課題 2-1)
- 開発途上国の持続的な経済成長を推進する支援(課題 2-2)
- 知的協力・技術支援の推進(課題 2-3)
- 開発パートナーシップの推進(課題 2-4)
- 国民の参加(開かれた円借款業務)(課題 2-5)
- 円借款業務の質の向上(課題 2-6)

事業環境

世界には、1日1ドル未満で生活する人々が5人に1人、11億人いるといわれています。未就学児は1億人を超え、アフリカだけで3億人が衛生的な水の供給を受けられず、子供や妊産婦の死亡率の高い地域や感染症に苦しむ地域も依然として世界各地に広がっています。これらの現状認識のもと、2000年9月の国連ミレニアム・サミットでは国連ミレニアム宣言が採択され、1990年代の主要国際会議等で採択された国際開発目標と統合され、21世紀の国際社会の共通開発目標として「ミレニアム開発目標」(MDGs)が設定されました。

MDGs設定から5年目を迎えた2005年度には、開発と援助の活性化、特にサブサハラ・アフリカに対する援助を増大させることにより、MDGsの目標を達成しようという国際的な機運が高まりました。2005年7月のグレンイーグルズ・サミット(主要国首脳会議)、同年9月のMDGsの中間レビューを目的とした国連首脳会合においては、ODAの活性化とアフリカの経済停滞を打破するための諸策と先進諸国のコミットメントが発表されました。我が国政府は、2005年2月に発表した「ODA中期政策」において、貧困削減、持続的成長、人間の安全保障の視点を強調し、効率的・効果的な援助の方策を講じながらMDGsの目標達成に貢献していくことを明確にしていますが、同年4月のアジア・アフリカ首脳会議では今後3年間のアフリカ向け支援の倍増を、そして7月のグレンイーグルズ・サミットでは今後5年間のODA事業量の100億ドルの積み増しを表明しました。

平成17年度評価のサマリー

本事業分野の課題への取り組み状況については、6つの課題のうち、3つが「**達成**」、2つが「**進展**」、1つが「**評価**」との評価結果になりました。各課題の評価で特筆すべき事項等は以下のとおりです。

開発途上国の貧困削減への直接対応 (課題 2-1)

評価

MDGsの達成が、開発援助の重要な支援課題である中、2005年度には、アジアを中心に17件の貧困対策案件に対する円借款を承諾し、その取り組みを強化しました(2003年度12件、2004年度13件)。更に本行は、MDGsへの取り組みを強化するために、国連開発計画(UNDP)との業務協力協定を締結し、OECD開発援助委員会(DAC)の貧困削減ネットワーク(POVNET)での副議長およびインフラタスクチームのチームリーダーを務める等、貧困削減に焦点を当てた取り組みを積極的に推進しました。

開発途上国の持続的な経済成長を推進する支援 (課題 2-2)

評価

開発途上国の貧困削減に資する経済社会インフラの整備では、23カ国で支援を行いました。2005年度の特徴として、メコン地域や西アフリカ等において、複数国からなる地域全体に裨益する広域インフラ整備の支援を拡充したことが挙げられます。開発途上国における民間経済活動の拡充支援では、アフリカ開発銀行との共同イニシアティブによる民間セクター支援に着手した他、本行の多様な金融ツールや政策提言等による支援を行いました。また、現地と日本の大学との間での単位互換制度を導入した人材育成事業等への支援、IT化を促進する情報通信事業や輸送システム等への支援、地域格差是正に資する地方都市・農村を対象とした事業への支援により、開発途上国の持続的成長が確実なものとなるよう取り組みました。

知的協力・技術支援の推進（課題 2-3）

評価

開発事業の効果を高めるためには、開発途上国の実態とニーズを適時・的確に把握し、我が国の有する知見や技術を提供することが重要ですが、2005年度は開発途上国政府との多数の政策対話や、本行独自ないし大学等の知見も活用したマクロ調査、政策・制度改善の調査、投資環境調査等を実施し、200件以上の各種提言を開発途上国に対して行いました。また、案件の事後評価から得られた教訓のフィードバックを始め、計画を上回る多数のセミナーや研修を行い、開発途上国と問題解決や優先案件形成に向けた経験・教訓を共有しました。2005年度の円借款承諾50件のうち3割がSAPROF（案件形成促進調査）を実施したものであり、案件形成に向けた知的協力や技術支援が具体的な成果実現に結びついています。

開発パートナーシップの推進（課題 2-4）

評価

現場や研究機関等での様々な知見や経験、技術を本行が支援する開発事業へ効果的に活用すべく、開発パートナーとの連携強化に努めました。2005年度は、大学との連携協定を更に拡充するとともに、我が国の自治体や教育機関等との具体的な連携案件の実績を積み重ねました。また、アフリカ開発銀行との協調融資促進スキーム実施ガイドラインにおける各種手続き調和化や、日米水協力イニシアティブへの取り組みを始め、国際機関や他国援助機関との協力を推進しました。NGO、地方公共団体等、開発パートナーとの連携については、今後も本行だけの取り組みでなく、相手側のニーズや事情も踏まえ、効果的な連携関係の構築を継続してゆく必要があります。

国民の参加（開かれた円借款業務）（課題 2-5）

評価

提案型・発掘型案件形成調査の実績が前年の15件から26件に増加し、特に大学による実施件数の増加もありましたが、提案型調査等を活用して案件形成がなされた円借款対象案件は計画を下回りました。本課題の達成に向けて、各団体等が調査に参加しやすい形態や手続きを工夫し、本行業務における国民の積極的な協力・連携への参加を促進することが求められます。

円借款業務の質の向上（課題 2-6）

評価

円借款業務の質を向上させるため、本行は事前から事後までの一貫した評価体制の下、評価の充実に取り組んでいます。2005年度においても、円借款対象案件の事前・事後評価の実施割合は100%を達成し、また、全ての評価結果について第三者意見を取得・公表しました。このほか、「中間レビュー」（円借款の貸付契約締結後5年目に事業の有効性・妥当性等を検証）、「事後モニタリング」（事業完成後7年目に有効性・インパクト・持続性等を検証）、インド、スリランカ等における開発途上国政府・実施機関との合同評価、テーマ別評価を実施し、それらの結果を積極的に公表するとともに、評価体制の更なる充実と円借款業務の質の向上に取り組みました。

課題 2-1

開発途上国の貧困削減への直接対応

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	計画
貧困層への支援を直接の目的とする案件(「貧困対策案件」(注))への支援	(指標1) 「貧困対策案件」に対する承諾案件数	7	12	13	13	17	17
貧困層による開発プロセスへの参加促進への支援	(指標2) 「貧困対策案件」のうち、貧困層が案件形成段階において参加した承諾案件数	5	5	8	13	12	13
評価結果							

：優れた取り組みがなされたと評価します。：良好な取り組みがなされたと評価します。：今後の取り組みに留意が必要です。
-：外部環境の変化等により評価不能。

(注) (指標1)、(指標2)はいずれも、2005年度までは案件数を、2006年度はプロジェクト数を実績値、計画値として計上。

(注) 「貧困対策案件」は、主たる受益者が貧困層であること、貧困の原因の是正に資すること、貧困削減のための特別な措置を含んでいることの観点より選んでいます。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

貧困層への支援を直接の目的とする案件(「貧困対策案件」)への支援

- 2005年9月の国連総会において、ミレニアム開発目標(MDGs)(注1)の中間レビューが行われるなど、貧困削減に対する国際的な関心が一層の高まりをみせています。こうした中、本行は貧困削減への直接対応に取り組み、(指標1)の実績は計画を上回りました。円借款承諾案件数全体に占める貧困対策案件の比率は34%(2003年度19%、2004年度27%)に上昇し、貧困対策案件への対応が強化されていると言えます。具体的な取り組みとしては、インドネシア、ベトナム、インド、パキスタン、スリランカ、セネガル、グアテマラにおいて、灌漑、貧困地域における道路・上水道等の小規模インフラ整備、地方電化、都市廃棄物管理、植林(森林セクター開発)、下水道整備等からなる湖の流域改善事業、震災復興支援、農道を含む道路整備等の貧困対策案件への支援を行いました。特に、人口約11億人の35%が1日1ドル以下で生活する貧困層であり、世界の貧困人口の約3分の1を抱えるインドにおいて5件の貧困対策案件を承諾したほか、ベトナムにおいても4件の貧困対策案件を承諾しました。

(注1)ミレニアム開発目標(MDGs)：2000年9月、ニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットにおいて、平和と安全、開発と貧困、環境、人権とグッドガバナンスなどを課題として掲げた国連ミレニアム宣言が採択されました。翌2001年、この宣言を踏まえつつ、1990年代に開催されたサミットや主要な国際会議で採択された国際開発目標を統合し、21世紀の国際社会の共通開発目標としてまとめられたものが、ミレニアム開発目標です。

貧困層による開発プロセスへの参加促進への支援

- (指標2)の実績は、過去3年の実績に比して大幅に上回り、計画をほぼ達成しました。具体的な取り組みとしては、ベトナムの小規模インフラ事業において、受益者である貧困層のニーズを案件形成に適切に反

映するため、全サブ・プロジェクトについて、事業計画段階での住民協議を開催することとしました(事例紹介参照)。また、グアテマラの道路整備案件では、貧困層の住民のニーズを案件形成に反映するため、周辺住民へのインタビューを実施しました。なお、貧困対策案件には、事業実施段階で、小規模のサブ・プロジェクトを特定していく過程で貧困層の参加が行われるものがあり、(指標 2)はこうした案件も含まれます。具体例として、インドの植林事業では、事業実施段階で住民参加型の共同植林管理を実践するほか、インドの河川流域保全事業でも女性中心の自助グループを組織し、マイクロクレジットを活用した所得向上活動が行われることになっています。

<事例紹介> 貧困地域小規模インフラ整備事業()(ベトナム)

ベトナムの農村部では、道路が未舗装のため市場や学校等へのアクセスが阻害されているなど、貧困削減のボトルネックとなっている道路、配電、上水、灌漑等のインフラ整備が不可欠です。本事業は、ベトナムにおける貧困指標等の基準に照らして選定された貧困削減の重点省・郡を対象とし、道路(総距離 593Km)、配電(対象 93 コミューン(村))、上水(給水人口 43 万人)、灌漑(対象面積 7.7 万 ha)等の小規模インフラ整備を行うことにより、市場への物流促進、公共サービス(電力、上水)へのアクセス改善、及び農業生産性の向上を図り、貧困削減に寄与するものです。

本行が過去支援した類似案件における評価では、浄水施設の整備による衛生環境の改善、下痢等の水系疾病発生率の低下、灌漑施設の整備による単位収量の増加、水利費の相対的な低下、女性の灌漑水汲み上げ労働の軽減、及び周辺住民の所得向上等が事業効果として確認されており、本事業の案件形成段階における住民への聞き取り結果でも事業対象地における同様の効果が期待されています。

本事業では、既往インフラの整備に加え、地域のネットワーク強化を重視し、地場産業の中心地から市場へのアクセス道路等の整備をパイロット的に実施することにより、貧困地域の産業開発、雇用促進にも取り組みます。また、NGO 連携基金を設置し、事業対象地域における農業普及、衛生教育等の NGO の活動を支援する予定です。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

- ・ 国連開発計画(UNDP)との間で、MDGs の達成に向けた協力関係の強化を目的とした業務協力協定を 2005 年 12 月に締結しました。本協定は MDGs の達成、特に貧困削減に焦点をあて、定期協議会の開催や開発現場におけるベストプラクティスの共有、共同調査の実施等を通じて、戦略的なパートナーシップの構築を目指すものです。特に、本行が有する経済社会インフラの整備を軸とした経験・知見と、UNDP が有するグローバルなネットワークを通じて得られる情報や途上国の能力強化、政策提言のノウハウといった、各機関の比較優位に基づき、両機関が相互補完しつつ有機的に連携しながら、MDGs 達成に向けた効率的・効果的な支援を図るものです。
- ・ 本行は、DAC・貧困削減ネットワーク(POVNET)(注 2、注 3)の副議長及びインフラタスクチームのチームリーダーを務め、フランス開発庁(AFD)、ドイツ復興金融公庫(KfW)、米国 USAID、英国 DFID 等、DAC を構成する主要国の援助機関と共に、インフラ支援が経済成長を通じた貧困削減及びミレニアム開発目標(MDGs)達成に貢献し得るものとするために援助機関として心得るべき、また実践すべき原則について、ワークショップ等を通じて協議し、2006 年 3 月に世界の主要ドナーにとっての活動指針となるガイディング・プリンシプルとして取りまとめました。

(注 2) DAC: 開発途上国の生活水準向上のために、開発援助の拡充とその効果の増大を目的とし、開発援助に関連するあらゆる問題について討議、検討を行う組織。経済協力開発機構(OECD)の下部組織。

(注3) 貧困削減ネットワーク(Network on Poverty Reduction: POVNET)：1998年6月に発足したDACの下部機構。2002年のDACの下部機構改革により、POVNETは経済成長と貧困削減に関する議論を行う場として再出発しています。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への優れた取り組みがなされたと評価します。
- ・ ミレニアム開発目標(MDGs)の成果実現に向けて、今後も国際機関との業務協力やネットワークを活用し、貧困削減への支援を継続・強化してゆく必要があります。

課題 2-2

開発途上国の持続的な経済成長を推進する支援

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	計画
開発途上国の貧困削減に貢献する経済社会インフラ整備の推進	(指標1) 開発途上国の経済社会インフラ整備に対する出融資保証承諾案件数		(新規指標)		77	55	93
開発途上国の民間経済活動の拡充に対する支援	(指標2) 開発途上国における貿易・投資を含む民間企業部門の活動に資する出融資保証承諾案件数		(新規指標)		177	145	177
開発途上国の人材育成に対する支援	(指標3) 人材育成案件(教育案件及び人材育成コンポーネントを含む案件)の承諾案件数		(新規指標)		22	20	19
開発途上国のIT化の促進に対する支援	(指標4) 開発途上国のIT化を支援する(ITコンポーネントを含む)出融資保証承諾案件数		(新規指標)		31	23	27
地域格差の是正に対する支援	(指標5) 地方都市・農村を対象としたインフラ整備に対する出融資保証承諾案件数		(新規指標)		26	28	44
評価結果							

○：優れた取り組みがなされたと評価します。 □：良好な取り組みがなされたと評価します。 △：今後の取り組みに留意が必要です。
 -：外部環境の変化等により評価不能。

(注) (指標1)～(指標5)いずれも、2005年度は案件数を、2006年度はプロジェクト数を、実績値、計画値として計上。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

開発途上国の貧困削減に貢献する経済社会インフラ整備の推進

- ・ 貧困削減のためには、貧困削減への直接対応のみならず持続的な経済成長が不可欠であり、そのためには開発途上国の発展の基盤となる経済社会インフラの整備などを通じて貿易、投資及び人の交流を促進することが重要です。(指標1)の実績は、案件の消滅・実施取りやめ、応札企業の失注、案件準備の遅延等があったこと等から計画を下回りましたが、本行の多様な金融ツールを用いて、タイの天然ガス焚き複合火力発電事業や、ベトナムの橋梁事業、火力発電所事業、排水・下水道システム整備事業、インドの都市交通システム整備事業、上下水道施設整備事業等、23ヶ国で経済社会インフラ整備の支援を行いました。
- ・ 経済社会インフラ整備が幅広い地域や国境を跨いで効果を発揮する場合もあり、地域全体の発展という観点(地域公共財としての視点)も重要です。以下のような地域開発に資する広域インフラ整備への支援を多く実現したことが2005年度の業務の特徴として挙げられます。

- カンボジア シハヌークヴィル港経済特別区開発事業
 メコン地域(タイ、ラオス、カンボジア、ベトナム等)開発の一環として、投資誘致を促進するために経済特別区(SEZ:Special Economic Zone)を整備する事業です。日本政府はメコン地域開発の重要性に鑑み、その開発に向けての協力の重点事項の一つとして、民間による投資・貿易促進支援を表明していますが、本事業はこの一環として実施されるものであり、SEZ のインフラ整備に加えて、SEZ に関する法・制度面の政策提言等を世界銀行や JICA 等と連携しながら行います。
- パラグアイ 水力発電事業
 南米諸国の均衡ある発展、同地域におけるビジネスチャンス拡大に資するものとして注目されている「南米地域インフラ統合イニシアティブ」(IIRSA)(注 1)の一環として位置づけられるもので、同イニシアティブに対する本行として初めての取り組みです。

(注 1)南米地域インフラ統合イニシアティブ(Iniciativa para la Integración de la Infraestructura Regional Suramericana :IIRSA)：インフラの戦略的・計画的整備により地域統合を促進する南米 12 カ国による計画であり、2004 年 9 月に小泉首相が表明した「日本・中南米新パートナーシップ構想」において言及されています。
- グアテマラ 道路整備事業
 グアテマラの国道 7 号線東線は、中米統合イニシアティブ「プエブラ・パナマ計画」(PPP)(注 2)において、中米地域統合を推進する上で優先的に整備が必要な道路に指定されており、隣国のホンジュラスやベリーズに至る物流を補完するルートの整備が期待されています。

(注 2)中米統合イニシアティブ「プエブラ・パナマ計画」(PPP)：メキシコ南部プエブラ州からパナマまでの中米地域の開発を推進するイニシアティブです。2001 年 6 月のメキシコ・中米サミットで採択され、送電系統接続、道路網統合等、8 つの分野における開発を中米統合機構(SICA)加盟国(コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、パナマ、ベリーズ)とメキシコが共同して実施します。
- セネガル バマコ - ダカール間南回廊道路改良・交通促進事業
 「アフリカ開発のための新パートナーシップ」(NEPAD)(注 3)が推進する、アフリカ地域統合のための広域インフラ整備の重点事業として位置付けられている事業です(事例紹介参照)。

(注 3)「アフリカ開発のための新パートナーシップ」(New Partnership for Africa's Development :NEPAD)：ムベキ南アフリカ共和国大統領が提唱し、2001 年 7 月のアフリカ連合(AU)首脳会議にて採択されたアフリカ自身によるアフリカ開発のためのイニシアティブです(採択時の名称は「新アフリカ・イニシアティブ」、その後 2001 年 10 月に NEPAD に改称)。

<事例紹介> バマコ - ダカール間南回廊道路改良・交通促進事業 (セネガル)

~「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」(EPSA for Africa)に基づく、アフリカ開発銀行(AfDB)との協調融資第 1 号案件~

本事業は、セネガルの首都ダカールと隣接するマリ共和国の首都バマコとの間を結ぶ国際幹線道路の建設を通じて輸送能力を増強し、併せて接続する農道等を整備することにより沿線地域住民の基礎的な社会サービスへのアクセス改善を図るものです。本事業の沿線地域は、農業開発のポテンシャルはあるものの、農地と市場を繋ぐ道路が未整備であるため、同地域の経済活動の活性化及び住民の生活水準向上のボトルネックとなっています。本事業による輸送能力の向上を通じて、当該地域の貧困削減に寄与することが期待されています。

セネガルを含む西アフリカ地域では、西アフリカ経済通貨同盟や西アフリカ諸国経済共同体を形成する等、地域の経済統合を推進しており、特に国境を越えるインフラ整備の必要性が高まっています。マリは内陸国であるため海上輸送を他国に依存していますが、最大の輸出入拠点であったコートジボワールのアビジャン港への陸上輸送ルートが同国の内戦により使用困難となり、物流はセネガルにシフトしています。こうした状況のもと、本事業は、幹線道路の開通を通じて、農産物や鉱物資源等を消費地であり輸出拠点でもあるダカールへ輸送するルートを確保することにより、セネガルのみならず周辺地域への経済発展にも貢献します。このような意義のある本事業は、NEPAD が推進する、アフリカ地域統合のための広域インフラ整備の重点事業としても位置付けられています。

- ・ 経済活動上重要となる経済社会インフラの整備が貧困削減に重要な役割を担うことについて、国際的な再評価がなされていますが、この点に関する国際的な理解増進に向けて、上記指標の対象とはしていませんが、以下のとおり主体的な取り組みを行いました。
- 国連首脳会合(ミレニアム+5 サミット(2005年9月))の機会を捉え、本行、フランス開発庁(AFD)、ドイツ復興金融公庫(KfW)と「貧困削減のためのインフラ」と題するシンポジウムをニューヨークで、また、「革新的開発ファイナンス」に関するセミナーをワシントン DC にて共催し、経済社会インフラへの支援がミレニアム開発目標(MDGs)達成に果たす役割の重要性について議論を行いました。

開発途上国の民間経済活動の拡充に対する支援

- ・ (指標2)の実績は、案件の進捗遅延、消滅等の理由から計画を下回りました。具体的な取り組みとしては、貿易・投資等の民間経済協力を通じて開発途上国の経済発展を促進すべく、本行の多様な金融ツールを用いて、中国、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、トルコ、タンザニア、メキシコ、ブラジル等において、日本企業の輸出案件や投資案件等を支援したほか、モンゴル、インド、メキシコ等の地場金融機関を通じたツーステップ・ローンやコロンビア政府発行の私募円建外債への保証供与を通じて中小企業・裾野産業育成への支援を行いました。
- ・ また、上記指標の対象とはしていませんが、以下の取り組みを行いました。

- 開発途上国における民間経済活動の拡充に向けたソフト面の支援として、日本政府の対アフリカ支援策(注4)に基づき、ケニア、ウガンダ、タンザニアに対し、法律・制度の整備、民間部門の育成、投資促進機関の機能強化等の投資環境整備に係る政策提言書(通称 Blue Book)を各国別に作成・手交しました。ウガンダでは、ムセベニ大統領が直接受け取るなど、相手国側の期待の大きさが伺われました。本提言書は、本行が国連貿易開発会議(UNCTAD)と協調して作成したものであり、上記3ヵ国への日本企業等の直接投資を促進することにより、各国の経済成長を通じた貧困削減の実現と2005年1月に形成された「東アフリカ関税同盟」に基づく地域統合の加速等を目的としたものです。開発途上国では、概して外国投資に関する法制度等の未整備が海外直接投資受入れの阻害要因になっており、民間部門の事業環境整備が緊要な課題になっていますが、本取り組みはこうした課題に答えるものです。なお、本取り組みは「アフリカ・インベスター」誌が主催する2005年「アフリカ・インベスター・アワード」の「スマート・レギュレーション・アワード」を受賞するなど、高い評価を得ています。

(注4)小泉総理は、2003年9月に開催された第3回アフリカ開発会議(TICAD)において、NEPAD(アフリカ開発のための新パートナーシップ)支援を目的とする日本の対アフリカ支援策を表明しました。その中で「経済成長を通じた貧困削減」は、「人間中心の開発」、「平和の定着」とともに大きな柱の一つとされ、本行の投資金融等を通じた日本からの貿易・投資を促進させること等が言及されています。また、2005年4月に開催されたアジア・アフリカ首脳会議における「新たなアジア・アフリカ戦略的パートナーシップに関する宣言」の中でもアジア・アフリカ間の投資促進が行動計画として謳われています。

- 2005年7月のグレンイーグルズ・サミット(主要国首脳会議)で、日本政府のアフリカ支援の中核の一つとして表明した「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ(EPISA for Africa)」(注5)の下、民間セクター支援を目的とした AfDB との協調融資促進スキームを活用し、AfDB との協調融資第1号案件(セネガルの道路整備事業(67頁、事例紹介参照))を承諾しました。これらは、日本政府のアフリカ支援策に迅速に対応した先進的な取り組みであり、アフリカ諸国への開発支援及び同諸国向け貿易・投資の促進を強化するものです。また、HIPC イニシアティブ(注6)による債務救済が完了した国等に初めて円借款による支援を行う革新的な取り組みと言えます。

(注5)「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ(EPISA for Africa)」:アフリカの民間セクター開発を包括的に支援するため、投資環境整備、金融市場の育成、社会・経済インフラ整備、零細・中小企業支援、貿易・海外直接投資の促進を、5年間に亘り支援するもので、信託基金、本行とAfDBの協調融資促進スキーム、及び民間企業を最終的な借入人とする本行のAfDB向け融資の3つの手法で構成されています。

(注6) HIPCイニシアティブ：重債務貧困国(HIPC: Heavily Indebted Poor Countries)の債務を持続可能な水準まで引き下げる国際的な債務救済措置イニシアティブです。

開発途上国の人材育成に対する支援

- ・ (指標3)については、計画値をほぼ達成しました。具体的な取り組みとしては、以下などがあります。
 - 高等教育分野への支援として、インドネシアの地方及び中央政府職員の人材育成を通じて行政能力の向上を支援する高等人材育成事業、マレーシアから日本への留学を通じ、同国の高度な理工系の人材育成を推進する事業、ベトナムにおいてIT分野の高等教育の水準を向上させることにより、日本と同国のIT産業界、教育界の架け橋となるような優秀な人材の育成を図る事業(ベトナムの教育分野に対する本行初の支援)などの円借款案件を承諾しました。インドネシアの高等人材育成事業の案件形成の過程では、日本、インドネシアの24の大学関係者の参加を得て、両国の大学間で初めて導入する予定であるリンケージ・プログラム(日本・インドネシア双方の大学で受講し、学位を取得するもの)に係るワークショップを開催しました。その模様は「国際開発ジャーナル」(2005年10月号)に紹介されました。
 - 教育を通じた人材育成のみならず、エジプトの太陽熱・ガス統合発電事業やインドの高速輸送システム整備事業等の円借款案件において、運営維持管理や安全対策に関する研修を含める形での支援を行いました。これらは、円借款によるインフラ整備の支援効果を高めると共に、技術移転や訓練等を通じた人的能力の向上(キャパシティ・デベロップメント)を推進するものです。

開発途上国のIT化の促進に対する支援

- ・ (指標4)については、案件準備の進捗遅延等の理由により年度中に承諾に至らなかった案件があったこと等から、計画を下回りました。具体的な取り組みとしては、本行の多様な金融ツールを用いて、中国、インドネシア、ロシア等における情報通信案件等IT化促進への支援を行いました。また、インドネシア、インドにおける道路、高速輸送システム、廃棄物管理案件等において、交通管制システム、通信・信号システム、廃棄物流出入管理システム等、IT技術を活用した効率的な運営・維持管理体制を構築する支援を行いました。
- ・ また、上記指標の対象としていませんが、国際協力50年を機に開催された通信・放送国際協力フォーラム(2005年10月)では、九州・沖縄サミットの場で我が国が公表した150億ドルの情報通信分野への資金協力(「IT包括的協力策」)に関し、同協力策に則った多様な金融メニューを活用した本行の取り組みの実績と事例について紹介しました。通信分野における民営化の進展が従来のビジネスのあり方を大きく変えてきており、宇宙通信を始め日本企業の技術力や経験を活用できる機会が豊富にあることから、民営化時代に即した新しい情報通信分野のビジネスモデルが必要との問題提起を行いました。

地域格差の是正に対する支援

- ・ (指標5)については、計画を上回りました。具体的な取り組みとしては、インド、インドネシア、ベトナム、スリランカ、モロッコ、グアテマラ等において、地方電化、鉄道、電力、下水道、道路等、地方都市・農村を対象としたインフラ整備への支援を行いました。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ 開発途上国の持続的成長には、経済・社会インフラの整備とともに民間セクターの役割が重要であり、今後、これらへの支援にあたっては、相手国政府や民間企業等との対話や調査において、短期的のみならず中長期的な視点も踏まえた適時・的確なニーズ把握に引き続き努めることが重要です。また、アフリカ3カ国向け Blue Book のような知的支援との組み合わせによる相乗効果も図るなど、多面的な視点で取り組んでいくことが求められます。

課題 2-3

知的協力・技術支援の推進

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	計画
各国の多様な開発ニーズの適切な把握	(指標1) 開発途上国政府との政策対話、マクロ経済調査、セクター調査を行った国数		(新規指標)		48	72	45
開発途上国の政策立案、案件形成から完成後の運営・維持管理に至る、あらゆる段階における知的協力・技術支援の推進	(指標2) 調査業務等を通じた開発途上国に対する各種提言件数		(新規指標)		240	207	225
問題解決、優良案件形成における経験・教訓の開発途上国との共有の強化	(指標3) 開発途上国に対するフィードバックセミナー等、各種セミナー及び研修の開催件数		(新規指標)		53	56	58
支援対象国の事業管理・債務管理能力向上に対する支援	(指標4) 開発途上国向けの調達・貸付実行管理・債務管理能力向上のためのセミナー・研修実施国数		(新規指標)		22	25	22
評価結果							

：優れた取り組みがなされたと評価します。 ：良好な取り組みがなされたと評価します。 ：今後の取り組みに留意が必要です。
 -：外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

各国の多様な開発ニーズの適切な把握

- ・ 開発途上国の開発ニーズは経済発展段階や社会経済体制、歴史・宗教・文化的背景、自然環境等により様々であり、支援効果を一層高めるため、または、将来の効果的な支援につなげるためには、各国の多様な開発ニーズを適切に把握する必要があります。(指標1)の実績は計画を大きく上回りました。例えば、インドネシア、フィリピン、ベトナム、インド、アゼルバイジャン、ウズベキスタン、モロッコ、チュニジア、セネガル、グアテマラ、パラグアイ等において、相手国政府・国際機関等との開発政策に関する意見交換、優先案件に関する協議等の政策対話を行ったほか、国際収支・財政状況の把握等マクロ経済調査、セクター調査等を実施しました。また、現地事情に精通するNGOや様々な専門家の知見を活用し、スリランカ、アルジェリア等において、漁業振興や運輸セクターに関する提案型調査・発掘型案件形成調査(注1)を実施し、開発ニーズの発掘に努めました。本行は各国の多様な開発ニーズを踏まえ、貧困、経済社会インフラ、人材育成、地方開発、防災、環境改善等多岐にわたる分野での支援を行いました。

(注1) 提案型調査：本行が国別に設定した調査テーマに対する日本国内の団体等からの提案に基づく、円借款事業への知見・情報の蓄積を図るための調査です。

発掘型案件形成調査：本行が国別に設定した調査テーマに対する日本国内の団体等からの提案に基づく、将来の案件の発掘・形成のための調査です。

- ・(指標1)の対象としていませんが、ODAの効果的・効率的な実施を図るため形成された、現地日本大使館、本行、JICA等の現地事務所からなる「現地ODAタスクフォース」の主要構成員として活動し、プロジェクトの策定や準備段階から協議を行うなど、本行の海外駐在員事務所を中心とした現地ネットワーク活用を通じ、各国の多様な開発ニーズの適切な把握に努めました。2005年度には、インドネシア、フィリピン等アジアの主要借入国に加え、ルワンダ、ペルー等32ヶ国の現地ODAタスクフォースに参加しました。

開発途上国の政策立案、案件形成から完成後の運営・維持管理に至る、あらゆる段階における知的協力・技術支援の推進

- ・開発事業の効果を持続的に発現し、開発成果を高めていくためには、政策立案、案件形成から完成後の運営・維持管理等の段階における知的協力・技術支援を推進する必要があります。(指標2)については、手続きの遅延等が原因で、計画を下回りました。実績としては、以下などがあります。

- インドネシアのアチェ復旧・復興計画支援、インドの水質改善事業、森林セクター開発事業、モルディブの津波復興支援、イラク復興支援、エジプトの博物館建設事業等に関し、有償資金協力促進調査(SAF)(注2)の一つである案件形成促進調査(SAPROF)(注3)を実施し、各国の開発ニーズを踏まえた案件形成に取り組みました。インドネシアのアチェ復旧・復興に係る調査は、スマトラ沖大地震・インド洋津波災害に迅速に対応したものであり、現地のニーズを踏まえ、中長期的な復興に資するインフラ事業の選定等を行い、アクションプランを策定しました。なお、2005年度の円借款の承諾案件50件の内、SAPROFの実施(2005年度以前の実施も含む)により案件形成を支援した案件は16件(32%)であり、開発途上国のニーズに合った円借款事業の案件形成にSAPROFが効果的に活用されています。

(注2) 有償資金協力促進調査(Special Assistance Facility: SAF): 海外経済協力業務において、開発途上国による案件形成の支援、本行が資金協力の対象とした案件の円滑な実施、援助効果の促進もしくは調達の公平性・透明性の確保、及び円借款事業への知見・情報の蓄積を図ることを目的として、本行がコンサルタント等を雇用して実施する調査業務です。

(注3) 案件形成促進調査(SAPROF): プロジェクトを形成する場合には、様々な側面から検討し、様々な専門能力が必要とされていますが、資金や専門技術等の制約から、必要性が高いプロジェクトであっても開発途上国側で十分な事業計画の形成作業を行うことが困難な場合があります。本行では、プロジェクトの要請、または打診がなされたものの中にこのようなプロジェクトがあった場合、SAPROFによる追加的な調査を行い、相手国のプロジェクト形成努力を支援しています。

- 開発効果を一層高めるため、資金協力と並行して、SAF等調査業務を活用し、タイ、インドネシア、ベトナム、インド等において、人材育成、投資環境整備、環境改善、運輸(マストランジットを含む)等の各セクターにおける政策・制度改善、組織強化、事業の運営維持管理の改善等に関する知的協力を実施しました。立命館大学が調査した、スリランカ・適正技術を用いたプランテーション地域居住者の生活環境改善プロジェクト(提案型)では、パイロットプロジェクトにおける作業実演やワークショップを通じ、プランテーション労働者に対する技術移転を行いました。また、タイの周辺諸国経済開発協力機構(NEDA)へ専門家を派遣し、新興ドナーとしての開発途上国の組織能力向上のために、知的協力・技術支援を実施しました。
- 投資環境整備に向けた知的協力として、国連貿易開発会議(UNCTAD)と共に、ケニア、ウガンダ、タンザニアに対し、海外直接投資促進のための環境整備・改善に関する政策提言書(通称:Blue Book)を作成・手交しました。
- ・開発政策等への知的協力として、「アジアにおけるPro-Poor Growthとアフリカへの応用(フェーズ2):雇用機会創出によるPro-Poor Growth」、「中国農村部の貧困削減アプローチ」、「ロジスティックスの観点から見たインドネシア産業の輸出競争力」、「フィリピンのインフラ開発の課題」等の調査を実施し、現地でシンポジウム/セミナーを開催するなど、調査結果に関するフィードバックを充実させました。「アジアにおけるPro-Poor Growthとアフリカへの応用(フェーズ2):雇用機会創出によるPro-Poor Growth」では、タイ及びケニアにおいてワークショップを開催しました。これは、2002年度に実施した「アジアにおけるPro-Poor Growthとアフリカへの応用」に引き続き、農産品加工業発展による経済成長と貧困削減に及ぼす効果を分析したもので、それぞれの分析結果を比較しつつ、より具体的な提言をケニア政府に対して行いました。また、「ロジスティックスの観点から見たインドネシア産業の輸出競争力」に関する現地セミナ

ーでは、現地有力紙(The Jakarta Post)で取り上げられるなど、現地での反響を呼びました。

- ・上記指標の対象ではありませんが、融資審査時等における我が国の知見や技術を活用した知的協力・技術支援として、アルジェリアの教育セクター震災復興事業での神戸市との連携、中国の人材育成事業における我が国の地方自治体や大学との連携(事業内容に即した研修について協議し、日本における研修受入れの覚書を締結)、ベトナムのホーチミン市とハノイ市の水環境整備事業に関する千葉県や NGO との連携(住民参加型の生活改善事業のワークショップを共催)等を活用しました。また、化石燃料の枯渇が懸念されている近年、植物性物質を利用して作られる燃料として注目を集めているバイオ燃料に関して、ブラジル・バイオ燃料促進プログラムにかかる発掘型案件形成調査を広島大学等の知見も得ながら行い、バイオ燃料開発の必要性につき検討しました(その後、ブラジル政府へ提出された調査報告書を基に事業化に向けた検討が進められています)。

問題解決・優良案件形成における経験・教訓の開発途上国との共有の強化

- ・(指標3)の実績は計画をほぼ達成しました。具体的には以下のような取り組みがありました。
 - 事後評価から得た教訓や提言を開発途上国政府、政府機関、受益住民等と幅広く共有するため、中国、インドネシア、フィリピン、インド、パキスタン、チュニジア等において、個別案件の事後評価結果に関するフィードバックセミナーを、また、テーマ別評価に関し、インドにおいて、「貧困削減に対するインフラの役割」、チュニジアにおいて「統合的水資源管理(灌漑)」に関するフィードバックセミナーを開催しました。同セミナーでは、チュニジアにおける灌漑3事業の評価を通じて得られた今後の課題や問題点を分析しましたが、同国農業省次官より、「灌漑地における農業生産性を向上させることが目標となっているチュニジアにおいて、今回のセミナーで得られた教訓・提言を活用し、チュニジア全体の灌漑事業の改善につなげたい」との抱負が示されました。また、中国向け環境円借款の貢献については、環境負荷の削減効果を国レベルでは初めて試算して提示したものとして反響がありました(84頁、事例紹介参照)。
 - 具体的な円借款案件の実施を通じて得られた経験・教訓の共有等を含め、円借款業務に関するノウハウの修得、効果的な実施につなげるため、JICA と連携して、開発途上国政府・政府機関等の中堅幹部職員やプロジェクト担当者を対象に、「公的資金協力セミナー」(23ヶ国 24名参加)、「環境改善・公害対策融資セミナー」(10ヶ国 13名参加)、「ODA プロジェクト評価セミナー」(17カ国 18名参加。評価の手法やインドネシア、チュニジア等における本行と開発途上国政府・政府機関による合同評価の事例等を紹介)等の実務的なテーマによるセミナー・研修を実施しました。

支援対象国の事業管理・債務管理能力向上に対する支援

- ・(指標4)については、計画を上回りました。具体的な取り組みとしては、中国、インドネシア、ベトナム、エジプト、パキスタン、スリランカ、モロッコ、チュニジア等の開発途上国政府・政府機関の円借款業務担当者等を対象に、調達監理や貸付手続に関するセミナーを現地で開催しました。本行支援先事業の実施機関が実務面での手続や考え方について理解を深めるとともに、問題点の改善策を協議することによって、支援対象国の管理能力の向上を図りました。また、JICA との連携により、開発途上国政府の財務省、中央銀行の中堅職員に対する「公的債務管理能力強化セミナー」(14カ国 14名参加)を実施し、開発途上国の適切な債務管理について理論・実務面での研修を行いました。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・上記に照らし、課題への優れた取り組みがなされたと評価します。
- ・今後もこのように、開発途上国政府の実態とニーズを適時・的確に把握し、我が国の有する知見や技術を提供することが重要です。

課題 2-4

開発パートナーシップの推進

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	計画
現場における経験や知見を有する内外の NGO や CBO(注)等の市民社会及び地域社会と協力・連携した支援の推進	(指標 1) NGO・CBO 等の市民社会・現地の地域社会が参加した円借款対象案件数		(新規指標)		44	32	37
我が国地方公共団体や大学と協力・連携した支援の推進	(指標 2) 地方公共団体・大学の協力を組み入れた円借款対象案件数		(新規指標)		69	64	41
我が国のほかの援助形態(技術協力・無償資金協力)や ODA 以外の資金と一体となった支援の推進	(指標 3) 技術協力、無償資金協力、ODA 以外の公的資金(OOF)及び民間資金と連携した円借款対象案件数		(新規指標)		81	50	57
他の援助機関や国際援助機関が参加する国際的枠組みにおける知的協力の推進	(指標 4) 国際機関・海外公的機関との間で開発政策等に関する調整や援助手続き調和化への取組を行った件数		(新規指標)		88	151	61
評価結果							

○：優れた取り組みがなされたと評価します。 □：良好な取り組みがなされたと評価します。 △：今後の取り組みに留意が必要です。
 -：外部環境の変化等により評価不能。

(注) (指標 1)～(指標 3)については、2005 年度は案件数を、2006 年度はプロジェクト数を、実績値、計画値として計上。

(注 1) CBO: Community Based Organization, NGO と比較し、さらに小規模地域社会に根ざした活動を行う団体。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

現場における経験や知見を有する内外の NGO や CBO 等の市民社会及び地域社会と協力・連携した支援の推進

- 開発成果を高めるためには、我が国の民間部門、NGO、大学、地方公共団体等の関係者との連携を通じ、その優れた技術、経験・知見を活用していくことが重要です。このような認識から、様々な関係機関との開発パートナーシップの構築・強化に努めました。(指標 1)は NGO 等との連携に関する指標ですが、実績は計画を下回りました。これは相手国政府の予算見直しや政策変更により年度内の承諾に至らなかったため、案件準備および連携に係る手続きが遅延していること等によるものです。具体的な取り組みとしては、ベトナムの貧困地域小規模インフラ整備事業において、NGO との連携により住民組織等への住民参加促進ワークショップを実施したほか、ウズベキスタンの教育案件では、NGO による職業教育に

係る社会調査を実施しました。また、インドにおける湖流域改善事業、一般廃棄物管理事業、森林セクター開発事業(植林等)の案件形成段階において、NGO との連携により、住民協議等を実施しました。

- ・ 上記指標の対象とはしていませんが、NGO との情報交換・相互対話を通じた相互理解の促進、地域やセクターに根ざした活動を展開する NGO との連携により円借款の質の向上を図ることを目的に、2001 年度より「NGO - JBIC 協議会」を開催しています。本協議会への参加 NGO の知見と経験は、提案型・発掘型案件の形成(71 頁参照)等でも活かされています。また、スリランカの津波災害事業の案件形成においては、地元 NGO と協力してニーズ調査を実施し、効果的な事業支援を図りました(事例紹介参照)。

<事例紹介> 初の現地 CSO との対話の実現 (スリランカ)

～ 地元のニーズを積極的に取り入れて、開かれた円借款業務を目指す ～

本行は、日本の NGO「CSO ネットワーク」の協力の下、2004 年 12 月の津波で大きな被害を受けたスリランカ東部アンパラ県と、最大の都市コロombo県にて、2005 年 7 月に現地 CSO(Civil Society Organization、市民社会組織)とのワークショップを開催しました。本行はアジア開発銀行(ADB)や世界銀行と協力しながら、スリランカにおける最大のドナーとして円借款業務を行っています。

現地 CSO とのワークショップは、本行にとって初の試みでした。開催の目的は、地域のニーズを把握し、活発な活動を行っている現地 CSO と協議の場を持つことで協力関係を構築し、案件形成や実施の段階で地元のニーズを確実に吸い上げ、効果的な円借款業務を推進することです。ワークショップには広く現地の市民社会組織から参加者を募り、今後のスリランカ支援や市民社会との連携のあり方について、政策的な部分まで踏み込んだ協議を行いました。

- ・ アンパラ県では、地元のシンハラ、タミル、ムスリム系の NGO 及び CBO(Community Based Organization、住民組織)52 団体と対話を行い、アンパラ県を含む東部地域での津波復興支援へのニーズや、今後の円借款業務の取り組み、地域開発に向けての将来的な協調体制の構築等をテーマに協議しました。津波被害の傷跡が依然として深く残る中、水・衛生面の不備や住宅不足が指摘された他、コミュニティ・インフラや地域道路の整備への住民参加、案件監視モニタリングへの関与などが、民族・宗教を超えて提案されました。
- ・ コロンボ県では、サルボダヤ、セワランカといった現地の NGO をはじめ、シンクタンクや研究機関を含む CSO19 団体の参加を得ました。各々の専門分野を生かした連携の可能性や開発を行う上での問題点等について積極的な意見が交わされ、定期的な勉強会や意見交換会の開催等が提案されました。

このワークショップは、スリランカにおける本行と市民社会との連携促進に大きな一石を投じたといえます。

我が国地方公共団体や大学と協力・連携した支援の推進

- ・ (指標 2)については、計画値をほぼ達成しました。具体的には、SAF(72 頁参照)、提案型調査・発掘型案件形成調査等も活用し、以下などの取り組みを行いました。
 - インドの水質改善事業、植林、廃棄物処理等の分野での案件の形成段階において、地方公共団体(彦根市、秋田県、東京 23 区)や大学(滋賀県立大学、秋田大学)と連携し、インド側に日本の湖沼の水質保全、防災林への取り組みやゴミ処理に関する経験・知見を提供しました。
 - ベトナムにおいて、高等教育や地方医療の分野での案件形成段階において、日本の大学(慶應義塾大学、立命館大学、長岡技術科学大学、名古屋大学)の協力の下、講義カリキュラムや病院スタッフの研修メニュー等に関する日本の経験・知見をベトナム側に提供するなどの連携を行いました。

- 案件の実施段階においても、中国の人材育成事業に関する受け入れ研修コース開発やインドネシアの大学保健・医学部事業に関する地域医療拡充のための人材育成および制度整備支援(日本、インドネシア両国の大学間で初めて双方の大学で受講し、学位を取得するリンケージ・プログラムを導入予定)等について、大学や地方公共団体との連携を行いました。
- 大学関係者による提案型調査・発掘型案件形成調査の実施件数は、2004年度の1件から2005年度には9件に大幅に増加しました。2005年度に実施したSAFについても、大学(18件)、地方公共団体(1件)、NGO(2件)(2004年度は、各々9件、5件、4件)が参加し、大学関係者の参加が増加しました。一方、NGO、地方公共団体の参加は減少しました(注：(指標2)は連携を行った円借款対象案件数を表示しているため、上記のSAFの実施件数とは必ずしも一致しません)。また、2005年度に大学が実施した事後評価業務は4件に上りました。大学との連携については、2005年度からの業務戦略に新たに盛り込んだものですが、2005年度は4つの大学(筑波大学、横浜国立大学、九州大学、神戸大学)と協力協定を締結しました(締結先累計11大学)。インターンシップ受入れを前年度に引き続き実施し、協力協定締結先の10大学から学生(大学院生10名)を受け入れたほか、定期協議の開催、意見交換の場を持ちました。こうした連携基盤の強化が、大学関係者による提案型調査・発掘型案件形成調査の実施件数の大幅な増加や、人材育成事業におけるリンケージプログラムや研修コースの実施という形で、大学との具体的な連携・協力関係の強化に結びついています。
- ・(指標2)の対象となりませんが、我が国の大学、その他の教育機関との連携の一環として、以下の取り組みを行いました。
 - ウズベキスタンの職業高等学校拡充事業では、農業分野のモデル校50校を対象に教育用機材調達及びソフト面から校長、教頭、教員らの研修を支援してきました。本事業自体は2004年に貸付完了していますが、2005年度は日本の農林高等学校と初めて連携し、複数のモデル校の現状調査及び現地ワークショップを開催しました。
 - 大学及び国際機関との知的協力の分野での連携として、広島大学、世界銀行と共に共同研究(「環境管理におけるキャパシティ・デベロップメントと評価手法」)を実施し、世界銀行本部でセミナーを開催しました。調査研究の成果はアカデミックな価値も高く評価され、欧米の出版社から出版される予定です。本行は、広島大学が有する知見・ノウハウを円借款業務に活用するために、2004年7月に同大学と協力協定を締結していますが、このように具体的な連携の成果に結びついています。
 - 大学の知見・ノウハウを円借款事業の事後評価に活用し、評価の質を高めるため、法政大学とインドの円借款案件に関する合同評価を実施しました。また、開発事業マネジメントの基礎能力を備えた人材育成を目的として、早稲田大学と共同でカリキュラム・教材の開発を行うと共に、試行講座を開講しました。また、調達や契約管理のノウハウの習得を目的とした国際契約マネジメントの教材作成を、高知工科大学とコンサルタント企業の共同企業体へ委託して作成しています。

我が国のほかの援助形態(技術協力・無償資金協力)やODA以外の資金と一体となった支援の推進

- ・(指標3)については、案件承諾の遅れ等の理由から計画を下回りました。これは、案件形成の手續遅延により当初計画していた連携専門家の派遣が実現に至らなかったこと、相手国側の政策変更で被援助形態が変更になったこと等の理由によるものです。具体的な取り組みとしては、プロジェクトの策定・準備段階、実施・監理段階における技術協力との連携等を行いました。連携D/D、リハビリ無償を除き、連携採択件数は2004年度に比べ概して増加しました。

1) プロジェクト策定・準備段階における連携

- 2005年度円借款承諾案件数の18%にあたる8件(ベトナム水環境改善、スリランカ港湾等)において、JICAの開発調査をもとに案件形成が行われました(2004年度:20%にあたる10件)。
- 連携F/S(注1)として、パラグアイ、エルサルバドル等18件が採択されました(2004年度:6件)。

(注1)連携F/S:円借款事業の実施を前提に、経済面、社会面、技術面、環境面等の観点から事業の実施可能性を検討するための調査をJICAが実施するものです。

2) プロジェクト実施・監理段階における連携

- 連携D/D(注2)の採択はありませんでした(2004年度:2件)。

(注2)連携D/D:円借款事業の実施を前提に、事業の詳細設計をJICAが実施するものです。

- カンボジア、フィリピン、パキスタン、エジプト等において、円借款事業に対する必要な技術指導等のための、長期・短期含め25件の専門家派遣が採択されました(2004年度:19件)。このうち、カンボジアの通信案件における情報技術者育成プロジェクト等、技術協力プロジェクトによる連携9件が採択されました(2004年度:1件)。これらの開発途上国に派遣されたJICA専門家との連携により、インド等で効果的な事業支援が図られています(事例紹介参照)。

<事例紹介> フセイン・サガル湖流域改善事業 (インド)

JICA、NGO、日本の地方公共団体・大学との連携事例

本事業は、インドのアンドラ・プラデシュ州ハイデラバード都市圏のフセイン・サガル湖及び周辺地域において、地域住民の衛生環境改善及び水資源の有効利用を促進するために、下水道施設の整備、下水処理水(中水)の利用施設整備、同湖の底泥浚渫等を行うものです。日本では、200以上の下水処理場からの中水が、トイレ洗浄水、冷却用水、公園の散水等として活用されていますが、これまでインドでは一部地域において農業用水に中水が使われていたにすぎず、人口増加に伴い多くの地域で水不足がおきていることから水資源の有効利用が重要な課題になっています。とりわけ、同都市圏では上水の不足と上水生産コスト増加に直面しており、本事業は中水利用の推進のためのパイロット事業として行われるものです。

彦根市の国際協会はハイデラバード市の国際協会と姉妹協定を締結していますが、本行は彦根市や滋賀県立大学と連携し、本事業の準備段階において、セミナーを開催し、琵琶湖の水質保全に関するノウハウをインド側の関係機関に紹介しました。今後、現地のNGO・市民ボランティアと協力して、地域の衛生環境改善、湖浄化に向けた市民の取り組みの必要性等について、パンフレット作成、学校での課外事業、メディアキャンペーン等の啓発活動を行います。また、フセイン・サガル湖の湖沼管理及び下水処理に関連して、JICA専門家とも協力し、職員に対する技術訓練を実施していきます。このように、NGO、日本の地方公共団体、大学、技術協力と一体となった支援を通じ、国内外の優れた知見・ノウハウを動員し、円借款案件の有効性を高めるよう努めています。

なお、今回の現地セミナーをきっかけに、本事業の実施機関であるハイデラバード都市開発庁より、「琵琶湖での具体的な取り組みを実際に学びたい」との要望がJICA専門家に対してあり、この5月に彦根市を含む日本での研修が実施されました。

3) 完成後の事後監理段階における連携

- 完成後の事後監理段階での連携である円借款完成案件に対するリハビリ無償の採択はありませんでした(2004年度:1件)。

- ・ (指標 3)の対象にはしていませんが、以下の取り組みを行いました。
 - 開発途上国への人材育成・組織能力強化を推進するため、JICA との連携により、開発途上国政府・政府機関等の職員を対象とした円借款プロジェクト関連の研修(「ODA プロジェクト評価」、「環境改善・公害対策融資」等 13 件(2004 年度:6 件)を開催しました。
 - JICA 以外との協力実績として、「HIV/エイズ信託基金」(日本政府が国際的 NGO である国際家族計画連盟と協力して 2000 年に設立した基金)を活用し、タイとラオスを結ぶ国際橋建設事業の主に工事関係者等向けに、HIV/エイズ対策活動を支援しました。

他の援助機関や国際援助機関が参加する国際的枠組みにおける知的協力の推進

- ・ 開発途上国の開発課題は多様化し、また、援助協調・調和化といった新たな試みが行われています。こうした中、本行は引き続き国際的な援助潮流等を踏まえつつ、世界銀行、アフリカ開発銀行(AfDB)等国際機関、英、米等の援助機関との国際的なパートナーシップの構築・強化に努めました。(指標 4)については、計画を大幅に上回りました。これはベトナムやフィリピン等をはじめ、国際機関との援助協調・調和化への取り組みが急速に進展していることを反映していますが、以下の具体的な取り組みを行いました。
 - アフリカの民間セクター開発のための協調融資促進スキームに係る実施ガイドラインの締結
「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ(EPISA)」(68 頁参照)に基づき 2006 年 1 月に締結した、アフリカ開発銀行(AfDB)との協調融資促進スキームに係る実施ガイドラインでは、資金供給の迅速化と効率化のため、環境ガイドラインや調達手続き等の調和化を図りました。なお、EPISA 及び協調融資促進スキームの下で、協調融資第 1 号案件であるセネガルの道路事業(67 頁、事例紹介参照)への支援を実現しています。
 - MDGs への対応
国連首脳会合(ミレニアム + 5 サミット(2005 年 9 月))の機会を捉え、本行、フランス開発庁(AFD)、ドイツ復興金融公庫(KfW)と「貧困削減のためのインフラ」、及び「革新的開発ファイナンス」に関するセミナーを各々共催し、経済社会インフラへの支援がミレニアム開発目標(MDGs)達成に果たす役割の重要性について議論を行いました。また、本行は 2005 年 12 月に国連開発計画(UNDP)との間で、MDGs 達成に向けた協力関係の強化を目的として業務協力協定を締結しました。本行が有する経済社会インフラの整備を軸とした経験・知見と、UNDP が有するグローバルなネットワークを通じて得られる情報や政策提言のノウハウ等について、相互補完的な連携を推進するものです。
 - 日米水協力イニシアティブへの取り組み
我が国は、日米水協力イニシアティブのもとで米国との連携を進めていますが、本行も本イニシアティブに基づき、米国国際開発庁(USAID)と定期協議を開催し、パイロット国として選定された 4 カ国(インドネシア、フィリピン、インド、ジャマイカ)における取り組みや今後の連携について、情報交換・協議を行いました。更に、第 4 回世界水フォーラム(2006 年 3 月於メキシコ)において、日米水協力に関する分科会を日本政府、米国政府、USAID と開催し、フィリピンの上下水道分野での民間資金活用の枠組み(通称 Water Revolving Fund)やインドの上下水道事業での日米協力の現状と今後の課題、他国への適用の可能性などについて討議を行いました。
 - 援助手続き調和化への取り組み
国際的な潮流となっている援助手続き調和化については、ベトナム、インドネシア、フィリピン、ネパール等で世界銀行、アジア開発銀行(ADB)等と連携し、標準入札書類の策定等に取り組みました。
 - 上記のほか、世銀、ADB、AfDB、米州開発銀行(IDB)等の国際機関、英国国際開発庁(DFID)、AFD 等他国の援助機関との間で、ベトナムの貧困削減支援借款(PRSC)や、イラク、アフリカ、中南米等への支援戦略等に関する協議を行いました。

2. 追加的な取り組みに関する評価（年間事業計画に予め掲げていないもの）

- ・ NGO、我が国地方公共団体・大学との協力・連携を行った具体的な取り組み以外に、こういった優れた知見と経験を持つ我が国の団体との連携機会の発掘、連携基盤の強化等を目的に、インドにおいて我が国 NGO、地方公共団体、大学、民間企業等 11 団体の参加による第 4 回「円借款パートナーシップ・セミナー」（旧称・国民参加型援助促進セミナー）を開催しました。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ NGO、地方公共団体等との連携については、本行だけの取り組みでなく、相手側のニーズや事情も踏まえ、効果的な連携関係の構築を継続していく必要があります。なお、(指標 1)および(指標 3)については、多くの実績を積み上げていますが、新規指標である点を考慮しつつも、計画値との乖離が見られます。確実に連携の成果を上げるためには、対象案件の形成見通しを踏まえた適切な計画値を設定すること、また、案件形成で遅延が生じている場合には追加的な形成促進策を講じること等の機動的な対応が必要です。

課題 2-5

国民の参加(開かれた円借款業務)

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	計画
業務の企画立案、案件形成における国民参加の業務運営の推進	(指標1) 「提案型調査」(注)等を活用し国民の知見・アイデアを取り入れた案件形成がなされた円借款対象案件数		(新規指標)		47	37	23
評価結果							

○：優れた取り組みがなされたと評価します。 △：良好な取り組みがなされたと評価します。 □：今後の取り組みに留意が必要です。
 -：外部環境の変化等により評価不能。

(注) (指標1)については、2005年度は案件数を、2006年度はプロジェクト数を、実績値、計画値として計上。

(注)「提案型調査」は、本行が国別に設定した調査テーマに対する日本国内の団体等からのご提案に基づく、円借款事業への知見・情報の蓄積を図るための調査です。この他、本行が国別に設定した調査テーマに対する日本国内の団体等からのご提案に基づく、将来の案件の発掘・形成のための調査である「発掘型案件形成調査」があります。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

業務の企画立案、案件形成における国民参加の業務運営の推進

- 効果的・効率的な円借款業務の実施のためには、我が国の幅広い層の団体が参加できる開かれたものとし、それにより我が国が有する知見を活用して、開発援助の業務運営に活かすことが求められています。(指標1)は、提案型調査・発掘型案件形成調査を通じ、知見・アイデアを2005年度に取り入れた円借款対象案件数を示しています。調査は実施されたものの年度内に調査が完了せず知見・アイデアの取り入れが翌年度となったことや、政府レベルの交渉長期化による調査実施遅延等の理由により、実績は計画を下回りましたが、具体的な取り組みとしては、中国、フィリピン、ベトナム、スリランカ、アルジェリア、モロッコ等において実施した、人材育成、森林造成保全、保健医療サービス、地方開発、運輸セクター、水資源開発、スラム地区生活環境改善等に関する提案型調査・発掘型案件形成調査から、円借款案件に関する知見・情報等を取り入れました。このうち、例えば、地震国であるアルジェリアにおける運輸セクターに関する発掘型調査では、橋梁の耐震構造含め、日本の優れた耐震技術の活用が提案されています。
- 提案型調査・発掘型案件形成調査は2001年度に導入した新しい制度ですが、これまで実施した調査から得られた知見・アイデアは具体的な円借款案件に活用されてきています。例えば、2005年度に承諾した円借款案件のうち、インドの都市廃棄物管理事業は、都市環境整備に関する発掘型案件形成調査がベースとなっているほか、モンゴルの中小企業育成、ベトナムの小規模インフラ整備、地方病院医療の各案件には、提案型調査・発掘型案件形成調査によってなされた提案が案件形成に活用されています。
- 提案型調査については、大学、地方公共団体、NGO等からの提案を強く推奨し、評価にあたってこの点を考慮しています。また、2004年度に提案型調査・発掘型案件形成調査の公示回数を年1回から2回に増やすと共に、国ごとに具体的なテーマを設定し、円借款事業との関連性を明確化するなど、調査スキームの改善を行いました。提案型調査・発掘型案件形成調査の実施件数(契約締結ベース)は2004年度の15件(提案型6件、発掘型9件)から2005年度には26件(提案型16件、発掘型10件)に増加し、特に、大学による実施件数は、2004年度の1件から2005年度には9件と大幅に増えるなど、2005年度

からの業務戦略に新たに盛り込んだ大学との連携が拡充されています。

- ・ 上記の提案型調査等を通じた円借款事業に関する提案の募集のほかに、我が国国民、NGO、地方公共団体、大学関係者等の意見・参加を求める機会拡大の一環として、以下の取り組みを行いました。
 - 円借款パートナーシップ・セミナー（旧称・国民参加型援助促進セミナー）
 開発パートナーシップは、国内外の経験・知見の活用により円借款の有効性や効率性を高めるものです。2005年度は、本行との連携に関心を有する11団体（日本の大学（3大学）、NGO（2団体）、地方公共団体（2団体）、民間企業（4社））が参加し、インドにおいて円借款パートナーシップ・セミナーを開催しました。現地では、コミュニティ・ディベロップメントをテーマに、周辺地域の住民組織の能力強化や生計向上への支援等が行なわれている案件を中心に、インドの下水道等整備事業等、同国の円借款4案件を視察しました。本セミナーの開催にあたっては、本行ホームページにおいて参加団体の募集を行い、我が国の幅広い層の団体が参加できるよう努めています。また、本セミナー参加団体の円借款業務への参加を通じた技術や知見の活用を目的として、新たに「連携促進調査」を実施しました。
 - NGO - JBIC協議会
 国民の経験や知見を円借款業務に反映するため、NGO-JBIC協議会を4回開催し、NGO側から延べ56団体・人が参加しました。本行側から提示した議題（本行の人材育成、インド支援、アフリカ支援への取り組み等）、NGO側から提示のあった議題（森林関連案件における本行の方針・配慮事項について、ODAによる経済・社会インフラ整備案件におけるHIV/エイズ対策に関する提言について等）に基づき本行、NGO間で幅広い議論を行いました。会議の議題、配布資料、議事録等については、NGOと共同運営している本協議会のホームページ（http://www.jbic.go.jp/japanese/ngo_jbic/youryou.html）に公表しています。

2. 追加的な取り組みに関する評価（年間事業計画に予め掲げていないもの）

- ・ 国民参加を促進し、円借款業務を含む国際協力への国民の理解を高めるため、タイ、インド等において、日本の小中学校（現地日本人学校）や大学を対象に、円借款案件の視察や、開発途上国が直面している問題を学ぶ参加型授業の実施等の開発教育に取り組みました。インドでの取り組みは、南西アジア・中東・アフリカ地区日本人学校校長会の場でも、開発教育の事例として取り上げられました。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への今後の取り組みに留意が必要です。
- ・ 本課題では、大学による提案型調査の実施が急増する等の成果を挙げていますが、連携促進調査といった新しいスキームの導入以外にも、各団体等が調査に参加しやすい形態や手続きを工夫し、本行業務における国民の積極的な協力・連携への参加を促進することが求められます。また、住民組織や各種団体からの要望を、NGO-JBIC協議会や円借款パートナーシップ・セミナー等を通じて吸い上げ、業務の具体的な成果として反映するよう一層取り組んでいく必要があります。

課題 2-6

円借款業務の質の向上

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	計画
円借款対象案件 における評価の充実	(指標1) 円借款対象案件の全評価 件数に対する外部評価 の実施割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	(指標2) 円借款対象案件の事前・ 事後評価の実施割合	(新規指標)			100%	100%	100%
	(指標3) 円借款対象案件のテーマ 別評価(プログラムレ ベル含む)の件数	5	7	4	4	3	4
	(指標4) 円借款対象案件に対す る合同評価の件数		2	7	6	6	6
評価結果							

○：優れた取り組みがなされたと評価します。 △：良好な取り組みがなされたと評価します。 □：今後の取り組みに留意が必要です。
-：外部環境の変化等により評価不能。

(注) (指標1)～(指標4)いずれも、2005年度までは案件数を、2006年度はプロジェクト数を、実績値、計画値として計上。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

円借款対象案件における評価の充実

- ODAをより効率的・効果的に実施するためには、評価を通じて事業の実施状況や効果を的確に把握すると同時に、評価から得られた経験・教訓をフィードバックすることが重要です。このような観点から、また、円借款業務の透明性を向上させるため、下記の通り、事前から事後までの一貫した評価体制の強化など評価の充実に取り組みました。

■ 一貫した評価体制の強化

- 円借款対象案件の全評価件数に対する外部評価の実施割合は、引き続き100%を達成しました(指標1)。
- 2001年度から、事業の実施前にその成果目標をより定量的な指標を用いて設定する「事業事前評価表」を公表しており、事前から事後までの一貫した評価体制を確立しています。2005年度についても、事前評価対象全案件について事業事前評価表を公表すると共に、事後評価対象全案件について、事後評価を実施しました(指標2)。
- 指標の対象ではありませんが、一貫した評価体制を強化すべく、円借款の貸付契約締結後5年目に事業の有効性・妥当性等を検証する「中間レビュー」、事業完成後7年目に有効性・インパクト・持続性等を検証する「事後モニタリング」を導入し、中間レビューについては、フィリピンの灌漑事業等7事業、事後モニタリングについてはインドの火力発電所等4事業を対象に実施し、その結

果を公表しました。

- 個別案件の評価だけでなく、インドの「貧困削減に対するインフラの役割」や「事後評価を活用したアフリカ支援改善」等、特定のテーマに基づいて、複数の事業を包括的に評価するテーマ別評価（プログラムレベル評価）を実施し、（指標 3）の実績は計画をほぼ達成しました。

■ 評価結果の共有とフィードバックによる事業改善

- 事後評価から得た教訓、提言を開発途上国政府、政府機関、受益住民等と幅広く共有するため、現地での評価結果のフィードバックに努めています。具体的には、タイ、フィリピン、インド、パキスタン等において、事後評価結果に関するフィードバックセミナーを開催しました。
- また、事後評価により得られた教訓、提言を新規円借款事業や実施中の事業にフィードバックする仕組みも構築しています。事後評価の結果、効果発現等に懸念が見られる場合には、SAFの一環である SAPS(注)等を実施し、持続性確保に向けた開発途上国の取り組みを支援しています。例えば、2004 年度に事後評価を行ったインドの下水道整備事業では、汚水処理量等の事業効果が計画に達しているものの、河川の水質が改善していないという評価結果を踏まえ、2005 年度に SAPS を実施し、水質の詳細分析及び下水処理場の処理能力向上のための改善策等の提言を行いました。

(注) 援助効果促進調査 (SAPS)：プロジェクト完成後の運営・維持管理は、借入人側の責任において行われますが、個々のプロジェクトに関して何らかの改善措置が必要となった場合、あるいは期待した事業効果が発現されない場合など、協力の必要性・緊急性を検討した上で、本行は SAPS と呼ばれる追加的な調査を実施しています。この調査では事業効果を持続あるいは一層高めていく上で支障となる問題を調査し、具体的な改善・解決策を提案することを主な目的としています。

■ 開発途上国の評価への参加拡大、外部の知見を活用した評価の質の向上(合同評価等)

- 円借款事業の質的向上を図るためには、開発途上国の様々な関係者と評価結果を共有することに加え、彼ら自身の評価能力を高めていくことが重要です。また、本行としても外部関係者の知見を活用し、評価の質を高めていくことが求められています。こうした認識からインド、スリランカ、タイの事業実施機関、NGO、大学関係者との合同評価を実施し、（指標 4）については計画を達成しました。
- また、大学との連携強化の一環として、評価理論の習得や円借款事業の事例演習等を通じて、開発事業マネジメントの基礎能力を備えた人材を育成することを目的に、大学と共同で、カリキュラム、教材の開発を行うと共に、試行講座を開講しました。現在は、参加したモニターからの意見も踏まえ内容改善を図り、本格的な開講に向けた準備を進めています。

・ 2004 年度に事後評価を行った全ての結果（個別案件 41 件、テーマ別評価 4 件）を「円借款事業評価報告書 2005」として発行すると共に、本行ホームページに公表しました。概要は以下のとおりです。

- 評価結果をよりわかりやすく、かつ客観的なものとするため、個別案件の事後評価にレーティング (A:非常に満足、B:満足、C:概ね満足、D:不満足からなる 4 段階評価) を行い、対象 41 事業の評価の内訳は、A が 14 件 (34%)、B が 19 件 (46%)、C が 6 件 (15%)、D が 2 件 (5%) となりました。
- 評価の結果、多くの事業で当初想定していた効果が発現しており、評価対象事業において、電力供給 (産業活性化、農村の電化) によって 5,202 万人、安全な水の供給や生活・産業排水の処理によって 3,166 万人、洪水制御・砂防など防災施設によって 267 万人、農作物の栽培・収穫への支援によって 52 万人の人々に裨益していることが明らかになりました。
- 評価の客観性を高めるため、全ての個別評価について開発途上国の有識者に評価結果の検証

を依頼し、第三者意見を取得・公表しました。第三者意見書については、上記の「円借款事業評価報告書 2005」に、事業ごとにその要旨を第三者のプロフィールとともに公表しています。また、その本文は、本行ホームページに掲載している個別評価報告書全文版に公表しています。

- フィリピン「農地改革への金融支援」、中国「環境改善への支援(大気、水)」等、2004 年度に実施した 4 件のテーマ別評価の結果を掲載しています(事例紹介参照)。

< 事例紹介 > 「円借款事業評価報告書 2005」におけるテーマ別評価の概要
 ～ 中国向け環境円借款の直接的な環境改善効果(インパクト評価) ～

中国では急速な経済発展に伴い、大気汚染や水質汚濁等さまざまな環境問題が顕在化しており、本行はこれまで多くの環境改善事業を支援し、環境問題改善に貢献してきました。2004 年度に実施したテーマ別評価では、その効果を検証するための調査を京都大学に委託し、初めて、中国向け環境円借款の直接的な環境改善効果を明らかにしました。調査の結果、汚染物質排出削減量は、酸性雨など大気汚染の原因物質である二酸化硫黄(SO₂)で削減効果が 19 万t(日本の排出量は約 80 万t)、水の汚染度に関する指標である化学的酸素要求量(COD)(注)で削減効果が 34 万t(瀬戸内海の排出量は約 50 万t)であったことが判明しました。さらに、中国全土の環境負荷抑制効果をシミュレーションにより推計するとともに、円借款が環境政策・制度改善に果たした役割を分析しました。本シミュレーションでは、中国での環境負荷抑制による日本への影響も検討し、中国でのSO₂排出量が抑制された場合、日本におけるSO₂の沈着量も相対的に抑制されることが予想されています。

上記インパクト評価の結果については、2005 年 10 月に京都にてフィードバックセミナーが開催され、その様子が毎日新聞や NHK で取り上げられるなど、大きな反響を呼びました。

(注) 水中の有機物量の指標で、COD が大きいほど有機物により汚染されている。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への優れた取り組みがなされたと評価します。
- ・ 2001 年度から事業事前評価表を作成・公表し、同一評価指標での事業実施前後の定量評価を行っています。2005 年度には継続的なモニタリングが可能となるようフォーマットを整備するなど、円借款事業の評価体制を拡充してきました。今後も、円借款業務の質的向上のため、一貫性のある評価体制の強化および大学等を活用した多面的な評価業務を進め、評価の充実を図ることが重要です。

事業分野

我が国にとっての資源の確保

課題 3-1
我が国として不可欠なエネルギー・鉱物資源の確実な供給確保

課題 3-2
エネルギー・鉱物資源の安定確保のための供給量確保と消費節減の推進

課題 3-3
我が国へのエネルギー・鉱物資源の供給維持・拡大に繋がる事業の推進

本事業分野における課題

中期の業務戦略(2005年3月改定)および平成17年度年間事業計画(同月策定)では、

(1)資源小国であり主要エネルギー・資源の対外依存度が高い我が国にとって、国民生活や経済活動の安定のためには、資源メジャー等に伍して我が国の資源関連企業が海外で実施する大規模・高リスクの資源開発プロジェクト等を支援することで、海外からの資源供給拡大を図ることが必要であり、また、中東情勢の不安定化を踏まえた原油供給源の多角化など、安定的・確実な資源供給構造を構築することが重要、

(2) 中国ほかアジア諸国の高成長等を背景に、アジア地域のエネルギー・資源需要が増大し、資源・素材価格高騰に繋がっている中、我が国としてのエネルギー・資源の安定確保のためには、アジア地域への資源供給拡大や、省エネルギー事業推進等による資源の有効利用・生産効率化等を通じた、需給環境改善が求められている、

(3)「エネルギー基本計画(2003年10月)や「新産業創造戦略」(2004年10月)では中長期的な安定供給確保への取り組みも行うとしており、資源産出国毎の情勢を踏まえた我が国との協力関係の強化や、資源安定供給のボトルネックの一つである産出国のインフラの整備に対する支援が求められている、

との認識のもと、我が国の資源の安定確保に向けた以下3つの課題を設定しています。

- 我が国として不可欠なエネルギー・鉱物資源の確実な供給確保 (課題 3-1)
- エネルギー・鉱物資源の安定確保のための供給量確保と消費節減の推進 (課題 3-2)
- 我が国へのエネルギー・鉱物資源の供給維持・拡大に繋がる事業の推進 (課題 3-3)

事業環境

アジア諸国の高成長等に伴い、2005年に入ってから、代表的な原油価格指標であるWTI価格が1バレル60ドル近辺の高水準で推移するなど、エネルギー・資源価格の高騰が続きました。こうした背景から、中国等の資源消費国がアフリカ等で資源獲得に向けた動きを活発化させ、また、南米諸国の一部では石油・天然ガス国有化への動

きも見られました。また、原油高騰の世界経済への影響に対する懸念の高まりから、グレンイーグルズ・サミット(2005年7月)では、G8としてエネルギー効率の向上等に取り組むことで合意しました。我が国でも、エネルギー安全保障の観点から、世界最先端のエネルギー需給構造の確立等を掲げた「新・国家エネルギー戦略」の検討が進められました(2006年5月公表)。

平成17年度評価のサマリー

本事業分野の課題への取り組み状況については、3つの課題のうち、2つが「」、1つが「」との評価結果となりました。各課題の評価で特筆すべき事項等は以下の通りです。

我が国として不可欠なエネルギー・鉱物資源の確実な供給確保 (課題3-1)

評価

我が国として確保可能なエネルギー・鉱物資源の維持・拡大に引き続き貢献すべく、日本企業によるカザフスタン油田開発、カタールガス田開発等を積極的に支援しました。これら資源の対日輸入量への本行関与割合(2004年)は、石油で18%から20%、天然ガスで95%から96%に増加するなど従来の取り組みが一定の成果を挙げています。高リスク・大規模案件については、ペルー銅鉱山開発への融資手法が業界誌で革新的と評価(「ディール・オブ・ザ・イヤー賞」受賞)されたほか、米国ガス田権益取得では資源開発特有のリスクに対応したスキームを構築、また、総額約58億ドルのカタールガス田開発に対しプロジェクトファイナンスを円滑に組成するなど、適切に対応しました。また、輸入原油の中東依存度低下に資するロシア等の油田開発・権益取得をはじめ、エネルギー・資源供給源多角化も幅広く支援しました。原油価格高騰の継続や資源を取り巻く不安定な国際情勢を踏まえ、我が国の資源・エネルギー政策を遂行し、我が国にとっての資源の安定確保に貢献すべく、本分野にはより一層の注力が必要です。

エネルギー・鉱物資源の安定確保のための供給量確保と消費節減の推進 (課題3-2)

評価

アジア諸国への資源供給が見込まれるタイでの油ガス田権益取得等、アジア地域のエネルギー・資源需給緩和に資する取り組みを行いました。また、ブラジルでの既存製鉄所の高炉から出るガスを発電に有効利用する事業、チュニジアでの太陽エネルギーをディーゼル発電の代替エネルギーに利用する事業など、省エネルギー関連や、従来活用されていなかった再生可能エネルギー関連プロジェクトへの金融支援を通じて、世界的なエネルギー・鉱物資源の消費節減の推進に貢献するよう努めました。

我が国へのエネルギー・鉱物資源の供給維持・拡大に繋がる事業の推進 (課題3-3)

評価

現地インフラ整備の面から、ブラジルのリオドセ社(世界最大の鉄鉱石供給会社)による鉄鉱石輸送網の改修・増強事業、原油・天然ガスを産出するアゼルバイジャンでのガス火力発電所建設事業など、我が国へのエネルギー・資源供給拡大のボトルネック解消、あるいは資源産出国と我が国との関係強化に資する案件を多数実現しました。加えて、サウジアラムコ(世界最大の石油公社)と日本企業との合弁による石油精製・石化事業への融資、メキシコ石油公社が行う原油生産井探鉱・掘削に必要な日本からの技術提供への融資、あるいはカザフスタンの国営石油・ガス会社であるカズムナイガス社との包括戦略パートナーシップ等に関する合意など、主要産油国との関係強化に資する多様な取り組みを進めました。

課題 3-1

我が国として不可欠なエネルギー・鉱物資源の確実な供給確保

取り組み例	指標		2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
						計画	実績	計画
我が国として確保可能なエネルギー・鉱物資源の維持・拡大支援	(指標1) 日本企業による権益取得・長期引取・販売権取得が可能となったエネルギー・鉱物資源事業に対する出融資保証承諾案件数		39	39	27	21	19	23
	(指標2) モニタリング指標 上記支援対象案件による我が国へのエネルギー・鉱物資源等の新規権益取得・引取量	石油 (百万バレル/年)	77	29	49		24	
		ガス (万トン/年)	763	1,087	256		-	
		銅 (千トン/年)	428	-	500		344	
	(指標3) モニタリング指標 代表的資源の本行融資対象事業から本邦への輸入量の全輸入量に占める割合	石油	19%	18%	20%		n.a.	
		ガス	96%	95%	96%		n.a.	
高リスク・大規模案件に対する適切な対応	(指標4) エネルギー・鉱物資源の我が国への供給維持・拡大に資する案件のうち、海外リスクをとって与信を実現した出融資保証承諾案件数		新規			6	9	14
	(指標5) 大規模案件に対する出融資保証承諾案件数		新規			8	11	14
エネルギー・鉱物資源の供給源多角化支援	(指標6) 石油・天然ガス・鉱物資源の供給源多角化を実現した事業のうち、主要供給国以外の国にかかる出融資保証承諾案件数		新規			9	11	12
評価結果								

○：優れた取り組みがなされたと評価します。 □：良好な取り組みがなされたと評価します。 △：今後の取り組みに留意が必要です。
 -：外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

我が国として確保可能なエネルギー・鉱物資源の維持・拡大支援

- ・ (指標1)の実績は計画をほぼ達成しました。実績の具体例としては、日本企業によるカザフスタンでの油田自主開発(事例紹介参照)、カタールでのガス田開発(89頁、事例紹介参照)、ペルーでの銅鉱山自主開発、ブラジルでのアルミニウム製錬事業等への融資が挙げられます。

<事例紹介> 北カスピ海沖合カシャガン油田開発事業への支援 (カザフスタン)

カザフスタン領北カスピ海沖合に位置するカシャガン油田は、過去30年間で最大の発見と言われる巨大油田であり、2008年中に原油生産が開始され、以降段階的な開発によりピーク生産は日量120万バレルに達する見込みです。

本行は国際石油開発(株)等が出資するインペックス北カスピ海石油(株)に対し、民間金融機関との協調融資を行いました。本融資は同社の他、イタリアのENI社等合計6カ国7社により構成される国際コンソーシアムが実施するカシャガン油田の開発資金に充てられます。産出される原油は、既存輸送網に加え、日本企業が参画し本行が支援したBTCパイプライン(注)を利用して輸送することが検討されており、同社は権益相当分(8.33%)の原油を、スワップ等を通じて我が国に輸入することを計画しています。本行は、これまでもカスピ海地域において大規模油田(ACG油田)開発や、BTCパイプライン(注)整備に対し、総額約20億ドルの融資を行ってきており、これらに続く本融資は、カスピ海地域のエネルギー開発への多面的支援の一つとして、日本の原油輸入の中東依存度緩和によるエネルギー資源の供給源多様化にも貢献するものです。

(注) BTCパイプライン：バクー～トビリシ(グルジア)～ジェイハン(トルコ)を繋ぐパイプライン。同建設事業に対して本行は2003年度に融資を行いました。2006年7月完成。

- ・ 上記支援対象案件による我が国への新規権益取得・引取量に関する(指標2)の実績は、石油では、サハリン油田開発関連で急伸した2004年度には及ばぬものの、2003年度並の水準となりました。天然ガスについて直接の権益取得・引取案件はなかったものの、カタールのガス田開発に参画する日本企業がコンデンセート(注1)の長期引取(年間約10百万バレル、13年間)による対日販売を予定しており、また、日本でLNG需要が急増した場合等には本事業からの対日販売も期待されています。銅は、概ね例年並の水準でした。

(注1) コンデンセート：天然ガスの採取・精製の過程で得られる常温・常圧で液体の炭化水素。一般の原油より軽質で、ガソリン、軽油、ジェット燃料、ナフサ等に精製されます。

- ・ 上記の2指標の対象としていませんが、金融支援以外にも、「日伯経済活性化のための共同プログラム」(2005年5月の日伯首脳会談後に発表)で言及されたブラジルにおけるエネルギー・資源分野の協力増進に関し、同国エネルギー政策の中核を担うブラジル石油公社とこれまで戦略的な関係構築に努めてきた立場から直接交渉を行う等、日本企業の権益獲得に向けた活動に対する支援を行いました。
- ・ (指標3)について、石油、天然ガスの日本への全輸入量に占める、本行融資対象事業からの輸入量の割合(本行関与割合)は、各々18%から20%へ、95%から96%へと増加しました(入手可能な最新2004年データと前年分との比較)。他の主要資源についての本行関与割合も、石炭で42%、鉄鉱石で68%、銅で89%と極めて高い水準となっています。国際的なエネルギー需給逼迫が続き、資源獲得競争が熾烈化する中、エネルギー・鉱物資源の日本企業による獲得や日本への安定供給確保のため、本行に求められる公的役割が従来以上に増しており、それに対する本行の取り組みが一定の成果を挙げているといえます。

高リスク・大規模案件に対する適切な対応

- ・ エネルギー・鉱物資源案件の高リスク化・大規模化が進む中、海外リスクテイクに関する(指標 4)の実績は、計画を上回りました。実績の例は以下のとおりであり、プロジェクトファイナンスや、開発途上国の企業の信用力に依拠した融資等を通じた海外リスクテイクにより、円滑なファイナンス組成に努めました。
 - カタールでのガス田開発、ペルーでの銅鉱山開発事業に対するプロジェクトファイナンスや、ロシア、豪州からの LNG 輸入のための LNG 船事業に対するストラクチャードファイナンスなど、返済がプロジェクトのキャッシュフロー・資産に依拠した案件への融資等を実現しました。特にペルーのセロベルデ銅鉱山開発案件は、国際的に権威ある業界誌であるユーロマネー社の「プロジェクトファイナンスマガジン」において、マーケットの動向にあわせて鉱山開発を行うスポンサーに柔軟な開発余地を与えるスキームを採用したものとして、「ディール・オブ・ザ・イヤー賞」(中南米鉱業部門)を受賞するなど、革新的なスキームが高く評価されています。
 - ブラジルでの鉄鉱石増産に係る輸送網整備事業や、アルミニウム製錬事業において、実施主体である現地企業の信用力に依拠した形での融資を実施すると共に、民間金融機関の融資部分に対しては信用リスクをカバーする保証を付与しました。
 - 米国でのガス田権益取得への融資におけるハリケーン・油ガス価格下落の際のデファールル(注 2)の適用など、資源開発事業に特有のリスクに対応した融資スキームを構築しました。

(注 2)ハリケーン等の自然災害や原油・ガス価格の大幅な低下等の外的要因を直接の原因として、借入人が債務を弁済できない場合に、借入人に対する期限の利益の喪失を求めず、保証人に対する保証履行の請求を猶予する措置。
- ・ また、大規模案件(プロジェクト総額 3 億ドル以上)に関する(指標 5)の実績も、計画を上回りました。実績の例としては、総額約 58 億ドルに及ぶ巨大プロジェクトであるカタールでのガス田開発(事例紹介参照)を初めとして、カザフスタンでの油田開発、ペルーでの銅鉱山開発、タイでの油ガス田権益取得などが挙げられます。民間金融機関のみでは適時にファイナンス組成が困難な大規模案件に対し、本行は公的機関としての海外リスク審査・コントロール力を生かした量的・質的補完に加え、カタール案件では米国輸出入銀行の協調融資を得るなど国際協調によるリスクシェアリングも行いつつ、円滑なファイナンス組成に努めました。

<事例紹介> カタール LNG プロジェクトへの支援 (カタール)

カタールは、天然ガス・LNG 産業の育成を国策として推進しており、ノースフィールド・ガス田に約 900 兆立方フィートの天然ガスを有し、1996 年より日本に LNG 輸出を開始しています。また、今後クリーンエネルギーとして LNG の需要急増が予測されており、同国は現在年産約 20 百万トンである LNG 生産量を 2011 年までに年産約 77 百万トンに増強する計画です。

こうした中、本行は、プロジェクト総額約 58 億ドルに及ぶ同国の「カタールガス 3 プロジェクト」を対象として、総額 10 億ドルを限度とするプロジェクトファイナンス・ベースの融資を行いました。本件は、日本企業、カタール国営石油公社、米国企業の出資により設立されたカタールガス 3 社が、ノースフィールド・ガス田を開発、液化設備を建設し、LNG、プロパン、ブタンおよびコンデンセートを製造・販売する事業であり、日本企業は出資参画のほか、コンデンセートの長期引取による対日販売を予定しています。さらに、日本で LNG 需要が急増した場合等には、本事業からの LNG の対日販売も期待されています。

資源開発事業は一般に大規模かつ高リスクですが、特に本件のような巨額プロジェクトにおいては、政策金融機関である本行に対し、プロジェクト自体のリスクテイクや量的補完等を通じた適切な対応が求められます。本件では、プロジェクト総額の約 7 割にあたる協調融資銀行団からの資金調達において、本行は適切な量的補完を行ないつつ、他方で国際協調案件として米国輸出入銀行の融資参加も得ることで、民間金融機関の参加を得やすくし、全体のファイナンス組成円滑化に貢献しました。

エネルギー・鉱物資源の供給源多角化支援

- ・(指標6)の実績は計画を上回り、全体としてエネルギー・資源の供給源多角化によるリスク分散に貢献しました。実績の具体例としては、ロシア、カザフスタン、タイ、英国等の非中東地域で日本企業が参画した油ガス田開発事業・権益取得への支援が挙げられ、引続き、我が国の輸入原油における中東依存度の低下に資する取り組みを行いました。他の鉱物資源についても、ペルーでの銅鉱山開発(銅の主要供給国：チリ)、ブラジルでのアルミニウム製錬事業(アルミニウムの主要供給国：オーストラリア、ロシア、中国)といった、主要供給国以外での事業を支援しました。

2. 追加的な取り組みに関する評価 (年間事業計画に予め掲げていないもの)

- ・鉄鉱石の価格高騰が続く中、世界第4位の鉄鉱石産出国であり、かつ、日本の鉄鉱石輸入量の1割の調達先であるインドにおいて、日本への鉄鉱石積出港の港湾設備増強事業への融資を行いました。本事業そのものは、入港船舶の大型化に対応すべく、輸送能力向上や輸送効率改善を図るものですが、日印の鉄鉱石長期取引契約の更新を後押しする役割も果たしたものと考えられます(2006年5月、日本の大手高炉各社は、インド国営の鉄鉱石輸出国会社MMTCとの間で長期契約更新に合意しています)。
- ・原料資源の需給逼迫に伴う価格高騰等の我が国資源関連企業を取り巻く様々な環境変化、また、これら企業との日常的な意見交換を踏まえつつ、「新・国家エネルギー戦略」(2006年5月公表)など我が国政府の資源政策形成過程において、政府との緊密な意見交換により現場のニーズ等をフィードバックするよう努めました。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・上記に照らし、課題への優れた取り組みがなされたと評価します。
- ・2006年度に入っても原油価格が高騰を続けており、国内のガソリン価格も値上がりするなど、資源・エネルギー情勢の影響が生活面に及んでいます。他方、中東情勢も不安定性を増すなど、エネルギー・鉱物資源の安定確保に向けた取り組みの重要性が一層増しています。こうした状況を踏まえ、我が国の資源・エネルギー政策を遂行し、我が国にとっての資源の安定確保に貢献すべく、本分野にはより一層の注力が必要です。

課題 3-2

エネルギー・鉱物資源の安定確保のための供給量確保と消費節減の推進

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	計画
アジア地域へのエネルギー・鉱物資源の供給量確保支援	(指標1) アジア地域へのエネルギー・鉱物資源供給に繋がる事業に対する出融資保証承諾案件数		新規		6	5	13
エネルギー・鉱物資源の有効利用・生産効率化に対する支援	(指標2) 省エネルギー事業等、エネルギー・鉱物資源の有効利用・生産効率化に資する事業に対する出融資保証承諾案件数		新規		9	12	8
評価結果							

：優れた取り組みがなされたと評価します。：良好な取り組みがなされたと評価します。：今後の取り組みに留意が必要です。
-：外部環境の変化等により評価不能。

(注) (指標1)、(指標2)いずれも、2005年度は案件数を、2006年度はプロジェクト数を実績値、計画値として計上。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

アジア地域へのエネルギー・鉱物資源の供給量確保支援

- ・ (指標1)の実績は、計画をほぼ達成しました。実績の具体例としては、日本企業によるタイでの油ガス田権益取得や、インドでの鉄鉱石輸出港増強事業が挙げられます。中国の急速な経済発展等に伴いエネルギー・資源の需給逼迫がアジア地域で生じている中、これら事業では事業実施国で産出された資源がアジア諸国に販売される予定であり、需給緩和に資すると考えられます。

エネルギー・鉱物資源の有効利用・生産効率化に対する支援

- ・ (指標2)の実績は、計画を上回りました。実現した支援対象事業の例は以下のとおりであり、省エネルギー関連や、従来活用されていなかった再生可能エネルギー関連プロジェクトへの金融支援を通じて、世界的なエネルギー・鉱物資源の消費節減の推進に貢献するよう努めました。
 - ブラジルでの自家発電設備の増設事業では、従来未利用であった既存製鉄所の高炉から出るガスを発電に利用することにより、エネルギーの有効活用が図られます。
 - ベネズエラやインドでの大量高速輸送システム・鉄道の建設事業では、都市圏の交通の円滑化・混雑緩和により、自動車等のガソリン・ディーゼル等の使用量節減が期待されます。
 - アゼルバイジャンやタイでの火力発電所建設事業は、燃焼効率が高い天然ガス焚きのコンバインドサイクルによる発電設備を導入するものであり、化石燃料の消費量削減に繋がります。

- ▶ エジプトでの世界的にも新しいタイプの発電所である太陽熱・ガス統合発電所建設事業(29頁、事例紹介参照)、チュニジアでの太陽光地方電化・給水事業(103頁、事例紹介参照)では、いずれも、再生可能エネルギーである太陽エネルギーを、発電の補助エネルギーあるいはディーゼル発電の代替エネルギーとして活用します。
- ▶ インドネシアにおける地熱発電所拡張事業や、パラグアイやインドネシアにおける水力発電所建設事業も、再生可能エネルギーを代替活用することで、化石燃料の消費節減に資するものです。
- ・ 京都議定書に基づくクリーン開発メカニズム(CDM)対象事業のうち、メタンガス処理事業や小水力発電等の再生可能エネルギー関連事業は、未使用エネルギー源の有効活用により化石燃料の消費節減にも貢献します。指標の対象としていませんが、本行は、中米経済統合銀行に対する小規模CDM事業向け融資枠設定を行うとともに、各種セミナー講師引き受け・パネリスト参加等を通じて開発途上国における排出権関連ビジネスの普及・拡大に参考となる本行支援事例の紹介、情報発信や提言を積極的に行いました。
- ・ また、国際的な公的輸出信用の取り決めであるOECD公的輸出信用アレンジメントに関する、各種会合での討議を通じ、本行は、エネルギー消費節減に資する再生可能エネルギー事業促進の仕組み作りに参画しました(2005年7～11月に、再生可能エネルギー等事業向けファイナンスに長期の償還期間を認めるルール改訂を実現)。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ アジア全体での地域エネルギー・セキュリティの構築や、省エネルギー事業・新エネルギー事業の推進による資源・エネルギーの有効活用促進は、日本企業の安定的な海外事業展開や国際競争力確保、地球規模の環境問題とも密接に絡み合う複合的な政策課題です。こうした多面性を認識しつつ、本課題への更なる取り組みが必要です。

課題 3-3

我が国へのエネルギー・鉱物資源の供給維持・拡大に繋がる事業の推進

取 り 組 み 例	指 標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度) 計画
					計画	実績	
我が国へのエネルギー・鉱物資源の供給拡大に繋がるインフラ整備事業等に対する支援	(指標1) エネルギー・鉱物資源の我が国への供給拡大に繋がる施設(道路、鉄道、港湾、パイプライン、船舶、備蓄基地等)の整備案件、及び資源供給国との関係強化に繋がる案件に対する出融資保証承諾案件数		新規		7	14	9
評価結果							

：優れた取り組みがなされたと評価します。：良好な取り組みがなされたと評価します。：今後の取り組みに留意が必要です。
-：外部環境の変化等により評価不能。

(注) (指標1)については、2005年度は案件数を、2006年度はプロジェクト数を実績値、計画値として計上。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

我が国へのエネルギー・鉱物資源の供給拡大に繋がるインフラ整備事業に対する支援

- ・ 資源産出国における周辺インフラや輸送手段の整備支援に関する(指標1)の実績は、計画を上回りました。実績の具体例は以下のとおりであり、現地インフラ整備の面から、我が国へのエネルギー・資源供給拡大のボトルネック解消、あるいは資源産出国と我が国との関係強化に努めました。
 - カタールや赤道ギニアにおいて、日本企業が参画するLNGプラント(天然ガスの液化設備)建設や、オマーン、インドネシア、ロシア等から日本企業が天然ガスをLNG船で輸入する事業への融資など、LNGサプライチェーンの強化に資するインフラ整備を支援。
 - 世界最大の鉄鉱石供給会社であるブラジルのリオドセ社が実施する、鉄鉱石供給能力拡大を目的とした輸送網(鉄道・港湾)の改修・増強事業への融資や、日本への鉄鉱石積出港となっているインドの港湾設備増強事業への融資により、日本への鉄鉱石供給の安定確保を支援(94頁、事例紹介参照)。前者は、エネルギー・資源分野における両国間の協力促進が謳われた「日伯経済活性化のための共同プログラム」(2005年5月)に沿った、具体的な協力の一環として実施されたものです。
 - カザフスタン開発銀行(94頁、事例紹介参照)や、ブラジル国立経済社会開発銀行を通じたツーステップローンの供与により、天然資源積出港の港湾拡張事業やアクセス道路拡張事業等を支援。
 - カスピ海沖で日本企業が原油・天然ガス田開発事業に参画している、アゼルバイジャンにおいて、ガス火力発電所建設事業に対し融資を供与。なお、2006年3月に発表された「日本国とアゼルバイジャン共和国との間の友好とパートナーシップの一層の発展に関する共同声明」では、同発電所案件等の日本からの経済協力にアゼルバイジャン側からの謝意が示され、両国がエネルギー分野における協力関係を更に発展させることが表明されました。

< 事例紹介 >

鉄鉱石の安定的な供給確保に資する、資源関連インフラ整備支援（ブラジル、インド）

2005年度の鉄鉱石価格が空前の値上げ幅（前年度比72%増）を記録するなど、世界的に鉄鉱石の需給が逼迫し、引続き厳しい需給状況が予想される中、ほぼ全量を輸入に依存する日本にとり、鉄鉱石の安定的な供給確保は喫緊の課題です。本行は多様な金融手段を活用して、鉄鉱石の主要供給国であるブラジル、インドで資源関連インフラのボトルネック解消に取り組みました。

➤ ブラジル・リオドセ社の鉄鉱石増産に係る輸送網改修・増強事業への支援

ブラジルのリオドセ社は、世界最大の鉄鉱石供給会社であり、日本の鉄鉱石総輸入量の約15%相当が同社からの輸入です。本行はこれまで、同社が実施するカラジャス鉄鉱山開発、資源関連周辺インフラ整備への融資や2004年の業務協力協定締結を通じ、同社と良好な関係を築いてきていますが、今般、同社がブラジル南部のミナスジェライス州で計画する鉄鉱石増産に必要な輸送インフラ等の整備を、民間金融機関との協調融資により支援しました。本融資により、同社が保有・運営する鉄道及び港湾設備が改修・増強され、鉄鉱石増産に必要となる輸送・積出し能力が拡大・効率化することから、鉄鉱石の全体的な供給量増大が図られ日本の鉄鉱石の安定供給確保にも繋がります。

なお、本件は、日本とブラジル両国の貿易及び投資の促進、エネルギー・資源分野における協力促進等が謳われた「日伯経済活性化のための共同プログラム」（2005年5月）に沿った、具体的な協力の一環として実施されたものです。

➤ インド・ビシャカパトナム港の拡張事業への支援

インド南部アンドラ・プラデシュ州のビシャカパトナム港は、パイラディアラ鉱山から採掘される高品位の鉄鉱石の重要な積出港です。同鉱山及び同港の外港は、70年代に円借款で開発されたこともあり、日本との繋がりが強く、同鉱山から産出された鉄鉱石の約3割（約1,650万トン/年、日本の鉄鉱石輸入量の約10%）を日本が輸入しています。

同港の外港における鉄鉱石取扱量は、現在の1,420万トン/年から2012年には1,900万トン/年に達する見込みであり、入港船舶の大型化が想定される中、今後も長期間安定的に、かつ効率よく鉄鉱石を輸出していくため同港の拡張が必要となっていました。本行は、輸送能力の向上及び輸送効率の改善を通じて日本向けを含めた鉄鉱石の輸出拡大等による同国の経済発展に寄与すべく、同拡張工事に必要な調査・設計のためのエンジニアリング・サービスに対し円借款を供与しました。

資源関連インフラ整備支援を目的とした、カザフスタン開発銀行への融資

カザフスタン等のカスピ海地域は、大規模油田開発や、産出原油の国際輸送パイプライン整備が進んでおり、中東以外の新たなエネルギー供給源として日本の石油業界から注目されています。

こうした中、本行は、カザフスタンの政府系金融機関であるカザフスタン開発銀行（DBK）に対し、民間金融機関との協調融資により、総額50百万ドルを限度とする事業開発等金融を供与しました。本融資は、DBKを通じて、同国から産出されるエネルギー資源の輸送のためのインフラ開発に中長期資金を融資するものであり、原油積出港の港湾拡張が対象事業になっています。こうした取り組みは、同国からの資源輸出ルートを確保し、日本への安定的な資源供給に寄与するものです。

2. 追加的な取り組みに関する評価（年間事業計画に予め掲げていないもの）

- ・ インフラ整備事業ではないものの、主要な原油輸入相手国であるサウジアラビアでは、世界最大の石油公社サウジアラムコと日本企業との合併による巨額の石油精製・石化事業（総額 98 億ドル）に対してプロジェクトファイナンス・ベースでの融資を行い（110 頁、事例紹介参照）、また、主要産油国であるメキシコでは、メキシコ石油公社による新たな原油生産井の探鉱・掘削に必要な日本企業の技術支援に対する融資を行う等、資源産出国との関係強化に資する案件を積極的に支援しました。
- ・ 「エネルギー基本計画」や「新産業創造戦略」といった我が国政府の施策を踏まえ、引続き、我が国のエネルギー・資源の安定確保に向けた海外の原料資源供給者との関係強化を図るべく、カザフスタンの国営石油・ガス会社（事例紹介参照）、ブラジル石油公社等との間で、資源開発関連事業の具体的実現に向けた協力を内容とする業務協力協定・覚書締結に合意しました。

< 事例紹介 > カズムナイガス社との包括戦略パートナーシップ他に関する合意（カザフスタン）

カザフスタンは、CIS 諸国ではロシアに次ぐ資源大国であり、石油・ガスを中心とした天然資源を豊富に有しており、最近では周辺国による権益取得、周辺国向け原油輸出パイプラインの敷設等が相次ぐなど、国際的にも同国資源への関心が更に高まっています。

本行は、カザフスタンの国営石油・ガス会社であるカズムナイガス社（KMG）との間で、資源関連事業にかかる両国間の貿易・投資活動を促進するため、2005 年 11 月に包括戦略パートナーシップに関する覚書、および総合保証の枠組み（Stand-by Multi-Guarantee Framework Facility、略称 SMGF）設定のための覚書を締結しました。前者は、KMG が実施する大型の資源関連案件について、本行が有する様々な金融メニューを総合的に活用する協力体制構築に関するもので、CIS 諸国の石油・ガス会社向けとしては初の試みです。また、後者は、予め保証スキームを確定しておくことで、KMG 又はそのグループ企業が関連するプロジェクトに対し、本行が KMG の信用力に依拠しつつ迅速に融資することを可能とするものです。

本行と KMG とは、2005 年 2 月に情報交換を目的とした業務協力協定を締結していますが、上記の 2 つの覚書は、我が国へのエネルギー・鉱物資源の供給に繋がる有望な資源関連事業への支援を推進し、戦略的関係の構築に資するものです。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への優れた取り組みがなされたと評価します。
- ・ 豊富な資源・エネルギーを有する中央アジア諸国に対する資源外交が世界的に活発化する等、資源産出国との関係強化に向けた戦略外交が展開され、他方で資源産出国側における資源ナショナリズムの高まりも一部見られる中、本課題に則った取り組みの質や先取性にも十分留意しつつ、本行としても一層の貢献を行うことが求められています。

事業分野

我が国の資本・技術
集約型輸出の支援

課題 4-1
日本企業の輸出
競争力確保

課題 4-2
日本企業の輸出
機会創出

課題 4-3
我が国輸出産業
に配慮した公的輸出
信用制度改善

本事業分野における課題

中期の業務戦略(2005年3月改定)および平成17年度年間事業計画(同月策定)では、

(1)我が国プラント・造船産業は、有力欧米企業及び安価な労働力等を武器にしたアジア企業との熾烈な競争に晒されており、また、先進各国では官民一体となったトップセールスや公的輸出信用機関の活用により自国企業の輸出支援を行う状況下、日本企業の輸出競争力の確保のため、早い段階での入札にかかるファイナンス条件等の提示や、中東諸国といった政治的不安定性を抱える地域への輸出案件増加等を踏まえた、ポリティカルリスク等の多様な海外リスクへの対応が求められている、

(2)他国企業との国際競争が一層激化する中、各社ともプロジェクトの初期段階からファイナンスも含めた提案型の案件形成が求められており、案件形成・形成調査業務による入札機会の拡大支援や、開発途上国向けクレジットラインといった輸出促進に繋がる枠組み整備等、日本企業にとっての入札環境改善が求められており、他方、円借款においても開発途上国の経済社会開発を効果的に進めるため、日本企業が有する優れた技術・ノウハウの活用が求められている、

(3)日本企業の国際競争力確保や国際競争自体の公平性確保のためには、海外分野における民間金融機能の状況を十分に踏まえつつ、我が国輸出産業の意見にも配慮した形での、国際的な公的輸出信用の取り決め(OECD輸出信用アレンジメント)見直しに積極的に関与することが必要、

等の認識のもと、我が国の資本・技術集約型輸出の支援に向けた以下3つの課題を設定しています。

- 日本企業の輸出競争力確保 (課題 4-1)
- 日本企業の輸出機会創出 (課題 4-2)
- 我が国輸出産業に配慮した公的輸出信用制度改善(課題 4-3)

事業環境

2005年度の我が国のプラント・エンジニアリング成約実績(経済産業省調べ)は、機種別ではエネルギー(39%)、交通(21%)、発電

(21%)分野、地域別では中東(52%)、アジア(31%)向けを中心に、総額 258 億ドルとなり、対前年度比で 3 割増、また、アジア通貨危機前のピーク(1996 年度、197 億ドル)を大きく上回りました。こうした活況の一方、特にエネルギー・化学・発電案件が近年大型化し、欧米企業等との競合が大型案件ほど激化する傾向にあることに加え、欧米に加え中国など新興諸国も自国の公的輸出信用制度を活用した輸出振興を強化していることもあり、OECD 輸出信用アレンジメントが適用されていない諸国との間で輸出企業間の公正な競争環境をいかに構築すべきかが重要となってくるなど、引き続き日本企業のプラント等輸出における国際競争力確保や輸出機会創出等への積極的支援が求められました。

平成 17 年度評価のサマリー

本事業分野の課題への取り組み状況については、3つの課題のうち、1つで「」、1つで「」、1つで「」との評価結果となりました。各課題の評価で特筆すべき事項等は以下の通りです。

日本企業の輸出競争力確保 (課題 4-1)

評価

欧米勢等との輸出競争が熾烈化する中、トルコ向け通勤車両納入事業では、韓国輸出入銀行との協調により日韓企業コンソーシアム受注実現に繋げる等、商談の早い時期からの積極的・迅速な支援表明に努めました。海外リスクをとった与信件数は計画を下回ったものの、ベネズエラのカントリーリスクテイクによる鉄道関連設備輸出案件(業界誌にて「ディール・オブ・ザ・イヤー賞」受賞)や、世界的に例が少ない肥料事業向けプロジェクトファイナンスを実現したオマーン向け肥料プラント輸出案件のほか、地場事業会社・地場金融機関向け与信など、円滑なファイナンス組成のため多様なリスク対応策を活用しました。引き続き、公的機関としての海外リスク審査・コントロール力、海外ネットワーク等を活用し、日本企業の輸出競争力確保に向けて取り組むことが必要です。

日本企業の輸出機会創出 (課題 4-2)

評価

我が国からのプラント等輸出に繋がりうる案件形成を、案件発掘・形成調査業務の活用により初期段階から支援し、ロシア石油化学製品製造プラントプロジェクトでは日本企業の受注に繋がる等、具体的な成果も挙げています。また、ウクライナ、インド、トルコの現地金融機関向けに融資通貨を選択可能な利便性の高い輸出クレジットライン(融資枠)を設置し、ロシア地場銀行向け既往融資枠の利用対象国拡大および現地セミナー開催による輸入者側の理解促進にも取り組むなど、日本企業の輸出促進に繋がる枠組み・支援も一層充実させたほか、チュニジア等向け円借款では日本企業の技術・ノウハウ活用を図る本邦技術活用条件を適用しました。

我が国輸出産業に配慮した公的輸出信用制度改善 (課題 4-3)

評価

「OECD 公的輸出信用アレンジメント」に関する各種部会、専門家会合等の国際会議に出席し、公的輸出信用に関する取り決めの運用・見直し動向フォローや会合での提言等を行い、再生可能エネルギー・水事業に関する最長償還期間延長、輸出信用対象国への適切な格付け見直し等を実現しました。また、トルコ向け輸出案件での韓国輸出入銀行との共同受注支援、インドネシア輸出銀行等への知的支

援など、他国輸出信用機関との協力関係強化にも努めました。他方、公的輸出信用制度改善を図る上では、「OECD 輸出信用アレンジメント」の運用改善のみならず、OECD 非加盟国も巻き込んだ形で輸出信用制度の構築を図っていくアウトリーチの取り組みが益々重要になってきていることから、本課題への今後の取り組みについては、公的輸出信用制度自体の位置づけ等を含め、より包括的な取り組みが求められている点に留意が必要です。

課題 4-1

日本企業の輸出競争力確保

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	計画
他国企業との競合案件における日本企業の支援強化	(指標1) 本行が入札段階を含め事前に日本企業に対する支援の意向を表明した案件数		新規		61	80	61
多様なリスク対応策による円滑なファイナンス組成の推進	(指標2) 海外リスクをとって与信を実現した輸出案件に対する出融資保証承諾案件数		新規		45	30	47
評価結果							

○:優れた取り組みがなされたと評価します。 □:良好な取り組みがなされたと評価します。 △:今後の取り組みに留意が必要です。
 -: 外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

他国企業との競合案件における日本企業の支援強化

- ・ (指標1)の実績は計画を上回りました。自国の公的輸出信用を活用した欧米勢等との輸出競争が熾烈化する中、こうした海外競合企業との対等な競争条件を確保する上で商談の早いタイミングから支援表明を行うことの重要性が高まっており、こうしたニーズに適切に対応できたものと評価されます。具体的な実績の例としては、トルコ向け通勤車両納入事業における日韓両国企業の共同受注支援のための融資意図表明(Preliminary Offer:P/O)発出(事例紹介参照)、ロシア向け通信機器輸出事業向けサポートレター等発出、が挙げられます。なお、日本企業の要請を受けて積極的かつ迅速な支援表明に努めたところ、上記を含む複数の案件において、日本企業の受注に至っています。

<事例紹介> 韓国輸出入銀行との協調により、日韓両国企業による輸出商談共同受注を支援(トルコ)

トルコは、BRICsに続き成長が期待される国の一つとして関心を集めており、欧州をはじめ、アジア、北米等の各国企業が運輸・交通インフラ等の受注を目指して熾烈な競争を展開しています。

トルコ向け通勤車両納入事業における、韓国企業とコンソーシアムを組んだ日本企業の応札に際しても、スペイン及び中国企業が競合先となり、特にスペイン企業は母国政府の援助資金による低利・長期の優遇条件での融資を提案していました。これを受け、日韓コンソーシアムが入札上、金融面で不利にならないよう、本行と韓国輸出入銀行は協調して、スペイン企業の提案した融資条件に対抗しうる融資の提案(マッチング融資)を機動的に行いました。

こうした日韓協調を通じた低利・長期の融資条件提案もあり、日韓コンソーシアムによる受注の実現に至りました。本件は、15年ぶりのマッチングによる受注であり、かつ、日韓政策金融機関の協調支援による日韓共同受注の意義が両国マスコミで取り上げられるなど、大きな反響がありました。

多様なリスク対応策による円滑なファイナンス組成の推進

（指標 2）の実績は、計画を下回りました。これは、相手国側の融資要請取り下げ、日本企業が商談受注に至らなかったこと、案件のストラクチャー見直し、プロジェクト進捗遅延等の理由によるものです。実績の例は以下のとおりであり、公的機関としての海外リスク審査・コントロール力を活かして、開発途上国のカントリーリスクテイクによる融資、プロジェクトファイナンス、地場企業・金融機関の信用力に依拠した融資等、新たな与信先開拓も含めた円滑なファイナンス組成を行ない、日本企業の輸出競争力確保を金融面から多角的に支援しました。

- カントリーリスクテイクによる、ベネズエラ向け鉄道関連設備の輸出案件への融資は、5年振りの同国向け本行融資であり、欧米企業が高い市場シェアを占めてきた同国運輸・交通インフラマーケットにおける日本企業の受注を支援した取り組みとして、「トレードファイナンス・マガジン」誌から「ディール・オブ・ザ・イヤー賞」を受賞しました。
- 石油ガス・化学分野における中東の大型案件である、オマーン向け肥料プラント輸出案件に対し、プロジェクトファイナンスを供与しました。肥料事業へのプロジェクトファイナンスは世界的にも例が少ない中、本融資は、肥料価格の変動リスクを適正にコントロールすることにより、民間金融機関との協調融資を円滑に組成したところ、マーケットの現実を踏まえた革新的かつ柔軟なストラクチャーが国際金融界でも評価を得て、国際的に権威ある「プロジェクトファイナンス・インターナショナル」誌にもグッドプラクティスとして本案件の解説記事が取り上げられました。
- 地場の事業会社の信用力に依拠した形での融資を、ロシア、トルコ等で強化しました。
 - ◇ ロシア向けでは、地場事業会社向け与信による第2号、第3号案件として、ロステレコム社向け光伝送装置等輸出案件、メガフォン社向け無線通信機器輸出案件に融資しました。前者は第3回日露IT戦略会議（於サンクトペテルブルク）でも話題となり、地場金融機関でもロシア企業コーポレートリスクテイク案件が少ない中での本行取り組みに対し、ロシア側参加者から高い関心が示されたとの反響が現地紙等で紹介されたほか、複数のロシア政府関係者から議場で日露経済関係強化のシンボルと評価されました。
 - ◇ トルコのエンカパザルマ社が日本企業から産業機械を継続的に購入するための融資枠を設定しました（102頁、事例紹介参照）。本融資では同社の親会社であるエンカインサート社が保証を付与していますが、本行がトルコの民間事業会社の信用力に依拠した融資を行った初めてのケースです。
- 地場金融機関等の信用力に依拠した形での輸出バンクローンを、ウクライナ輸出入銀行、インドの国営商業銀行、トルコの民間商業銀行（デニズバンク、フィナンスバンクの二行）向けに各々、初めて供与しました（特にウクライナ輸銀向けは、政府保証を求めない形での同国向け融資として本行初）。
- ロシア地場企業のリスクテイクが融資検討時点で困難であったケースにおいて、本行がロシア貯蓄銀行に融資し、同行が地場輸入企業向けに転貸するスキームを迅速にまとめることで、輸出入当事者のニーズに機動的かつ柔軟に対応しました。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ 我が国のプラント輸出の成約実績は回復傾向にあるものの、他国との競争条件のイコール・フットイング（公平性）を確保すべく、公的機関としての海外リスク審査・コントロール力、海外ネットワーク等を活用して、新規与信先の開拓も含め、引き続き日本企業の輸出競争力確保に向けた取り組みが必要です。

課題 4-2

日本企業の輸出機会創出

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	計画
案件発掘・形成調査業務の活用による日本企業の入札機会の拡大支援	(指標1) モニタリング指標 案件発掘・形成調査業務実施案件で、プロジェクト実施主体が機器等の調達段階に入ったもののうち、日本企業が受注したか、または入札機会を得た案件の割合	100%	100%	100%		100%	
開発途上国政府・機関等との日本企業の輸出促進に繋がる枠組み整備	(指標2) 開発途上国向け輸出クレジットラインの設置件数、及びフレームワーク・アグリーメントの締結件数		新規		7	9	13
本邦技術活用条件(STEP)の円借款案件における日本企業の有する技術の活用	(指標3) 本邦技術活用条件(STEP)を適用した円借款の承諾案件数		新規		5	4	7
評価結果							

○:優れた取り組みがなされたと評価します。 □:良好な取り組みがなされたと評価します。 △:今後の取り組みに留意が必要です。
-:外部環境の変化等により評価不能。

(注)(指標3)については、2005年度までは案件数を、2006年度はプロジェクト数を実績値、計画値として計上。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

案件発掘・形成調査業務の活用による日本企業の入札機会の拡大支援

- (指標1)については、いずれも日本企業が受注したか、または入札機会を得ています。案件発掘・形成調査業務では、プロジェクト実施主体との関係を重視すると共に案件毎のフォローアップを強化し、より効果的な輸出機会創出に努めてきましたが、2004年度に引続き、過去に実施した調査がプロジェクト実現や日本企業受注に結びつく事例も出るなど、こうした努力が徐々に成果を挙げつつあります(事例紹介参照)。

<事例紹介> カザンオルグシテツ社の石油化学製品製造プラントプロジェクト (ロシア)

本行は、案件発掘・形成調査業務の一環として、石油化学産業が集積するロシア西部タタススタン共和国に所在するカザンオルグシテツ社からの要請を受け、同社の中長期事業計画に照らした石油化学製品製造プラント拡張プロジェクトの可能性につき、日本企業と共に調査を行いました(2004年度)。その結果、ポリカーボネート樹脂等の製造プラント新設の方向で同社へのマスタープラン企画・提案が実現、非ホスゲン法ポリカーボネート技術(注)を開発するなど技術力等に優れた日本企業の受注に繋がりました。

なお、日本企業受注を受け、本行は民間金融機関と協調しつつ、カザンオルグシテツ社が石油化学製品製造プラントを購入するための長期資金を、ロシア最大の商業銀行であるロシア貯蓄銀行を通じて融資(2005年度)することにより、受注後の輸出取引についても日本企業を金融面から支援しました。

(注)工程で毒性の高いホスゲンやオゾン層に影響を与える塩化メチレンなどの物質を使用せず、廃水も発生しないなど、従来の製造方法に比べ大幅に環境負荷軽減が期待されるクリーンなプロセスです。

開発途上国政府・機関等との日本企業の輸出促進に繋がる枠組み整備

- ・ (指標 2) の実績は、計画を上回り、日本からの輸出拡大に繋げるべく、日本から機器等を購入する開発途上国の地場企業等に対し迅速に融資できる体制を拡充しました。実績の具体例としては、ウクライナ輸出入銀行、インド国営商業銀行、トルコの民間商業銀行二行および民間事業会社(事例紹介参照)への輸出クレジットライン設置が挙げられます(特記すべき点は以下のとおり)。なお、こうした輸出クレジットラインの設定により、ファイナンス条件を予め固定できることから、日本企業が案件組成の初期段階から競争力のある案件提案を行うことが可能となり、輸出競争力向上にも繋がると考えられます。
 - ウクライナ輸出入銀行向け融資は、2005年7月ユーシェンコ大統領訪日時の覚書締結から約4ヶ月の短期間で、迅速・効率的に契約調印を実現しました。
 - トルコの民間商業銀行向け融資は、小泉首相トルコ訪問によるエルドアン首相との会談直後の契約調印となったため、日本・トルコの貿易拡大期待の観点から現地紙等で大きく取り上げられました。
 - 貿易取引の建値に合わせた柔軟なファイナンスを提供し、より幅広い顧客ニーズを満たすべく、トルコの民間商業銀行向けには本行初となる「円・ドル・ユーロ」の三通貨建て、インド国営商業銀行およびウクライナ輸銀向けには「円・ドル」両通貨建ての融資を選択可能とするなど、ファイナンススキームの柔軟性・利便性向上を図りました。

<事例紹介> エンカパザラマ社向け輸出クレジットライン (トルコ)

2000年、2001年の経済危機を脱してから、安定的な経済成長を続けているトルコでは、貿易額も増加傾向にあり、同国において日本企業のビジネスチャンスが拡大しています。

こうした中、発電、建設等を柱とした事業を行うエンカグループに属し、日本企業との貿易取引が多いエンカパザラマ社に対し、本行は民間金融機関と協調して融資枠を設定しました。本件は、建設機械等の産業機械の輸入販売事業を行う同社が、日本企業から産業機械を継続的に購入するための資金ニーズに応えるものであり、産業機械への需要が堅調に増加している機会を捉えて、日本企業による産業機械の輸出機会創出を金融面から支援する取り組みです。なお、本融資については同社の親会社であるエンカインサート社が保証を付与しますが、本行がトルコの民間事業会社の信用力に依拠した融資を行うのは本件が初めてです。

- ・ (指標 2) には含まれませんが、新規の融資枠等設定以外でも、日本企業の輸出促進に繋がる枠組み整備の一環として、以下のとおり、既存融資枠等の対象拡大および活用促進に加え、引続き本行の公的ステータスを十分に活用した海外機関との戦略的ネットワーク構築に努めました。
 - ロシア外国貿易銀行(VTB)向け既往バンクローンについて、従来ロシアのみであった利用対象国を、ウクライナおよびベラルーシの企業にまで拡大する変更契約を締結しました。こうしたVTBとの従来の協力関係活用により、ウクライナ、ベラルーシ両国の政府保証を求めることなく、近年輸出および投資先として日本企業の間で注目が高まる両国向けに、日本からの輸出支援が可能となりました。
 - トルコの地政学的重要性に鑑み、本行は、輸出バンクローンを供与しているトルコの民間商業銀行三行を、トルコからCIS諸国等の周辺地域へ日本企業がビジネス展開するための戦略的なゲートウェイと位置づけ、日本・トルコ両国企業の当該地域における新たなビジネス展開による国際競争力確保・市場確保を支援すべく、「グローバル・ビジネス・インキュベーション戦略」協定を三行との間で締結しました。

- ロシア向け既往バンクローンに関して、ロシア側輸入者の理解不足が輸出案件実現のネックとなることが非常に多いため、日本の中堅・中小企業の輸出ビジネス機会が多い、極東のハバロフスク、ウラジオストクやエカテリンブルグなど地方都市で、ロシア企業を対象としたバンクローンセミナーを3回実施し、延べ100社超に情報提供を行ないました。こうした輸入者側の理解促進に向けた地道な取り組みは、バンクローンを梃子に実際の輸出機会を創出していく上で、新規バンクローン承諾と同等以上に有効かつ重要といえます。
- カザフスタンの資源開発関連事業に対する日本からの貿易投資促進を目的として、カザフスタンの国営石油・ガス会社カズムナイガス社(KMG)との間で、輸出金融等の総合的活用に関する包括戦略パートナーシップや、KMGグループ企業と日本企業との共同事業における総合保証の枠組み設定で合意し、覚書を締結しました(95頁、事例紹介参照)。

本邦技術活用条件(STEP)の円借款案件における日本企業の有する技術の活用

- ・ 円借款において、日本の優れた技術・ノウハウを活用し、途上国への技術移転を通じて「顔の見える援助」を促進すべく創設された「本邦技術活用条件」に関する、(指標3)の実績は、計画をほぼ達成しました。実績の具体例としては、チュニジアでの太陽光地方電化・給水事業(事例紹介参照)、スリランカでの地方港開発事業、ベトナムでの橋梁・アプローチ道路建設事業等が挙げられます。

<事例紹介> 太陽光地方電化・給水事業 (チュニジア)

チュニジアは、1980年代から家庭電化率向上を目指しており、第10次5カ年計画(2002~2006年)が終了する2006年には、全国平均電化率97.7%を目標としていますが、地方農村地域では、投資効率の観点から、送配電線が十分整備されておらず電化が進んでいません。また、降雨量が極端に少なく水資源を地下水に頼る南部農村地域では、畜産等飲料水確保のため井戸からの揚水及び脱塩作業が必要ですが、既存送配電網へのアクセスが出来ず、殆どが維持管理負担の大きいディーゼル発電により井戸水を汲み上げています。

このような状況を解決し地方開発を進めるため、同国は再生可能エネルギーを利用した独立電源による発電を推進しているところ、本行は、遠隔農村地域の約500世帯及び南部農村地域の井戸約60ヶ所に太陽光発電設備、揚水ポンプ及び脱塩装置を配備する本事業に対し、円借款を供与しました。本事業では、日照時間が長い同国の特性を活かして、太陽光発電の技術を利用することになっていますが、太陽電池の生産量において世界の約半分のシェアを占める等、太陽光発電において先進的な技術を有している日本の技術を活用します。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への優れた取り組みがなされたと評価します。
- ・ ロシアやトルコ等の新興市場向け輸出ビジネスが活発化するなど、新しい輸出市場での輸出機会創出が重要性を増しているところ、我が国の公的機関として本行が有する海外とのリレーション、案件発掘・形成調査、輸出クレジットライン等の輸出支援の枠組みやSTEPを上手く活用しながら、日本企業の輸出機会の創出に引き続き努めることが重要です。

課題 4-3

我が国輸出産業に配慮した公的輸出信用制度改善

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	計画
公的輸出信用制度の見直しにあたっての、我が国輸出産業に配慮した改善の実現	(指標1) モニタリング指標 OECD輸出信用アレンジメント等、公的輸出信用制度の改善件数			新規		10	
他国輸出信用機関(ECA)との協力関係強化							
評価結果							

○:優れた取り組みがなされたと評価します。 □:良好な取り組みがなされたと評価します。 △:今後の取り組みに留意が必要です。
 -:外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

公的輸出信用制度の見直しにあたっての、我が国輸出産業に配慮した改善の実現

・国際的な公的輸出信用の取り決めとして OECD で合意している「公的輸出信用アレンジメント」等につき、本行は、OECD の各種部会・専門家会合等に出席し、我が国からの輸出に対し公正で輸出者間の適正な国際競争を促進する枠組みとなるよう、取り決めの運用・見直し動向フォローや会合での提言等を行いました。(指標1)の実績の具体例は、以下のとおりです。

- 公的輸出信用アレンジメントの各種ルール改訂(2005年7月、11月): 3件
 - ◇ 従来は暫定措置であったプロジェクトファイナンス案件の償還ルール恒久化
 - ◇ 非プロジェクトファイナンス案件の不均衡償還ルール導入
 - ◇ 再生可能エネルギー・水事業に関する最長償還期間の延長
- 贈賄防止アクションステイトメント改訂(2006年5月合意): 1件
- カントリーリスク専門家会合(CRE 会合)における、我が国輸出産業にも配慮した輸出信用対象国の格付け見直し(注1): 6件

(注1)本行は、公的輸出信用にかかるカントリーリスク格付け(最低リスクプレミアム算出への活用が目的)を行う、CRE 会合に参加しています。2005年度には約150カ国が格付け対象となりましたが、そのうち日本企業の輸出が見込まれ、かつ、既存の格付けがマクロ経済等の実体を適切に反映していないと考えられる国については、他国輸出信用機関(ECA)とも意見交換・連携しつつ会合で積極的に修正提案を行なったところ、6カ国について対象国に見合った適切な格付けが実現できました。

他国輸出信用機関(ECA)との協力関係強化

- ・ プラント等の輸出案件における他国 ECA との協調融資実績はありませんでしたが、金融面では、以下の取り組み等を通じて他国 ECA との協力関係強化に努めました。
 - トルコ向け輸出商談に関し、韓国輸出入銀行との協調により、スペイン企業の提案した融資条件に対抗しうる融資の提案を行ない、日韓共同受注を支援しました(99 頁、事例紹介参照)。なお、当該案件に関する情報交換が本格化したことを機に、同行との間で包括的かつ戦略的な協力関係強化への動きが加速し、2006 年 5 月には、今後の協調融資候補案件や、日韓両国企業にとり重要性を増す新興市場に関する情報・意見交換などを目的とする、新たな覚書の締結に至りました。
 - 本行には、ウクライナ輸出入銀行に対し、世界銀行とともに業務運営全般にわたる知的支援(審査能力の向上や経営の効率化等)を 1997 年から実施してきた経験がありますが、こうした協力関係を基に、本行は 2005 年度に同行の信用力に依拠した形で輸出クレジットライン設定を実現しました。日本・ウクライナ間の輸出入取引を両行がともに促進する関係へと、協力関係が発展しています。
 - 2005 年 12 月の日本とマレーシアとの経済連携協定(EPA)の正式調印に合わせ、現地日系企業や日系企業と商取引のある地場企業が第 3 国向け輸出・投資事業に活用でき、両国間の経済連携強化にも資する、マレーシア輸出入銀行向け事業開発等金融に関する覚書を締結しました。なお、本件融資は 2006 年 4 月に承諾に至り、両国間の貿易・投資分野における経済協力関係の強化に貢献することが期待されています。
- ・ 「日本・ASEAN 行動計画」(注2)を踏まえた域内 ECA への協力強化や、非 OECD 諸国機関へのアウトリーチ活動の側面も意識して、以下のとおり、本行の経験を踏まえた知的支援等にも取り組みました。
 - (注2) 2003 年 12 月の日本・ASEAN 特別首脳会議にて採択された行動計画であり、本行と「ASEAN 輸出信用当局との間の貿易金融面における情報交換・ネットワーク作り及び協力」が施策の一つとして謳われています。
 - インドネシア輸出銀行の設立根拠法制定、タイ輸出入銀行の投資金融機能強化にかかる知的支援を実施しました。
 - 2005 年 10 月のアジア輸銀フォーラム第 11 回年次会合では、韓国輸出入銀行と共同で OECD 事務局スタッフを招聘し、公的輸出信用アレンジメントの内容を非加盟国機関にも紹介しました。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への今後の取り組みに留意が必要です。
- ・ 公的輸出信用制度の改善を図る上では、OECD の加盟国に対して適用される OECD 輸出信用アレンジメントを巡る加盟国間の議論に適切に対応していくことが重要です。他方、OECD 非加盟国も自国の公的輸出信用制度を使って輸出振興を図っているところ、こうした国も巻き込んだ形で公正な輸出信用制度の構築を図っていくためのアウトリーチの取り組みが益々重要になっています。このように、本課題については従来の制度の運用面での改善のみならず、制度自体の位置づけ等を含め、より包括的な取り組みが求められていることから、今後、これらの点を踏まえた取り組みが一層強く求められます。

事業分野

我が国産業の 国際的事業展開の支援

課題 5-1
開発途上国における日本企業の円滑かつ国際調和的な事業展開支援

課題 5-2
開発途上国における日本企業の事業運営に必要な基盤整備支援

課題 5-3
開発途上国における日本企業の事業運営に必要な諸制度の整備・改善支援

本事業分野における課題

中期の業務戦略(2005年3月改定)および平成17年度年間事業計画(同月策定)では、

(1)近年のEPA(経済連携協定)・FTA(自由貿易協定)の動きも踏まえ、日本企業がグローバルな最適生産・分業体制の構築や成長市場等でのマーケット維持・拡大に向けた取り組みを強化する中、グローバル財務戦略上の多様化・複雑化するニーズへの対応や海外分野における民間金融機能の状況を十分踏まえた海外リスクのコントロール・引受け、日本企業の国際市場拡大への対応、並びに(開発途上国経済への貢献や環境改善効果も企図した)国際社会と調和ある海外事業への適切な支援が必要、

(2)エネルギー・原材料の需給逼迫・価格高騰、開発途上国の経済・社会インフラ整備不足の顕在化は海外投資事業のリスクの高さを露呈しており、また、未発達な現地裾野産業・金融資本市場、外国投資に関する法制未整備・政策変更等のポリティカルリスクは、大きな懸念材料であるところ、我が国の公的機関として、海外プロジェクト等に対する豊富な情報・実績、政府・国際機関等とのネットワーク、開発途上国政府等への交渉力等を活かし、我が国政府の施策も踏まえながら、開発途上国における日本企業の事業展開をハード(インフラ整備・裾野産業育成)・ソフト(投資・事業環境整備)の両面から総合的かつ効果的に支援することが必要、

との認識のもと、我が国産業の国際的事業展開の支援に向けた以下3つの課題を設定しています。

- 開発途上国における日本企業の円滑かつ国際調和的な事業展開支援 (課題 5-1)
- 開発途上国における日本企業の事業運営に必要な基盤整備支援 (課題 5-2)
- 開発途上国における日本企業の事業運営に必要な諸制度の整備・改善支援 (課題 5-3)

事業環境

我が国政府が推進する経済連携については、メキシコとのEPA発効、アジアではマレーシアとのEPA署名、タイとの交渉大筋合意などの進展が2005年度にあるなど、取り組みが加速しています。また、企業のグローバル化や産業競争力の強化、東アジア経済統合

推進、エネルギー・環境問題への対処等の観点から、我が国の「グローバル経済戦略」についての議論が進められました(2006年4月公表)。こうした状況下、日本企業は最適な分業体制の構築や成長市場の獲得等を目指した国際的事業展開を一層進めました。また、我が国の民間金融機関には、日本企業の海外進出加速と不良債権処理一巡による財務健全化等から、アジア・中東欧等での現地日系企業向け融資拡大やプロジェクトファイナンスへの取り組み強化を図るなど、海外業務を活発化する動きが見られました。

平成 17 年度評価のサマリー

本事業分野の課題への取り組み状況については、3つの課題のうち、1つが「
」、2つが「
」との評価結果となりました。各課題の評価で特筆すべき事項等は以下の通りです。

開発途上国における日本企業の円滑かつ国際調和的な事業展開支援 (課題 5-1)

評価

海外リスクをとった案件数は計画を下回ったものの、サウジアラビアの石油精製・石化事業、ブラジルの浮体式原油処理・貯蔵・積出事業でのプロジェクトファイナンス(両国向けで本行初のプロジェクトファイナンス供与)、インドネシアの石炭火力発電事業へのメザニンファイナンス(注)供与や、海外現地法人・地場金融機関向け与信のほか、アジア債券市場育成イニシアティブに沿って為替リスクのない現地通貨建て融資等も供与するなど、円滑なファイナンス組成のため多様なリスク対応策を活用しました。他方、環境配慮・改善に特に先進的な取り組みを行った案件への支援実績は計画を下回りましたが、タンザニアでのマラリア防疫用蚊帳の製造販売事業への支援など、経済協力的意義の高い案件の割合の実績は計画を上回りました。

(注) 通常融資より返済順位が低く、よりリスクの高い融資。

開発途上国における日本企業の事業運営に必要な基盤整備支援 (課題 5-2)

評価

日本企業の海外事業展開の円滑化に必要なインフラ整備について、タイ国際空港建設事業、ベトナムの火力発電事業、ブラジル国立経済社会開発銀行へのインフラ向け融資等を実現したほか、インドネシア政府にインフラ不足・問題点の解消を働きかける等、直接・間接に現地インフラ整備の支援を推進しました。また、裾野産業育成・日本企業の地場取引安定化のため、日本企業のインドでのサプライチェーン高度化に資する現地商業銀行向け融資や、タイ・メキシコでの鋼材加工・販売事業への個別融資等を多数実現したほか、マレーシアやベトナムでは産業の人材基盤強化に資する人材育成事業も支援しました。更に、経済連携の動きが加速する中で、2005年4月の日墨EPA発効を踏まえたメキシコ向け投資ツールステップローンを供与し、また、2005年12月の東アジアサミットの機会を捉え、現地産業育成や日本企業のビジネス環境整備等のための相互協力促進にかかる覚書を、マレーシア、タイの金融機関と締結(2006年度融資実現)するなど、日本政府が推進する経済連携に沿った取り組みを実現しました。

開発途上国における日本企業の事業運営に必要な諸制度の整備・改善支援 (課題 5-3)

評価

投資・事業環境整備に向けて、「海外投資アンケート調査」を活用した相手国政府との対話、ケニア・ウガンダ・タンザニアの投資環境整備に関する政策提言書(Blue Book)作成(業界誌にて「アフリカ・インベスター・アワード」受賞)や、「日越共同イニシアティブ」、インドネシア「ハイレベル官民合同投資

フォーラム」における政策協議等の実施に加え、投資環境の改善につながる融資・保証をカンボジア・ベトナム・インドネシア・コロンビア向けに供与しました。他方、現地日系企業に重大な影響を及ぼす開発途上国の政治経済情勢の急変に備え、駐在員事務所を通じて現地事情の適時・的確な把握に努め、また、個別事業の問題解決にも取り組みました。日本企業のニーズと開発途上国政府の政策ニーズをマッチングさせる投資環境制度改善への取り組みは今後より一層重要となる一方、こうしたフレームワーク作りと個別投資事業におけるトラブルシューティングとを組み合わせることで、より効果的な投資事業支援が可能なるため、今後ともそのような視点から本課題への取り組みを進めることが重要です。

課題 5-1

開発途上国における日本企業の円滑かつ国際調和的な事業展開支援

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	計画
多様なリスク対応策による円滑なファイナンス組成の推進	(指標1) 海外リスクをとって与信を実現した日本企業の行う事業に対する出融資保証承諾案件数		新規		72	59	88
日本企業の国際市場拡大への取り組み支援	(指標2) モニタリング指標 アジアの新興国及びアジア地域以外の国における日本企業の行う事業に対する出融資保証承諾案件数		新規			17	
開発途上国における日本企業の調和的な事業展開支援	(指標3) 日本企業の行う事業に対する出融資保証承諾案件のうち、経済協力的意義の高い案件の割合		新規		95%	99%	95%
開発途上国において事業を行う日本企業による環境配慮・改善に対する支援強化	(指標4) 日本企業の行う事業に対する出融資保証承諾案件のうち、環境配慮・改善に特に先進的な取り組みを行った案件数		新規		8	5	8
評価結果							

○：優れた取り組みがなされたと評価します。 □：良好な取り組みがなされたと評価します。 △：今後の取り組みに留意が必要です。
 -：外部環境の変化等により評価不能。

(注) (指標3)については、2005年度は案件数の割合を、2006年度はプロジェクト数の割合を実績値、計画値として計上。
 (指標4)については、2005年度は案件数を、2006年度は企業数を、実績値、計画値として計上。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

多様なリスク対応策による円滑なファイナンス組成の推進

・ 我が国産業がグローバルな生産・分業体制を戦略的に構築・再編し、国際競争力を確保していく上で、開発途上国のカントリーリスク等、途上国固有の各種リスクへの対処は重要です。(指標1)の実績の例は以下のとおりであり、本行は、日本企業のグローバル財務戦略上の多様化・複雑化するニーズ、海外分野における民間金融の状況等も踏まえつつ、公的機関としての海外リスクテイク機能等の発揮に努めました。実績は計画を下回りましたが、これは借入辞退や事業計画の予定変更、経済情勢の変化による日本側スポンサーの方針転換に伴う遅延、承諾タイミングのずれ込み等の理由によるものです。

- サウジアラビアでの合併による石油精製・石化事業(110頁、事例紹介参照)、ブラジルでのFPSO(注1)事業や、タイ等にて日本企業が参画するIPP(注2)事業に対し、プロジェクトファイナンス(注3)を供与しました(サウジアラビア、ブラジル向けでは本行初)。

- (注1) FPSO(Floating Production Storage and Offloading Unit)：浮体式の原油の一次処理(井戸元より生産された原油から、随伴ガス、水を分離すること)・貯蔵・積出設備
 (注2) IPP(Independent Power Producer)：自前で発電設備を建設・運営し、電力を電力会社に売る独立系発電事業者
 (注3) プロジェクトファイナンス：主にプロジェクトのキャッシュフローを担保とする融資スキーム

<事例紹介> ラービグ石油精製・石化プロジェクトへのプロジェクトファイナンス供与
 ~日本の化学産業の国際競争力確保を支援~ (サウジアラビア)

本プロジェクトは、日本の総合化学企業と世界最大の石油会社であるサウジアラムコが折半出資で設立したペトロ・ラービグ社が、既存製油所の取得・改修および石油化学プラント新設により、世界最大級の石油精製と石油化学の統合プラントを立ち上げ(総事業費 98 億ドル)、安価な原料資源を確保しつつ、価格競争力のある石油精製品(ガソリン等)や石油化学製品(ポリエチレン等)を生産するものです。

本行は、日本の公的金融機関としての立場を活かし、スポンサーをはじめ関係者との交渉を主導する等、迅速・円滑な案件組成に努めた結果、中東地域のプロジェクトファイナンスでは過去最大級の、総額 58 億ドル(うち本行 25 億ドル限度)の融資成立に至りました。本件は本行初のサウジアラビア向けプロジェクトファイナンスであり、日本や欧米の金融機関、サウジアラビアの政府系金融機関であるパブリック・インベストメント・ファンドやイスラム金融機関も含む 17 行をメンバーとする幹事団が融資を行うものです。本行には、サウジアラビア政府・政府機関との交渉力やポリティカルリスク等の発現抑止機能の発揮が期待されています。

日本で培ってきた技術・ノウハウを提供し、原料立地によりコスト競争力とスケールメリットを活かして収益性を高めようとする日本の総合化学産業の国際展開を本行が支援することは、原油市況の大幅な上昇が続くなかで、日本の化学産業の国際競争力確保に貢献するものと期待されます。また、本プロジェクト支援は、サウジアラビアが国策として推進する石油化学産業の多角化と同国の雇用創出・外貨獲得を促進し、日本と同国との関係の一層の深化に資するものです。

- 日本企業が新たなビジネス機会として海外の既設 IPP 事業の権益取得に注目する中、本行は、2004 年度のフィリピンの CBK 発電事業(本行第 1 号案件)に続き、インドネシアのパイトン 石炭火力発電事業の権益取得資金について、メザンファイナンスを供与しました。メザンファイナンスは、金融機関の通常の融資(シニアファイナンス)と比べて元利金の返済順位が低く、より高いリスクを取った融資ですが、各国公的機関において既設 IPP 事業の権益取得にこれを供与した例はなかったため、その革新性が高く評価されています(注4)。同ファイナンス活用を求める海外企業から日本の電力会社及び商社へのアプローチも急増するなど、本行の多様なリスク対応策に対する期待が高まっています。

(注4) フィリピン CBK 発電事業向けメザンファイナンスは、国際的に権威ある「プロジェクトファイナンス・マガジン」誌から 2005 年度「ディール・オブ・ザ・イヤー賞」(アジア・アクイジションファイナンス部門)を受賞し、業界紙でも多数取り上げがありました。

- インドでの二輪車用部品製造・販売事業、トルコでの自動車用部品製造・販売事業等、投資金融を供与した案件の多くで、投資先国のカントリーリスクを軽減すべく、民間金融機関では対応が難しいポリティカルリスクを一部引き受けました(ポリティカルリスク・デファール)(注5)。また、中国における収用リスクや、タイにおける収用・内乱・戦争・テロ等のリスクも免責対象とするなど、より踏み込んだリスク対応も一部案件で行いました。

(注5) ポリティカルリスク・デファール：借入人所在国政府による外貨交換・送金規制により借入人が債務を弁済できない場合、当該規制が解除されるまで(但し、最終期限を猶予期限とする)借入人に対する期限の利益の喪失を求めず、保証人に対する保証履行の請求を猶予する措置。

- ▶ タイでの家電製造事業や、ブラジルでの現地資本と合弁の製鉄関連事業向け等に、海外現地法人の信用力に依拠した融資を行ないました。また、メキシコ外国貿易銀行の信用リスクを直接取ってツーステップ・ローンを供与し、メキシコに集積する日系現地企業への円滑かつ効率的な中長期資金供給を可能としました(115頁、事例紹介参照)。
- ・ (指標1)には該当しませんが、日本政府がASEAN+3(日中韓)の枠組で推進するアジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI)に関連して、以下のとおり、為替リスクのない現地通貨建て融資実現等により、多様化する日本企業の資金ニーズへの柔軟な対応に努めました。
 - ▶ タイに集積する現地日系企業を対象として、邦銀バンコク支店を通じたパーツ建てツーステップ・ローンを供与しました(55頁、事例紹介参照)。本件は、為替リスクのない現地通貨での中長期資金調達を可能にするものとして、関係者から高く評価されています。また、原資となる本行パーツ資金調達のための債券発行は、本邦発行体として、ABMIに沿った初のアジア通貨建て債券発行であり、革新的取り組みと言えます。
 - ▶ インドネシアでの自動二輪車販売金融事業やマレーシアでのリース事業のための現地通貨建て社債発行に対し、保証を供与しました。本件は、本行の信用補完によって現地市場での現地通貨建て社債発行を円滑化することで、ABMI推進に貢献しつつ、現地事業の為替リスクを取り除くものです。インドネシアの事例は、本行保証供与による社債発行コストの引き下げへの貢献、アジア主要国の中で債券市場の発展が遅れている同国における債券市場活性化への貢献等から、発行体、債券市場関係者から評価されました。

日本企業の国際市場拡大への取り組み支援

- ・ (指標2)の実績は近年の水準を下回りました(2003年25件、2004年30件)が、これらが海外投資金融の全承諾件数に占める割合は近年と概ね同傾向です(中国、ASEAN5等アジア主要国向けが全体の約8割、本指標の対象となる中東欧・ロシア、中東・アフリカ、中南米向けが残る約2割)。実績の具体例としては、トルコやルーマニアでの自動車部品製造・販売事業、メキシコでの鋼材加工・販売事業、ブラジルでの医療器具等の製造・販売事業などが挙げられ、様々な地域への市場拡大へ向けた取り組みを支援しました。アジア新興国(カンボジア、ラオス、ミャンマー)向けは、周辺国に比べインフラ・法制度等の投資環境整備が遅れており海外直接投資が未だ低調であること等から、実績がありませんでしたが、例えば、カンボジア向けには、戦略投資分野と目される食品加工業向け投資ミッションを日本企業との共催で派遣(中堅企業約20社が参加)し同国首相から歓迎を受けるなど、投資促進への地道な取り組みを進めています。
- ・ (指標2)以外の切り口として、新たな分野のビジネス機会創出を通じ、日本企業の国際市場拡大に資する事例として、以下が挙げられます。
 - ▶ 京都メカニズムを活用した日本企業のビジネス機会創出の観点から、複数のクリーン開発メカニズム(CDM)候補事業を支援するための融資枠を中米経済統合銀行に設定し、排出権を活用したビジネス機会紹介セミナーを日本・世界各地で開催、グリーン投資スキーム(注6)の枠組み作りを提案する等、金融・情報面を合わせ多様な取り組みを行いました。

(注6) グリーン投資スキーム(GIS)：温暖化ガス排出量が目標排出量を下回ると見込まれる国が、余剰枠を売却し、対価を温暖化ガス削減プロジェクト等に投資する仕組み。

開発途上国における日本企業の調和的な事業展開支援

- ・ 日本企業が国際事業展開を成功させる上では、外貨節約・獲得効果や技術・経営ノウハウ移転等、受入国への経済波及効果等も考慮した上で調和的な関係を築くことが重要です。こうした観点から、(指標3)の実

績は、計画を上回りました。実績の具体例としては、感染症対策に効果がある自社技術を現地企業に供与するなど CSR(企業の社会的責任)の観点からも高く評価できる、タンザニアでのマラリア防疫用蚊帳の製造・販売事業(事例紹介参照)や、現地産業の多角化を通じた雇用創出・外貨獲得効果が期待されるサウジアラビアでの石油精製・石化事業のほか、タイでのアルミ冷間鍛造部品の製造・販売事業やベトナムでの二輪車用切削加工部品の製造・販売事業等への支援があります。

< 事例紹介 > アフリカ支援および CSR に資する、日本企業のマラリア防疫用蚊帳の製造販売事業に融資 (タンザニア)

住友化学(株)の独自技術で開発されたマラリア防疫用蚊帳「オリセット ネット」は、殺虫効果が長期間持続する優れた製品であり、世界保健機関(WHO)の協力要請も受け、同社は2003年よりタンザニア企業に対し、オリセットネット製造に関する技術供与、原材料供給、製品引取り等を行ってきました。

カントリーリスクや投資環境に係る情報不足等を背景に従来低調だった日本企業のアフリカ向け投資ですが、さらなる「オリセット ネット」供給拡大と普及に対する期待が大きいため、2005年度に同社は地元企業との合弁で新たな製造工場設立を決定。これを受け、本行は、公的ステータスに基づくカントリーリスク抑制機能も活用しつつ、「オリセット ネット」製造販売事業に必要な資金を本合弁企業に対し融資しました。本事業のタンザニアへの経済波及効果については、大統領はじめ同国政府関係者から高い評価がなされており、また、製品は、WHOや国連児童基金(UNICEF)等を経由して、主にマラリア感染が深刻な問題となっているアフリカを中心に供給される予定であるなど、アフリカ支援に幅広く貢献するものです。

CSRへの関心が内外で高まる中、同社はCSR遂行を経営の重要課題のひとつと位置づけ、マラリア防圧への取り組みもその一環と捉え実践しています。国際社会が抱える課題に民間企業として解決策を提示していく本件のような取り組みを含め、グローバルな事業活動を行う日本企業がCSR的観点からも高い評価を受けるよう、公的機関としての先見性を持って金融面から支援を行うことは、広い意味で我が国産業の国際競争力確保に資するものです。

開発途上国において事業を行う日本企業による環境配慮・改善に対する支援強化

- ・ (指標 4)の実績は計画を下回りましたが、これは、プロジェクトの進捗遅延や、案件の具体化が遅れているといった理由によるものです。具体的な実績の例としては、ポーランドでの自動車排ガス用フィルター製造販売事業(ディーゼルエンジンを優先する欧州の厳しい環境規制に対応し、大気汚染物質の排出量削減に貢献)や、マレーシアでの中比重木質繊維板(MDF)の製造販売事業(廃材である製材端材を回収し独自の製造技術でMDF化する、リサイクル等関連事業)への融資が挙げられます。
- ・ (指標 4)の対象としていませんが、投資金融の供与以外による、海外プロジェクトに係る環境配慮・改善に対する支援の例としては、以下が挙げられます。
 - 日本企業による排出権購入を促す形で CDM 事業を促進するため、中米地域での複数の CDM 候補事業を支援するための融資枠(事業開発等金融)を中米経済統合銀行に対し設定。また、日本・世界各地で JETRO や地元商工会議所などと協力して、排出権を活用したビジネスチャンス紹介セミナーを開催。
 - 2004 年度より加盟している国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)において、本行が議長を務めるアジア太平洋タスクフォース・アウトリーチグループ(注7)の活動や、2005年10月に国連本部で開催された UNEP FI グローバル・ラウンドテーブルでのパネリスト参加等を通じて、アジアを中心とする

開発途上国における環境改善への取り組みに関する本行の経験とノウハウの金融機関との共有を図っています。

(注7) UNEP-FI は、2005年1月にアジア太平洋タスクフォースを正式に立ち上げ、同地域での活動を本格化しました。地域タスクフォースとしては、北米、ラテンアメリカ、中東欧、アフリカに次ぐもので、各地域のニーズにあった形で UNEP-FI の活動を推進する役割を担っています。

2. 追加的な取り組みに関する評価（年間事業計画に予め掲げていないもの）

- ・ 非金融面からも開発途上国における日本企業の円滑な事業展開を支援すべく、日本企業のインドへの関心が高まる中、シンガポールで海外事業展開セミナー「東南アジアから見る日本企業のインド向け事業」を開催し、東南アジアを基点とする FTA 等活用の新たな可能性につき講演しました（日本企業関係者、約100名が参加）。講演は、日本企業が東南アジアで取り組むインド向け事業の実態とその競争力維持の観点でのニーズや課題に焦点をあてた、本行独自調査に基づいており、インド＝シンガポール間の包括的経済協力協定やインド＝タイ間の FTA 等に関する現地ヒアリング・意見交換等を踏まえたものです。経済連携時代の日本企業のビジネス展開のあり方を例示するものとしてセミナー参加者から好評であったことから現地日本商工会議所より要望があり、同商工会議所月報への寄稿も行いました。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ 日本企業のビジネス・フロンティアが拡大する中、我が国の民間金融機関が国際業務を再強化する傾向にあることも踏まえ、引き続き民間金融機能の適切な補完を前提としながら、日本企業の円滑かつ調和的な国際事業展開に貢献することが求められています。その過程では、国際競争力強化等の我が国の政策ニーズや日本企業のビジネス・ニーズ、投資受入国のニーズ等を踏まえつつ、本行に求められている補完的役割を常に意識しながら業務を行うことが必要です。

課題 5-2

開発途上国における日本企業の事業運営に必要な基盤整備支援

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	
開発途上国の経済・社会インフラ整備の推進	(指標1) 開発途上国の経済・社会インフラ整備案件向け出融資保証承諾案件数	11	26	16	13	14	24
開発途上国の裾野産業育成・日本企業の地場取引安定化に対する支援	(指標2) 開発途上国の裾野産業育成支援案件・日本企業の地場取引安定化支援案件向け出融資保証承諾案件数	新規			53	65	56
評価結果							

○：優れた取り組みがなされたと評価します。 □：良好な取り組みがなされたと評価します。 △：今後の取り組みに留意が必要です。
 -：外部環境の変化等により評価不能。

(注) (指標1)、(指標2)いずれも、2005年度は案件数を、2006年度はプロジェクト数を実績値、計画値として計上。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

開発途上国の経済・社会インフラ整備の推進

- ・ 日本企業の海外事業展開の円滑化に必要なインフラ整備事業等にかかる(指標1)の実績は、計画を達しました。実績の具体例としては、タイの国際空港建設事業、ベトナムの火力発電事業、インドネシアの水力発電、港湾アクセス道路建設事業、インドの高速輸送システム建設事業や、ブラジル国立経済社会開発銀行(BNDES)向け融資があります。BNDES向け融資は、現地日系企業の事業環境整備に資するインフラ案件等を対象としたものであり、2005年3月の内談受付から3ヶ月で融資交渉・契約作成等を行い、同年5月のルーラ大統領訪日に間に合わせ契約調印に至ったところ、借入人およびブラジル政府関係者から迅速な案件実現が評価されました。
- ・ (指標1)の対象としませんでした。都市圏の慢性的な交通渋滞の解消や大気汚染緩和を目的としたインドの地下鉄建設事業では、日本企業への事前のニーズ確認は行っていないものの、物流環境の改善など、現地日系企業の事業運営へのプラスの影響も期待されます。
- ・ 上記のほか、現地日系企業の事業運営に資する経済・社会インフラ整備を推進する取り組みとして、例えば、インドネシアでは「ハイレベル官民合同投資フォーラム」の日本側インフラ委員会委員長として、日本企業の製造業投資誘致に係る個別インフラの不足・問題点を解消すべくインドネシア政府に働きかけました。また、インドでは現地日系企業からのヒアリングにより工業団地のインフラ未整備など様々な制約が判明したため、主要工業団地の周辺インフラ整備や関係機関のアクションプラン提案を目的とした調査を実施しました。

開発途上国の裾野産業育成・日本企業の地場取引安定化に対する支援

- 日本との貿易・投資面の経済関係が特に深いアジア各国の裾野産業の育成支援を図ることは、アジアをパートナーとする日本企業の国際競争力の向上につながる観点からも重要であり、また、昨今のエネルギー・原材料の需給逼迫・価格高騰に伴い、現地日本企業の原材料調達など地場取引安定化の支援も重要であるところ、(指標2)の実績は計画を上回りました。具体的な実績の例としては、インドの商業銀行(ICICI Bank)向け(事例紹介参照)、メキシコ外国貿易銀行向け(同左)や、モンゴルの中小企業育成等向けのツーステップ・ローンのほか、タイ、メキシコでの鋼材加工・販売事業やベトナムでの板ガラス製造・販売事業への個別融資が挙げられます。

<事例紹介>

ICICI Bank 向け事業開発等金融 (インド)

～日本企業のインドにおけるサプライチェーン高度化および裾野産業支援～

インドは1991年の経済改革導入以降、堅調な経済成長を遂げ、今後更なる設備投資需要が見込まれており、また、2005年4月の小泉総理訪印の際、シン首相との間で「日印グローバル・パートナーシップ強化のための8項目の取組」が締結されるなど、両国間貿易の更なる拡大・多様化が期待されています。

こうした中、本行はインドの民間商業銀行であるICICI Bankに対し、民間金融機関と協調して、総額2億ドル相当円を融資しました(インド政府保証によらず、インドの民間金融機関の信用力に依拠する形で事業開発等金融を供与するのは、本件が初。民間金融機関の融資部分には、本行が保証を供与)。本融資は、現地日系企業に加え、日本企業や現地日系企業の資機材・原料調達先である現地企業に対して資金供給を行うものであり、日本企業のインドにおけるサプライチェーン高度化(質の高い原材料等の確保を含む地場取引安定化)および市場の拡大を通じた、現地日本企業の国際競争力の強化、更には日本とインドとの経済連携の強化にも繋がることと期待されます。

メキシコ外国貿易銀行向け投資ツーステップ・ローン (メキシコ)

メキシコには、自動車関連を始めとして日本企業が積極的に進出していますが(2002年末時点259社)、2005年4月の日本と同国との経済連携協定発効により、両国間の貿易促進のみならず、内国民待遇・最恵国待遇等による更なる日本企業の同国向け投資促進・拡大が期待されています。

こうした中、本行は、日墨政府系金融機関の連携により、メキシコとしても政策意義の高い日本企業の同国向け投資を金融面から支援すべく、メキシコ外国貿易銀行との間で総額1億ドルの貸付契約に調印しました。本融資は、同行を通じて、日本企業が出資するメキシコ現地法人に対して、現地資産あるいは現地法人の信用力等に依拠する形で長期資金を供与することで、現地事業への安定的な調達を可能とするものであり、地場取引の安定化や現地裾野産業育成にも寄与するものと考えられます。

- また、現地裾野産業における人材基盤の強化に資する取り組みとして、マレーシアの高等教育基金借款事業(第3期)、ベトナム高等教育支援事業(ITセクター)が挙げられます。前者は、マレーシアの学生に日本で理工系教育を受ける留学機会を提供し、高度な技術を備えたエンジニア育成を図る第3期事業であり、第1・2期事業による卒業生の多くが、現地日系企業を含む同国の電子・機械産業等の科学技術関連分野のエンジニアとなっています。また、後者は、中国・インド等に次ぐ連携先として、ベトナムIT産業への日本企業の期待が高まる中、産業界の要請に応える実践的教育プログラムの実施を支援し、両国IT産業界・教育界の架け橋となる人材を育成するものです。

2. 追加的な取り組みに関する評価（年間事業計画に予め掲げていないもの）

- ・ 日本政府が推進する経済連携に貢献すべく、2005年12月の東アジアサミットの機会を捉え、タイの商業銀行(TMB Bank)、マレーシアの商業銀行(RHB Bank Berhad)、マレーシア輸出入銀行との間で、現地の裾野産業育成や日本企業のビジネス環境整備、ビジネス機会創出等のための相互協力促進にかかる覚書を締結しました。これらは、両国に進出している日系企業及び現地企業に対する金融的な支援や日本と両国の互恵的な協力関係の強化を目指すものであり、2006年度に入って事業開発等金融の実現という形で成果を上げています。

3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への優れた取り組みがなされたと評価します。
- ・ 開発途上国との経済連携の動きが加速度を増している中、相手国における事業環境整備や裾野産業育成等を戦略的に支援することが、日本企業の国際競争力強化のみならず、相手国との協調関係構築を図る上で重要です。2005年度にはメキシコやマレーシアとの経済連携の動きの中で、本行の金融メニューを効果的に活用できたところ、今後ともこうした取り組みを上手に進めていくことが必要です。

課題 5-3

開発途上国における日本企業の事業運営に必要な諸制度の整備・改善支援

取 組 み 例	指 標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	
開発途上国における投資・事業環境整備に向けた制度面の改善推進							
開発途上国における事業環境変化への機動的対応・業況把握の拡充							
評 価 結 果							

○：優れた取り組みがなされたと評価します。 □：良好な取り組みがなされたと評価します。 △：今後の取り組みに留意が必要です。
 -：外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

開発途上国における投資・事業環境整備に向けた制度面の改善推進

- ・ 日本企業に対する「海外投資アンケート調査」(注)、内外関係者へのヒアリングや個別調査等を踏まえ、外資受入政策等、開発途上国の投資環境の制度面の改善に関する提言の実施およびフォローアップに積極的に取り組みました。実績の例は、以下のとおりです。

(注) 海外投資アンケート調査：海外事業に実績のある日本の製造業企業の海外事業展開の現況や課題、今後の展望を把握する目的で、1989年より実施しており(計17回)、調査結果は内外に幅広く発信されています。

- 海外投資アンケート調査の活用：
 各国投資環境について改善すべきと日本企業が捉えている課題(法制の不透明な運用など)を含め、調査結果をアジア、アフリカ等、多数の開発途上国の政府関係者に説明しました。特に、インドネシアでは同国関係省庁等とセミナーを共催、調査内容が評価され継続的なセミナー実施要請を受けたほか、インド政府からは、日本企業の対印投資のボトルネックが具体的に分かり非常に役に立つとの反響があるなど、投資環境改善につき相手国側との認識ギャップを埋める有益な手段となっています。
- 東アフリカ3カ国(ケニア、ウガンダ、タンザニア)：
 カンボジア、ラオス両国政府に対する投資環境整備に関する政策提言の経験(2004年度)を活かして、東アフリカのケニア、ウガンダおよびタンザニアの各国政府に対して、国連貿易開発会議(UNCTAD)と共同で同様の政策提言を実施しました。提言書(Blue Book)の手交式では、各国大統領から本行に対する謝意と提言項目実施への決意が表明され、その後の各国政府の自助努力と本行等によるフォローアップを通じ、提言項目の着実な実施が期待されています。また、他のアフリカ諸国からも同様の提言要請が寄せられています。本取り組みは、投資環境の制度整備を通じて日本企業のアフリカ向け投資を側面支援するものですが、UNCTAD主催の国際会議で関係者から高い評価がなされ、「アフリカ・インベスター」誌の2005年「アフリカ・インベスター・アワード(スマート・レギュレーション・アワード)」も受賞するなど、有効かつ革新的な取り組みといえます。

- カンボジア、ラオス：
 カンボジア、ラオス政府両国向け Blue Book(2004 年度作成)の提言項目フォローアップとして、特定業種投資促進戦略の策定に関して、日本企業と本行との共催によるカンボジア向け食品加工ミッション派遣や、ラオス農産物加工業の調査も合わせて実施しており、また、投資関連法令の即時英訳化による透明性向上や、ビジネス・フォーラム方式採用による官民対話の振興などで、両国側の取り組みが進みました。また、カンボジアのシハヌークヴィル経済特別区(SEZ)開発事業(後述)の案件形成において、SEZ 設立法令に関する調査提言を行ない、また、既往案件であるタイの工業団地の経験・現状を踏まえて SEZ におけるワンストップサービスのあり方を提言するなど、制度面の知的支援に努めました。
 - ベトナム：
 日越両国の官民が協力してベトナムの投資環境改善に取り組む「日越共同イニシアティブ」第 1 フェーズ(2003～2005 年)が最終年を迎えた中、改善目標のフォローアップを行う評価・促進委員会の準備段階から、本行は協議に積極参加したほか、世界銀行等との協調融資による第 4 次貧困削減支援借款供与にあたり、同イニシアティブの行動計画を一部取り込むよう配慮する等、本行融資を通じて越側の投資環境改善努力を後押ししました。日越官民の地道な努力の結果、2005 年末では改善目標の 85%が当初予定以上の速さで解決に向かうなど投資環境整備は進展しており、また、2005 年の日本の対越投資は新規・拡張投資共に増加するなど、数字にも成果が表れてきたとの見方も出ています。
 - インドネシア：
 投資環境改善を現政権の最重要課題とするインドネシアでは、「ハイレベル官民合同投資フォーラム」が小泉首相・ユドヨノ大統領の合意で発足、本行は日本側インフラ委員会委員長として、民間インフラ投資を促進する規制・政策改革の推進等について行動計画策定に取り組みました。これは 2005 年 6 月に両首脳が発表した「戦略的投資行動計画」(SIAP)に盛り込まれ、その後のインドネシア側の関係法令整備等への取り組みに反映されています。また、電力部門改革については、個別案件協議にも絡め、日本の民間投資家の意向を踏まえた提言・意見交換を引続き実施しました。
- ・日本の政策金融機関としての公的ステータスを最大限に活用し、開発途上国政府向け融資・保証の供与を通じて、開発途上国の投資環境の制度面の改善を一層効果的に促すべく取り組みました。実績の具体例としては、以下が挙げられます。
- 経済特別区の制度整備のためのコンサルティングを含む、カンボジアの国際港に隣接するシハヌークヴィル経済特別区開発事業(E/S)向け借款(事例紹介参照)

< 事例紹介 > シハヌークヴィル港経済特別区開発事業 (カンボジア)

カンボジアは 2004 年 10 月に世界貿易機構(WTO)への加盟を果たし、投資および経済関連の法整備を進めています。しかし、煩雑な行政手続やインフラの未整備等、投資促進のためのボトルネックは多く、外国直接投資も低水準に留まっています。

そこで、カンボジア政府は近隣アジア諸国の成功例にならい、外資誘致のため、円借款により整備された同国唯一の国際海洋港であるシハヌークヴィル港に隣接する経済特別区(SEZ: Special Economic Zone)を整備することを決定し、これを受けて本行は、当該 SEZ 開発事業(E/S)に対して円借款を供与しました。用地造成・道路・電力等のインフラ整備に先立つエンジニアリング・サービスや、SEZ の制度整備(行政能力強化、法令整備等)のためのコンサルティング・サービスを融資対象としており、本事業を通じて、SEZ のインフラ整備に加えて、SEZ に関する法・制度面の政策提言等を、世界銀行や国際協力機構(JICA)等と連携しつつ行います。

- 投資環境の改善を含めた経済・財政等諸改革の着実な実施を、世界銀行等との協調により支援する、ベトナム政府向け第4次貧困削減借款およびインドネシア政府向け開発政策借款
- コロンビア向け直接投資の最大の阻害要因である、治安状況の改善プロジェクト等を含む、投資環境整備資金の調達のためのコロンビア政府発行の公債に対する保証

開発途上国における事業環境変化への機動的対応・業況把握の拡充

- ・ 2005年度には、中国での日本関連抗議行動や人民元切り上げ、タイでの政治的混乱など、一部に留意すべき状況もありましたが、全体として、世界経済が米国、東アジアやBRICS諸国を中心に着実な経済成長を続ける中、開発途上国における現地日系企業に重大な影響を及ぼす政治経済情勢の急変は見られませんでした。こうした中でも、本行は現地駐在員事務所を通じ、国際機関・海外公的機関等との連携による情報収集や、現地日系企業へのヒアリングにより、現地事情の適時・的確な把握に努めました。
- ・ 日本企業の海外事業に対する本行の既往融資に関し、現地当局・関係者と日本企業等の中で問題が発生した(あるいは発生する潜在的リスクがある)ケースについては、本行の公的ステータスに基づく交渉力や国際機関・先進国公的機関等とのネットワークも十分に活用しつつ、積極的に問題解決や事前対処を図りました。
- インドネシア、フィリピン等において、本行融資先の現地日系企業や事業関係者が抱える各種トラブルに対し、相手国側への働きかけ等、解決へ向けた協力を行いました。
- 中国向け投資金融において、本行融資先企業に適正な税務上の措置が与えられるよう、事前に主要な外貨管理局・国税局に対して本行融資の租税条約上の扱い等を周知し、また、当該企業の実情を受け個別に税務当局に説明に赴くなどして、融資先企業の負担軽減や円滑な事業展開のため、現地政府と積極的な対話を行いました。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ 海外投資アンケート調査によって把握した日本企業の投資環境整備ニーズの相手国へのフィードバックや、投資環境整備に関する政策提言等、日本企業のニーズと開発途上国政府の政策ニーズをマッチングさせるこうした取り組みは今後より一層重要になると考えられます。他方で、こうしたフレームワーク作りに向けた取り組みと、個別投資事業におけるトラブルシューティングとを組み合わせることで、より効果的な投資事業支援が可能となるため、今後ともこうした視点から本課題への取り組みを進めることが重要です。

事業分野

開発途上国における地球規模 問題 平和構築への対応支援

本事業分野における課題

中期の業務戦略(2005年3月改定)および平成17年度年間事業計画(同月策定)では、

(1) 地球温暖化の要因の大半を占める二酸化炭素(CO₂)の排出量が開発途上国の経済成長に伴い急速に増加し、温暖化問題が一層深刻となっているなか、京都メカニズムに基づく新しい枠組みを活用したCDM案件やJI(注)案件等の温暖化対策に資する案件を推進する重要性が高い、

(2) 硫黄酸化物(SO_x)や窒素酸化物(NO_x)の排出量増加がもたらす酸性雨問題は我が国のみならず地球規模で発生しており、これに加えて、水資源、感染症、人口問題等の地球規模問題についても、我が国の積極的な取り組みが求められている、

(3) 世界各地で地域・国内紛争が勃発しているなか、紛争の発生と再発を予防し、安定的な発展を達成するための平和構築が国際課題として重要性を増しており、日本政府がODA大綱やODA中期政策でも重点課題の一つとして掲げている平和構築支援への取り組み強化が求められている、

(4) 地震や津波等のように国境を越えて甚大な被害をもたらす災害に対して、緊急支援のみならず中長期的な復興・再開発や災害予防・防止といった各段階に応じた包括的かつ一貫性のある支援が求められている、

との認識のもと、開発途上国における地球規模問題・平和構築への対応支援に向けた以下4つの課題を設定しています。

- 地球温暖化問題への支援の拡充(課題6-1)
- 地球温暖化問題以外の地球規模問題への対応の強化(課題6-2)
- 平和構築への貢献(課題6-3)
- 災害への対応(課題6-4)

(注) CDM: クリーン開発メカニズム。京都メカニズムの手法の一つで、先進国と途上国が共同で温室効果ガス削減事業を実施し、その削減分(排出権)を先進国が自国の目標達成に利用できる制度。

JI: 共同実施。温室効果ガス排出量削減の数値目標が設定されている先進国同士が協力して、先進国内において排出削減(又は吸収増大)のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(又は吸収増大量)に基づいて得たクレジットを自国の排出量削減に用いる制度。

課題6-1
地球温暖化問題
への支援の拡充

課題6-2
地球温暖化問題
以外の地球規模
問題への対応の
強化

課題6-3
平和構築への
貢献

課題6-4
災害への対応

事業環境

地球温暖化に関しては、ロシアの批准により京都議定書が2005年2月に発効したことを受け、京都メカニズムを活用した温暖化問題への取り組みに対する関心が一層の高まりを見せました。また、地球温暖化以外の地球規模問題に関しても、開発途上国の人口増加や経済成長に伴い懸念される安全で安定した水資源供給について、2006年3月にメキシコで開催された第4回世界水フォーラムでその重要性が確認・議論されるなど、問題意識が高まってきています。また、HIV/エイズが開発途上国の多くで蔓延している他、アジア諸国で鳥インフルエンザが再発し、感染確定症例数に増加が見られる等、感染症の問題が深刻化しつつあります。

他方で、国際的支援の下で和平プロセスに着手したアフガニスタン、イラク等は依然として厳しい状況下であり、他の開発途上国においても一触即発の火種を抱える地域が多く存在するなど、国際社会が協力して平和構築に取り組む必要性が一層高まっています。また、2004年12月(および2005年3月)のスマトラ沖大地震・インド洋津波による大災害に続き、2005年度には、パキスタン大地震、中央アメリカのハリケーン災害等、大規模自然災害が相次いで発生し、被災地への迅速な緊急支援や復興支援が国際社会に求められました。

平成17年度評価のサマリー

本事業分野の課題への取り組み状況については、4つの課題のうち、1つが「」、3つが「」との評価結果になりました。各課題の評価で特筆すべき事項等は以下のとおりです。

地球温暖化問題への支援の拡充(課題6-1)

評価

地球温暖化対策について、中米経済統合銀行向けに複数のCDM事業を対象とする事業開発等金融を供与するなど京都メカニズムを活用した案件支援を推進するとともに、クリーンエネルギーである天然ガスの利用促進に繋がるプロジェクトやチュニジアでの太陽光発電事業等、温室効果ガスの排出削減につながる事業を支援しました。今後とも、引き続き温室効果ガス排出抑制に資するプロジェクトを支援するとともに、京都メカニズムを活用した案件への取り組みが世界的に本格化しつつある状況を踏まえ、業務協力協定等を活用しつつ、従前以上に積極的にCDM事業等への取り組みを行うことが求められています。また、我が国の企業が有する公害防止等のクリーン・テクノロジーの普及を推進する機会創出と支援が求められます。

地球温暖化問題以外の地球規模問題への対応の強化(課題6-2)

評価

水資源問題については、インドの総合流域保全事業やインドネシアの水資源開発事業、感染症問題については、感染症対策のトレーニングを含むベトナムの地方病院医療開発事業や、HIV/エイズ対策コンポーネントを支援対象に含めたインドの鉄道整備事業など、25件の水資源・感染症問題に資する案件を支援しました。また、第4回世界水フォーラムでの水資源事業に係る本行の支援事例紹介や、第7回アジア・太平洋地域エイズ国際会議におけるサテライト・ミーティングの開催のほか、鳥インフルエンザに関する調査等にも取り組み、知見やノウハウの発信と関係者間での共有に努めました。水資源・感染症等に資する承諾案件数は前年度と同水準を保ちましたが、計画を下回っており、相手国政府との政

策対話や調査等を通じて、中長期的な視点での的確なニーズ把握に努めることが重要です。

平和構築への貢献(課題 6-3)

評価

スリランカやイラク等、現地調査における治安面での制約がありながらも、国際機関や相手国政府等の関係機関との連携により、調査や案件形成を効率的に進め、国際社会の平和構築のニーズに対応しました。平和構築については、復興支援のみならず、中長期的な発展を目指した継続的な対応が求められるところ、今後も、日本政府の外交政策や国際社会の要請を踏まえた取り組みが必要です。

災害への対応(課題 6-4)

評価

近年、世界各地で大規模な自然災害が多発している中、2005 年度はスマトラ沖大地震・インド洋津波やパキスタン大地震、アルジェリア北部震災等の被災国に対して、国際機関や現地 NGO 等との連携により、支援ニーズを的確に把握し、迅速で効果的な支援に取り組みました。今後も、これまでの国際的援助連携、災害復興計画の立案協力、復興資金供与の経験を活かし、災害発生時の機動的かつ効果的な対応に努めるとともに、防災対策についても積極的に取り組むことが重要です。

課題 6-1

地球温暖化問題への支援の拡充

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	計画
京都メカニズムの活用を通じた、地球温暖化問題への貢献	(指標1) 我が国が関与する CDM、JI 案件(候補含む)向け出融資保証承諾案件数		新規		5	1	8
	(指標2) 相手国の指定国家機関(DNA)等との業務協力協定の締結件数		新規		12	15	20
京都メカニズム活用案件以外で温室効果ガスの排出量削減・吸収につながる事業に対する支援	(指標3) 温室効果ガス排出抑制に資する案件に対する出融資保証承諾案件数	14	26	33	21	32	17
	(指標4) 我が国のクリーン・テクノロジー等が活用された出融資保証承諾案件数	10	4	2	9	5	5
評価結果							

○：優れた取り組みがなされたと評価します。 □：良好な取り組みがなされたと評価します。 △：今後の取り組みに留意が必要です。
 -：外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

京都メカニズムの活用を通じた、地球温暖化問題への貢献

- ・ (指標1)の実績は計画を下回りました。2005年2月の京都議定書発効を踏まえ、排出権取引は次第に活発化しつつありますが、具体的な案件形成に当初見込みよりも時間を要していること等がその原因です。具体的な取り組みとしては、中米5カ国(グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ)の経済発展等を支援する国際機関である中米経済統合銀行(BCIE)向けに、複数の CDM(注1)事業を対象とする事業開発等金融を供与しました。これにより、日本企業が優先的に排出権を購入できる条件を有する CDM 事業の形成が促進されるものと期待されます。なお、本融資は、2004年度に BCIE と締結した業務協力協定に基づく協力関係が具体化したものです。

(注1) クリーン開発メカニズム(CDM)： 京都メカニズムの手法の一つで、先進国と途上国が共同で温室効果ガス削減事業を実施し、その削減分(排出権)を先進国が自国の目標達成に利用できる制度。

- ・ (指標1)の対象ではありませんが、エジプトの風力発電事業(2003年度承諾)、インドネシアの地熱発電事業(2003、04、05年度承諾)、パラグアイの水力発電事業(2005年度承諾)などにおいて、CDMの適用に向けた手続きに着手しており、本行は適用実現のための調査や登録申請を支援しています。また、本行が出資する日本カーボンファイナンス(JCF)が中国の大手石炭会社とメタンガス回収事業から生じる排出権の購入契約を調印するなど、本行の CDM 事業の推進が成果をあげています(事例紹介参照)。

<事例紹介> 日本カーボンファイナンス(JCF)を通じた京都メカニズムへの取り組み

本行は日本政策投資銀行、民間企業とともに2004年度にJCFを設立しましたが、2005年11月にJCFは中国山西省のメタンガス回収事業から生じる排出権の購入契約を現地事業者と締結しました。対象事業であるメタンガス回収事業は、アジア開発銀行や民間金融機関との協調融資として本行が2004年に事業開発等金融を供与したもので、炭鉱から大気中に放出されている炭鉱メタンガスを回収しそれを燃料として発電するほか、都市ガスとして供給する事業です。この事業により、年間約200万トンの排出権が発生することが見込まれており、JCFはこの排出権の一部を購入する契約を締結しました。JCFと現地事業者の契約が締結されたことは、事業本体に本行が融資していたことが寄与しており、本行が有する多様な金融ツールの活用により、日本側への排出権獲得につながったものです。

なお、JCFはこの他にも、インドの風力発電事業や肥料製造プラント省エネルギー事業、南アフリカのごみ埋立て処分場メタンガス回収事業等から発生する排出権の購入契約を締結しており、JCFを通じた京都メカニズムへの取り組みが本格化しています。

- ・(指標2)の実績は計画を上回りました。アンデス開発公社、コロンビア環境省、中東欧環境センター、ペルー国家環境審議会、ペルー国家環境基金、パラグアイ環境庁等と協議を重ね、多数の業務協力協定を締結しました。
- ・なお、上記二つの指標の対象とはしていませんが、京都メカニズムの普及を図るために、多数のセミナーやワークショップを開催するとともに多くの会合に参加しました。例えば、京都議定書発効に先立ち2005年1月に排出権取引制度が開始された欧州において、日本企業向けセミナー「CO2 キャラバン 2005年欧州」をロンドン、フランクフルト、パリ、ブラッセル等の複数都市で開催しました。また、米州開発銀行との共催による米国ワシントンDCでの中南米CDM関連ワークショップ、日本貿易振興機構(JETRO)や新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)との共催による名古屋での「京都メカニズム活用セミナー」、スペイン政府・JETRO共催による東京での「スペイン・日本ビジネスセミナー」等において、排出権ビジネスの動向や本行の温暖化ガス排出削減事業への取り組みについて講演し、CDM事業等の促進を働きかけました。

京都メカニズム活用案件以外で温室効果ガスの排出量削減・吸収につながる事業に対する支援

- ・資源需要の急増や資源価格の高騰を受け、資源・エネルギーの有効利用や環境にやさしいクリーンエネルギーの活用が注目を集める中、(指標3)については、実績は計画を上回りました。本行は温室効果ガス削減に貢献するため、クリーンエネルギーである天然ガスの利用促進を図るべく、オマーン、インドネシア、ロシア、オーストラリア等から液化天然ガスを本邦に輸入するための貸付を行いました。また、再生可能エネルギーや代替エネルギーの活用による地球環境負荷の軽減に寄与するため、インドネシアの水力・地熱発電、エジプトの太陽熱・ガス統合発電事業、チュニジアの太陽光発電事業向けの貸付を行いました。エジプトの事例は、太陽熱発電をガスコンバインドサイクル発電に取り込む世界的にも新しいタイプの統合発電所の建設を支援することで、環境分野における新技術の導入を後押しするものです(29頁、事例紹介参照)。
- ・(指標4)については、プロジェクト検討の遅延や融資要請取り下げ等の要因により、実績は計画を下回りました。具体的な事例としては、マレーシアにおける中比重木質繊維板の製造・販売事業向け融資や、チュニジアの太陽光発電事業等があり、後者は太陽電池等の日本が誇る優れた技術が活用されるものです。
- ・なお、上記指標の対象とはしていませんが、タイで開催された第一回アジアESCO会議(注)(2005年10月)に参加し、25カ国からの参加者に対し、エネルギー効率化に向けた本行の融資事例等の取り組みを紹介

しました。

(注2) ESCO: Energy Service Company の略です。ESCO 事業は、顧客(工場・ビル・ホテル等)に対し設備改善によるエネルギー効率化サービスを提供、効率化を保証し、顧客の光熱費削減分から収益を受け取る事業です。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ 今後とも、引き続き温室効果ガス排出抑制に資するプロジェクトを支援するとともに、京都メカニズムを活用した案件への取り組みが世界的に本格化しつつある状況を踏まえ、業務協力協定等を活用しつつ、従前以上に積極的に CDM 事業等への取り組みを行うことが求められています。他方で、クリーン・テクノロジーの分野で日本企業は高い技術力を有しており、その技術力が生きる機会の創出を支援し、日本企業のビジネスと温暖化問題改善への取り組みの両立を図ることも重要です。

課題 6-2

地球温暖化問題以外の地球規模問題への対応の強化

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	計画
水資源・感染症・人口問題への支援	(指標1) 水資源・感染症・人口問題に資する出融資保証承諾案件数		13	24	42	25	47
酸性雨問題軽減に資する対策への支援	(指標2) 酸性雨問題軽減に資する出融資保証承諾案件数		新規		1	1	2
評価結果							

○：優れた取り組みがなされたと評価します。 □：良好な取り組みがなされたと評価します。 △：今後の取り組みに留意が必要です。
 -：外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

水資源・感染症・人口問題への支援

- ・(指標1)の実績については、前年度までの水準を上回ったものの計画を下回りました。これは、水資源・植林・総合環境保全を対象とする対中円借款供与の遅延、相手国側の政策変更等の事情によるものです。具体的な実績の例は以下のとおりです。
 - 水資源問題への取り組みとしては、インドでは、下水処理水の再利用を促進する下水道施設整備事業、山間地域でのモデル事業として類似地域への展開が期待される総合流域保全事業を支援したほか、チュニジアのオアシス灌漑事業、インドネシアの水資源開発事業、カザフスタンの上下水道整備事業、パキスタンの全国排水事業、ベトナムの水環境改善事業等を支援しました。
 - 感染症問題への取り組みとしては、ベトナム地方病院医療開発事業(事例紹介参照)の感染症対策等に係るトレーニング実施を支援したほか、特に HIV/エイズ対策として、円借款インフラ整備事業における HIV/エイズ対策に係る指針を 2005 年 8 月に見直し、インドの高速輸送システム建設事業等において、工事に従事する労働者に対する HIV/エイズに関する啓発活動を支援対象としました。また、タンザニアにおけるマラリア防疫用蚊帳の製造・販売事業への融資を行いました。

<事例紹介> 地方病院医療開発事業 (ベトナム)

ベトナム北部山岳地域は、経済発展の遅れもあいまって、医療施設機材の老朽化及び病院スタッフの技術能力不足が深刻であり、医療機関が十分な機能を果たしておらず、特に同国で増加傾向にある外傷に対応できる地方の中核病院の整備が喫緊の課題となっています。

本行が支援した本事業は、ベトナム北部のハティン省、タイグエン省、ランソン省の 3 省において、地方中核病院への機材供与及び医療関連のトレーニングを提供することで、事業対象地域の医療サービスの向上等を図り、地域住民の健康改善に寄与することを目的とするものです。特に、医療サービス向上には、供与される基礎的医療機材に関する検査技術・治療技術の向上が不可欠であることから、本事業では、手術、母子保健や機材維持管理方法等のほか、鳥インフルエンザを含む感染症対策について、各病院へのトレーニングを実施します。

- ・また、上記の指標の対象とはしていませんが、以下の取り組みを行いました。
 - 水資源問題については、東南アジア水フォーラム(2005年8月)において、本行の様々な取り組み事例を紹介しました。また、メキシコで開催された第4回世界水フォーラム(2006年3月)へ参加し、水資源の総合管理の専門家が参加する分科会を開催し、本行による支援事例の紹介とノウハウの提供を行いました。
 - アジア・太平洋地域エイズ国際会議は、HIV/エイズの世界的広がりを背景に、アジア・太平洋地域内での連携した対策への取り組み促進を目的として、1990年から開催されている国際会議です。初の日本での開催となった2005年7月の第7回会議には約4,500名の参加がありましたが、本行はインフラ事業における建設労働者へのエイズ対策と企業の社会的責任(CSR)のテーマからなるサテライト・ミーティングを開催し、本行がメコン地域(タイ、ラオス、カンボジア、ベトナム等)において実施しているエイズ対策の実例や本行が有する経験・知見を紹介しました。なお、本ミーティングには学識者をはじめ、国際機関、政府関係者、NGO、企業等、約120名が参加しました。
 - また、ベトナムにおいて、鳥インフルエンザに関連する保健・家畜防疫分野の調査を行い、国内感染症専門機関や外務省等と情報を共有するとともに、今後の支援可能性を検討しました。

酸性雨問題軽減に資する対策への支援

- ・(指標2)については、計画を達成しました。円借款を供与したアゼルバイジャンのガス火力複合発電事業では、天然ガスを燃料とし、更に蒸気を利用する複合火力方式を採用すること、また低NO_x(窒素酸化物)バーナーを導入することから、NO_x、SO_x(硫黄酸化物)の大幅な排出削減が期待されます。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・(指標1)に関しては、前年度と同水準を保っていますが、実績は計画を下回っています。新規案件承諾の時期が遅延したことや相手国政府内での政策変更等の外部要因によるものですが、相手国政府との政策対話や調査を通じて、中長期的な視点で計画を立てる必要があります。また、エイズ対策会議における本行の能動的な関与のように、各国の専門家や実務者との経験や知識の共有に努めつつ、事業形成・実施への支援に取り組むことが重要です。

課題 6-3

平和構築への貢献

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	計画
紛争予防や、周辺国を含めた紛争地域における復興・再発防止への多様な支援	(指標1) モニタリング指標 紛争予防や復興等に資する取り組み件数			新規		14	
評価結果							

○：優れた取り組みがなされたと評価します。 □：良好な取り組みがなされたと評価します。 △：今後の取り組みに留意が必要です。
 -：外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

紛争予防や、周辺国を含めた紛争地域における復興・再発防止への多様な支援

- ・ (指標1)の実績については、平和構築に向けた支援を積極的に行いました。
 - スリランカでは、約20年に及んだ民族紛争により、死者6万5千人、国内避難民80万人という多大な人的被害とともに、経済社会インフラの多くが破壊されました。内戦により被災した同国北部や東部地域の復興を支援するために、2004年度に引き続き、2005年度もスリランカ政府向けに平和構築支援金利(優遇金利)を適用した借款承諾を行いました。本事業は、反政府勢力のタミル人組織「タミル・イーラム解放の虎(LTTE)」の支配地域を含む同国東部州を対象とした初の円借款事業です。スリランカ政府は経済復興と平和促進の側面から北・東部を開発の優先地域としています。また、東部地域は、2004年12月に発生したインド洋津波被災地として経済格差がさらに拡大しているため、一層、復興・復旧が急がれています。本行は東部沿岸地域の道路復旧の支援を通じて、投資促進と地域産業の発展、コミュニティ外への就業機会の増加、教育・保健等社会サービスへのアクセスの向上等、多面的効果により同国の平和構築に寄与せんとしています。
 - グアテマラに対しては、30年以上に及ぶ内戦で被害が特に大きかった地域の道路整備を支援しました。内戦時代に反政府勢力の拠点となっていた当該地域の復興・開発は遅れており、同地域を横断する道路や周辺自治体へのアクセス道路、農村道路を整備することにより、当該地域の交通輸送手段の確保を図り、住民の生活水準の向上及び地域経済の活性化を通じて和平の定着並びに貧困削減に貢献するものです。
 - 本行は平和構築をテーマとした研究にも取り組みました。主なドナー国・国際機関の平和構築支援への取り組みを調査し平和構築の概念を整理するとともに、アフガニスタン等の事例研究を通じて本行の平和構築支援のあり方を検討しました。また、平和構築に関する検討会への参加やワークショップ開催などを通じて、JICA、アジア経済研究所、大学、NGO等との連携強化や知見の共有に努め、今後の平和構築支援に向けた効果的支援のあり方についての検討を進めています。
- ・ また、上記指標の対象としていませんが、以下の取り組みがありました。
 - イラクの復興に関しては、日本政府が国際的に表明した支援方針に則り、本行はイラクの中長期的な

復興支援のための案件形成を進めてきました。多くの基幹インフラが破壊された同国では、新規円借款供与の検討に要する調査資料の不足や治安問題という大きな制約がある中で、隣国アンマンにも本行職員を長期派遣し、また本店からのミッションやワシントン事務所、カイロ事務所などによるイラク政府との数多くの協議を踏まえ、港湾、灌漑、電力セクター等における新規案件の形成を支援しました。特に、案件形成に関する調査に際しては、JICA や JETRO 等の日本側関係機関、国連開発計画や世界銀行、米国などの主要ドナーと緊密に連携し、効率的かつ効果的な実施に努めました。これらの調査が機動的に進められたことにより、その後、同国に対する借款供与(4 件、計約 800 億円)の手続きが進められています。

- 本行が国際機関とともに支援を行っているフィリピン南部(ミンダナオ島)における平和構築については、紛争地域の自治政府による開発事業の調整能力向上について、現地フォーラム等でも提言する等、積極的に関与しました。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への良好な取り組みがなされたと評価します。
- ・ 平和構築への取り組みについては、これまでも、アフガニスタンの復興支援のために、本行職員が JICA 専門家として派遣されるなど、様々な取り組みを行ってきました。スリランカやイラクをはじめ、本格的な平和構築を目指した継続的かつ機動的な対応が求められており、今後も日本政府の政策や国際社会の要請を踏まえた取り組みが必要です。

課題 6-4
災害への対応

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)		2006 (18年度)
					計画	実績	計画
災害予防を含む災害対応の各段階における多様な支援	(指標 1) モニタリング指標 災害対応の観点から、緊急支援(復旧)、中長期的な復興・再開発や再発防止・予防に資する取り組み件数			新規		19	
評価結果							

○：優れた取り組みがなされたと評価します。 △：良好な取り組みがなされたと評価します。 □：今後の取り組みに留意が必要です。
-：外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

災害予防を含む災害対応の各段階における多様な支援

- ・ (指標 1)のうち、緊急支援(復旧)および復興・再開発については、津波や地震等、世界各地で発生した大規模災害に対して、本行が有する国際機関やNGO等を始めとする幅広いネットワーク機能を活用し、迅速かつ積極的な緊急支援・復興支援の実施に努めました。具体的な実績の例は以下のとおりです。
- 2004年12月のスマトラ沖大地震・インド洋津波災害対策に関しては、被災各国政府からの支援要請を受け、本行、世界銀行及びアジア開発銀行等が中心となり、2005年1月初旬より、スリランカ、インドネシア、モルディブにおいて緊急ニーズ調査を実施しました。その調査結果は詳細な復旧・復興計画を策定するための基本情報として、各国政府に報告されました(インドネシアとモルディブでは両国政府のホームページにて公開)。同調査結果をもとに、2005年度には、スリランカに対して、津波被害を受けた小規模インフラ(道路、上水道、電力等)への復興支援及び漁業や観光等の民間セクターによる経済活動支援等、計3件につき、円借款を通じた支援を行いました。また、これまでモルディブに対する円借款供与の実績はありませんでしたが、緊急ニーズ調査結果を踏まえ、本行の案件形成支援調査を活用し、迅速な案件形成を行いました(2006年7月に融資承諾)。
- 2005年10月に発生したパキスタン北東部の大地震に対しては、短期間の緊急支援を実施しました。震災直後、本行は世界銀行やアジア開発銀行、国連機関、JICAとともに緊急ニーズ調査に参加し、その後、調査結果を踏まえ、地震被害発生から約3ヶ月という短期間で、パキスタンに対する緊急震災復興支援借款を供与しました(事例紹介参照)。
- アルジェリア北部地震(2003年5月)の震災被害が甚大であったブーメルデス県及びアルジェ県において、被災した学校施設のうち特に被害の大きい小学校26校、中学校4校及び高校6校を対象とする、教育セクター震災復興事業を支援しました。両県では、学校組織毎に隣接校の教室または寄宿舎を借用、プレハブ仮校舎に移動、既存校舎を応急修復して使用、といった緊急措置をとり授業を継続していますが、教室や教育用機材の不足が生じる等、劣悪な教育環境となっており、更に、応急修復処置を施した施設等の耐震性が危惧されたため、本事業により施設再建を支援するものです。

災害対策としては、災害後の復興支援の他、災害時の被害を最小限に留めるための中長期的な防災措置が重要です。(指標 1)のうち、中長期的な再発防止・予防については、インドネシアやインドでの洪水制御、インドでの砂防ダムやサイクロン被害軽減のための海岸防災林等を含む事業に対して支援を行いました。海岸防災林事業については、過去に津波被災経験を持つ秋田県、及び自然災害の影響調査について豊富な経験を有する秋田大学と連携して、日本の防災に関する経験と知見を活かした案件形成を行いました(事例紹介参照)。

<事例紹介>

地震災害復興支援 (パキスタン)

2005年10月のパキスタン大地震(マグニチュード7.6)による被害は、死者7.3万人、負傷者7万人、倒壊家屋18万棟、また、家屋を失った人は約250万人に上りました。パキスタン政府の要請を受け、本行は世界銀行、アジア開発銀行、国連機関等と共同で緊急調査に参加し、「マクロ経済」、「運輸」、「上下水」の復興ニーズを調査しました。調査結果は、2005年11月にパキスタン政府に提出され、同政府主催の援助会合にて発表されました。ムシャラフ大統領の強い要望を受けて、日本政府は、緊急調査の結果も踏まえ1億ドルの円借款の供与を表明し、震災発生後3ヶ月で、本行はパキスタン政府に対して復興資金を融資する契約を締結しました。本件は、日本からの国際緊急援助隊の派遣や日本政府等による無償資金協力の緊急支援とあわせ、日本による切れ目のない被災地向けの支援を印象付けるものとなりました。

津波被害軽減への支援 (インド)

インド洋津波災害により、インドでは国全体で1万人余りの人々が犠牲となりました。そのうち8千人は南部のタミールナド州に集中しましたが、本行は津波災害の後、同州における既往事業「タミールナド州植林事業」(1997年融資承諾)に関する津波の影響調査を実施したところ、元々は地域の森林減少防止を目的として海岸に植林したマングローブ林が、今回の津波被害の軽減にも役立ったことが判明しました。

本行はこの調査結果を踏まえ、タミールナド州と同じく森林の荒廃が進む、インド東部オリッサ州における「オリッサ州森林セクター開発事業」についても、サイクロン被害の頻発している沿岸部の防災林整備を支援することとしました。具体的には、同事業の形成段階において、1983年の日本海中部地震津波で被災経験のある秋田県が、自治体行政の観点から実務的な助言を行い、また、自然災害の影響調査の分野で豊富な実績・経験を有する秋田大学が、植生別の津波被害の軽減効果などについて助言を行うなど、日本の経験と知見がインドの防災関係者に伝えられ、案件形成に活かされました。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への優れた取り組みがなされたと評価します。
- ・ スマトラ沖大地震・インド洋津波やパキスタン大地震など、大規模災害直後の迅速な対応(国際的援助連携、災害復興計画の立案協力、復興資金供与)の経験を活かし、今後も災害発生時の機動的かつ効果的な対応に努め、また、防災対策にも積極的に支援することが重要です。

(参考) 過去の年間事業評価の結果一覧

2002年3月の「業務運営評価制度」導入時に策定した「業務戦略」(2002～2004年度実施)の下での、各年度の年間事業評価の結果は、下表のとおりです。なお、「平成17年度年間事業評価」における段階評価との非連続性に関する留意点(従来と比べて段階評価の基準自体を見直した結果、過去の評価結果とは全く比較できなくなっていること)については、第一部(8頁)で既に述べたとおりです。

(表) 平成14～16年度の年間事業評価における段階評価とその基準

(1) 段階評価

分野	課題	段階評価			
		2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	
基本	民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化	A	A	A	
	効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用	B	A	A	
	国際機関・他国公的機関との積極的連携	A	A	A	
	環境問題に対する配慮の徹底及び環境改善案件への積極的取り組み	A	A	A	
	中堅・中小企業向け支援内容の充実	A	A	A	
	財務に関する課題	適正な損益水準の確保	B	A	A
		出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握及び管理	B	B	B
	組織能力に関する課題	オペレーションの機動的・効率的な実施	B	A	A
		我が国国民の意見・要請の適切な反映	A	B	B
		利用者の視点に立った業務の改善	B	A	B
		情報公開・広報活動の推進	A	A	A
	国際金融秩序安定への貢献	アジア地域における市場の信認回復のための健全な経済運営に対する支援強化	A	A	A
アジア各国のマクロ経済動向に関するモニタリング強化		A	B	B	
アジア各国の国際金融市場における資金調達支援		B	A	A	

分野	課題	評価結果		
		2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)
開発途上国の 経済社会開発 支援	アジアを中心とした各国の多様な開発ニーズを踏 まえた選択的な支援の推進	A	A	A
	貧困削減への対応の強化	A	A	A
	開発途上国の経済的自立に必要な民間経済活動 を推進する支援	A	A	A
	知的協力の推進	A	A	B
	我が国国民の参加と他の援助形態・機関等との連 携による開かれた円借款業務の推進	A	B	B
	円借款業務の質の向上	A	A	A
我が国の資源 の安定確保	我が国としてのエネルギー・鉱物資源の確保	A	A	A
	高リスク・巨額な資源案件への適切な対応	B	B	B
我が国の資 本・技術集約 型輸出の支援	日本企業の輸出競争力の確保	B	A	B
	日本企業の輸出機会の創出	A	A	A
	我が国が競争力を有するような公的輸出信用制度 の構築	A	A	A
我が国産業の 国際的事業展 開の支援	開発途上国における日本企業の事業機会の創出	A	A	A
	日本企業のニーズを反映した開発途上国政府によ る経済・社会インフラ整備および投資関連諸制度 の整備支援	B	A	B
	日本企業のニーズを反映した開発途上国における 裾野産業の育成	A	B	A
	開発途上国の経済情勢等の環境変化への機動的対応	A	B	B

分野	課題	評価結果		
		2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)
開発途上国の地球規模問題への対応支援	開発途上国政府による地球温暖化対策と我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援の拡充	A	A	A
	日本企業を通じた地球温暖化対策への支援の拡充	B	A	A
	地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題への対応の強化	B	A	B
	地球規模問題に関する技術・知見を有する我が国内外の研究機関・国際機関・企業・NGO等の関係機関との知的連携の強化	A	A	A
計	A	22	26	22
	B	11	7	11

(注) 上表では、わかりやすさを確保するため、過去の段階評価が一覧できるよう併記していますが、2002～2004年度の間においても、外部有識者委員会の意見等も踏まえつつ、評価手法等制度運用の見直し・改善を図ってきており、各年度の段階評価を単純に比較することは必ずしも適切ではありません。

(2) 段階評価の基準

段階評価		段階評価の基準の考え方
A	適切な取り組みがなされたものと評価されます。	指標の達成度の評価()が良好な場合(注)、または が良好ではないが、指標に掲げていない取り組みの評価()、年間事業計画に予め掲げていない追加的な取り組みの評価()が極めて良好であるもの。
B	概ね適切な取り組みがなされたものと評価されます。	が良好ではないが、 、 が良好であるもの。
C	取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要です。	、 、 が良好ではないもの。
-	外部環境の変化等により評価不能。	

(注) 制度運用の初期の段階では、指標だけでは必ずしも適切に反映されない「課題」もあるため、指標の達成度に関する評価が良好である場合も自動的にAとせず、指標と課題の関係に留意します。

平成 17 年度年間事業評価に係る外部有識者委員会の意見書

意見書

本意見書は、「平成 17 年度年間事業評価に係る外部有識者委員会」（構成委員は別紙の通り。）第 2 回会合（平成 18 年 9 月 26 日開催）での議論を踏まえ、評価結果の妥当性及び業務運営評価制度の今後の運用改善に向けた意見を取りまとめたものである。今回の議論の前提となる、第 1 回会合（平成 18 年 6 月 16 日開催）における評価手法等に関する意見は別添の通り。

1. 評価書の妥当性について

評価手法は適切に適用されており、評価書は妥当である。その他、改善が見られる点、また留意すべき点は以下の通り。

- (1) 評価書は、具体例の充実など形式面の改善に加えて、今回評価基準を変更したことで段階評価及び書きぶりにもメリハリが付き、全体として分かりやすくまとまっている。
- (2) 特に、段階評価の分布について、一般的には上位の評価が多くなりがちであるが、今回、三段階の中間となる「良好な取り組み」を標準とすることを念頭に評価が行われたことは、かなりの改善であり、独自の取り組みとして高く評価できる。また、「今後の取り組みに留意が必要」と評価した課題の数は少ないが、その位置づけや活用の方向性が内部で議論・整理され、実際に適用された点は評価できる。
- (3) 今後の業務改善策等の記述について、具体的対応案まで明記する必要はなく、評価においては新たな課題等を表出させるよう留意することでよい。

2. 制度運用の改善点について

- (1) 「今後の取り組みに留意が必要」と評価した課題について、今後の業務運営にどのように反映していくかが重要。
- (2) 「優れた取り組み」と評価した課題で、仮に次年度も同程度の取り組み状況の場合、質的側面などをどのように評価すべきか改めて検討が必要となろう。
- (3) 公的機関の業務の現場は一般に自己完結的になりがちゆえ、こうした評価結果を内部で適切に共有していくことで、常に現場においても国民の目を意識した業務を促していくことが重要。
- (4) 評価においては、質的評価の客観性に引き続き留意する一方で、計画の立て方についても分かりやすく説明していく工夫を考えてはどうか。
- (5) 本制度の更なる効果的・効率的な運用に向けて、評価の内部活用を一層深める段階に入ってきているとの認識の下、本制度の運用状況を評価することも有意義ではないか。

平成 18 年 10 月 2 日

国際協力銀行業務運営評価制度
平成 17 年度年間事業評価に係る
外部有識者委員会
座長 高木 勇三

業務運営評価制度：平成 17 年度年間事業評価に係る外部有識者委員会
第 1 回委員会議事要旨（平成 18 年 6 月 16 日開催）

評価手法については、委員会より妥当との判断を得た。ただし、評価手法及び制度運用、その他の点について、以下の意見があった。

1. 評価手法について

- (1) 今回、段階評価の基準等を見直しているが、過去 3 度の年間事業評価の経験や昨年の当委員会意見書を踏まえて、内容が洗練されてきており、表現の面でも工夫が見られる。特に、段階数は従来の三段階から変えずに、中央が標準的段階となるよう尺度を良く工夫しており、量的要素、質的要素、指標で捉えきれない / 当初想定していないその他の取り組みを、バランス良く加味している。
- (2) 新たな評価基準は過去の基準とは異なり、単純比較できないにもかかわらず、新たな段階評価を引続き「ABC」で表記すると、読み手の誤解を招く恐れもあろう。また、他機関では段階評価が上位に集中する例が未だ多いところ、他機関との比較においても誤解されないよう、留意した方が良い。誤解を避けるため、評価手法を変更した旨を評価書の前段ではっきりと説明し、全体として段階評価の基準を従来よりも高めに設定し、その下で評価を行っていることを読み手により明確に伝えることが重要。また、段階評価の記号を変えることも検討してはどうか。
- (3) 評価を通じて現場の意欲を後押しするとの視点も重要であり、段階評価の内容に応じ、最上位段階は「S」表記とすることも考えられる。
- (4) 過去の段階評価は、評価手法を見直すこと等から 17 年度以降の段階評価と併記する必要はないが、参考扱いでいずれかに掲載しておくことが望ましい。
- (5) 「指標の達成度に関する評価」において、今回から指標の達成度は基礎的評価となり、質的評価の重要性が高まっている。従って、質的評価の基準は重要であり、効果が現れるのに時間のかかるものを捉えきれない年度評価としての制約も踏まえつつ、運用の考え方を整理しておく必要がある。また、質的側面がたいへん優れているとした取り組みについては、評価書にその理由などを分かりやすく記述する必要がある。
- (6) 定量面は「良好」や「概ね良好」、定性面は「たいへん優れている」など、評価基準の書き方が異なっているが、更に分かりやすく書き下すことも出来るのではないか。

2. 制度運用、その他について

- (1) 「C」そのものは悪いことではない。課題の再設定あるいは重大な課題の発生があった場合（例えば、外部環境の変化に応じて新たな目標に取り組んだが、成果は出ていない場合）に「C」とした上で、現状不十分なので今後重点的に取り組むとの意思決定を行うなど、重点化の基準として「C」を使っていくのも一案。また、現状では難しいところもあるだろうが、将来的に人や予算の重点化の根拠に評価結果を活用する道筋も出来れば良いと思う。
- (2) 今後組織変更が予定されているところ、今回の評価は変更後の組織においても糧となり得ると思われるところ、評価においてもその点を意識すべきであろう。

以上

委員一覧（座長を除き 50 音順）

高木勇三 日本公認会計士協会常務理事（座長）

岩崎慶市 株式会社産業経済新聞社論説副委員長

大住莊四郎 関東学院大学経済学部教授

角田 博 社団法人日本経済団体連合会参与

城山英明 東京大学大学院法学政治学研究科教授